

あま市都市計画マスタープラン

2022—2032

“あま千カラ”により

暮らしやすさや魅力を高める都市づくり

令和4年3月

目次

第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割

- 1 あま市都市計画マスタープランとは 1-1
- 2 目標年次と対象区域 1-3
- 3 策定体制 1-3

第2章 あま市のこれまでの都市づくり

- 1 位置・成り立ち 2-1
- 2 都市の現況 2-4
- 3 本市が抱える都市づくりの課題 2-37

第3章 全体構想（都市レベルの方針）

- 1 都市の将来像 3-1
- 2 都市づくりの目標 3-2
- 3 将来指標の設定 3-3
- 4 将来都市構造 3-4
- 5 土地利用方針 3-8
- 6 テーマ別方針 3-13

第4章 地域別構想

- 1 地域区分の考え方 4-1
- 2 東部地域の地域づくり構想 4-2
- 3 西部地域の地域づくり構想 4-17
- 4 南部地域の地域づくり構想 4-32

巻末資料

- 資料-1 都市計画マスタープラン策定の経緯 資料-1
- 資料-2 用語集 資料-5

第1章

第1章

都市計画マスタープランの位置づけと役割

1 あま市都市計画マスタープランとは

(1) あま市都市計画マスタープランとは

あま市都市計画マスタープラン（以下、「本プラン」という。）とは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、あま市（以下、「本市」という。）が定める「第2次あま市総合計画」や愛知県が定める「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全に関する方針（名古屋都市計画区域マスタープラン）」に即して定めるものです。

(2) 本プラン策定の目的

本プランは、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、持続可能な都市づくりを目指し、今後の都市計画の方向性を示すために策定するものです。

あま市都市計画マスタープラン（前プラン）の策定

平成22（2010）年の合併を機に、本市が目指す都市づくりの指針を明確にするために、平成24（2012）年12月に策定しました。

前プラン策定後の約10年間で変化した社会経済情勢

前プランが策定されてからの約10年間で、様々な社会経済情勢が変化しており、本市においても、これらの変化に対応した都市づくりが求められています。

- ・人口減少、超高齢社会の進展
- ・大規模自然災害に対する防災意識の高まり
- ・都市施設の老朽化とそれに伴う維持管理費の増大
- ・多様化するライフスタイルや市民ニーズ

変化する社会経済情勢等に対応した、新たなあま市都市計画マスタープランの策定

上記の社会経済情勢等の変化に柔軟に対応した都市づくりへと転換するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）を念頭に置いた持続可能な都市づくりを目指す指針として、本プランを策定します。

SDGs（持続可能な開発目標）とは...

- SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成13（2001）年に策定されたMDGs（ミレニアム開発目標）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択され「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
- SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成されています。

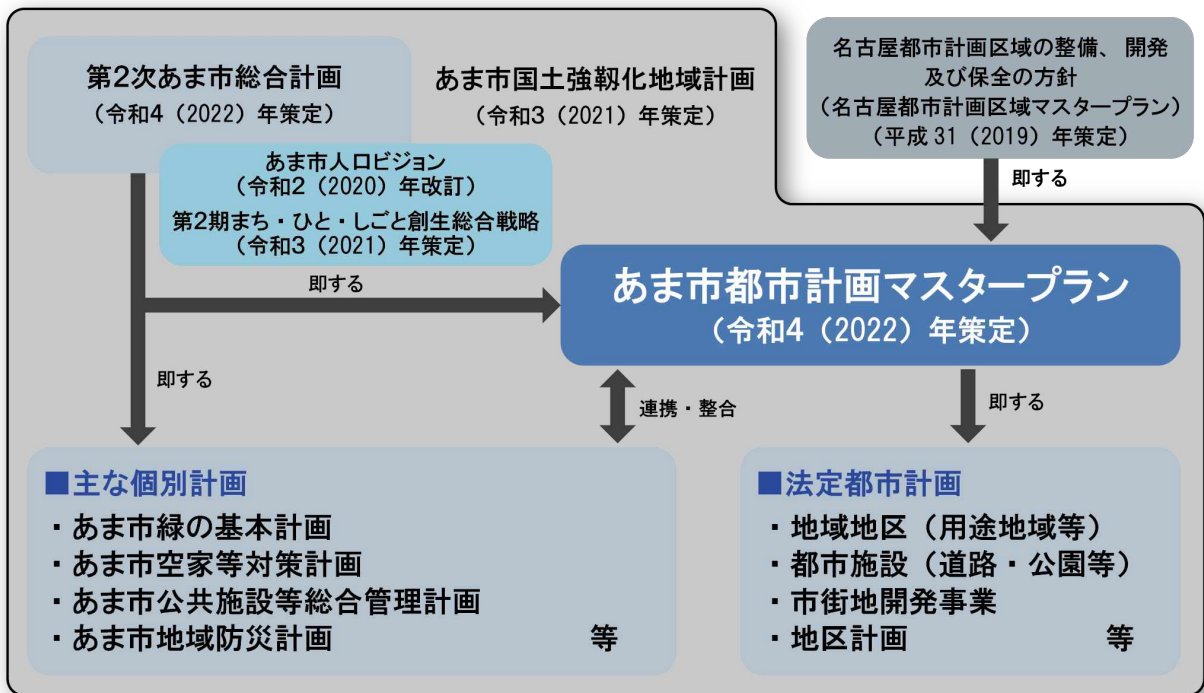
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国際連合広報センター公式ウェブサイト

(3) 位置づけ

本市の最上位計画である「第2次あま市総合計画」や個別計画と本プランの関係は、下図のとおりです。



(4) 役割

本プランが果たす役割は以下のとおりです。

■本市の目指すべき将来像や都市づくりの方向性を定める指針

長期的な視点に立ちながら、本市が目指す将来の都市の姿を設定し、持続可能な都市を形成していくための指針とします。

■土地利用や都市施設等の個々の都市計画の方針

今後、本市が進めていく土地利用、道路・公園等の都市施設等の方針を明らかにし、具体的なまちづくりを進める上での方針とします。

■今後の都市計画の決定や変更等の指針

持続可能な都市の形成に向けて、本市が目指す将来の都市の姿を見据えながら、時代に即した都市計画を定める際の指針とします。

■市民・事業者（各種団体含む）・行政等の協働による都市づくりの指針

市民や事業者（各種団体含む）と行政の協働による都市づくりの推進に向けて、地域特性や市民ニーズに応じたルール（地区計画等）を定める際の指針とします。

2 目標年次と対象区域

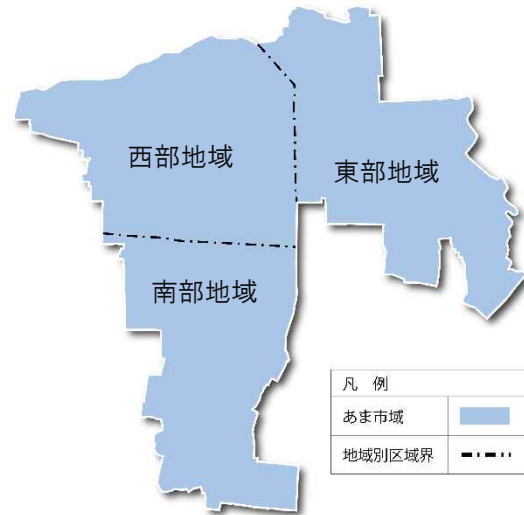
(1) 目標年次

本プランは、基準年次を令和4（2022）年とし、概ね20年後〔令和24（2042）年〕の長期にわたる都市の将来像を見据えた上で、目標年次を令和14（2032）年とします。

また、社会経済情勢の変化や総合計画等との整合を図りながら、持続的な都市づくりを進めるため、概ね5年後の令和9（2027）年を中間年次とし、必要に応じてプランの見直し・検証を行います。

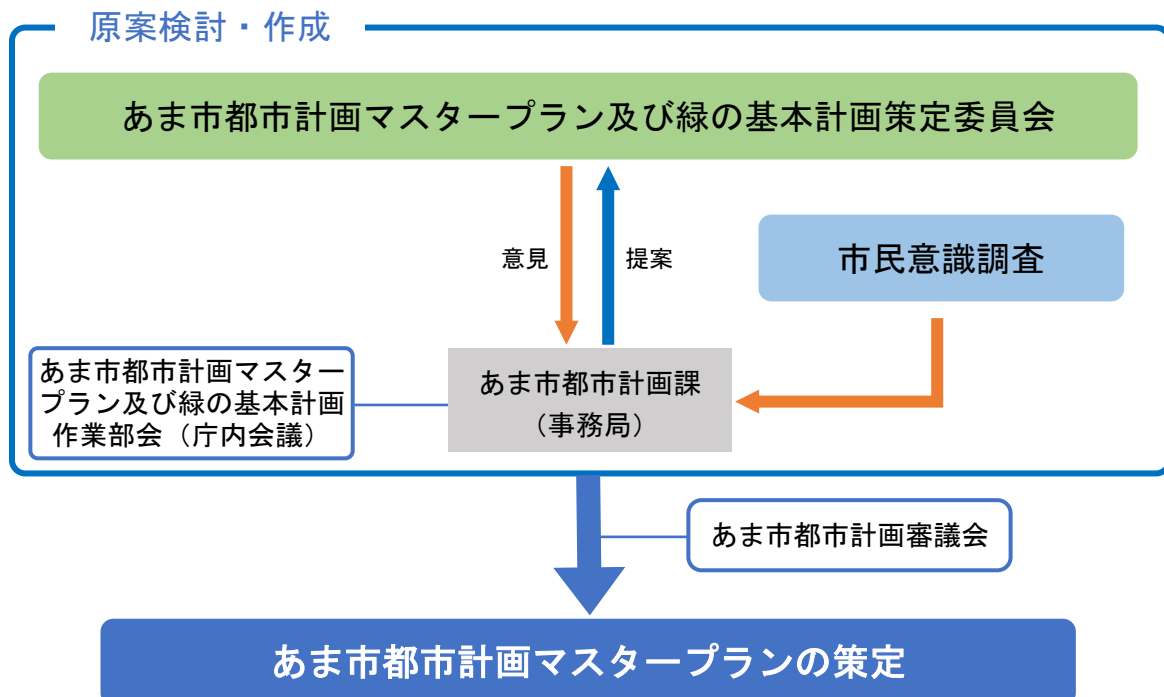
(2) 対象区域

本プランの対象区域は、本市全域（都市計画区域）約2,749haを計画対象区域とします。また、本プランの推進にあたっては、本市のみならず、隣接市町も含めた広域的な交流・連携についても考慮します。



3 策定体制

本プランの策定にあたっては、市民や地元関係団体等から構成される「あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会」、市民意識調査を通して、市民の意見を十分に反映しつつ策定します。



第2章

第2章

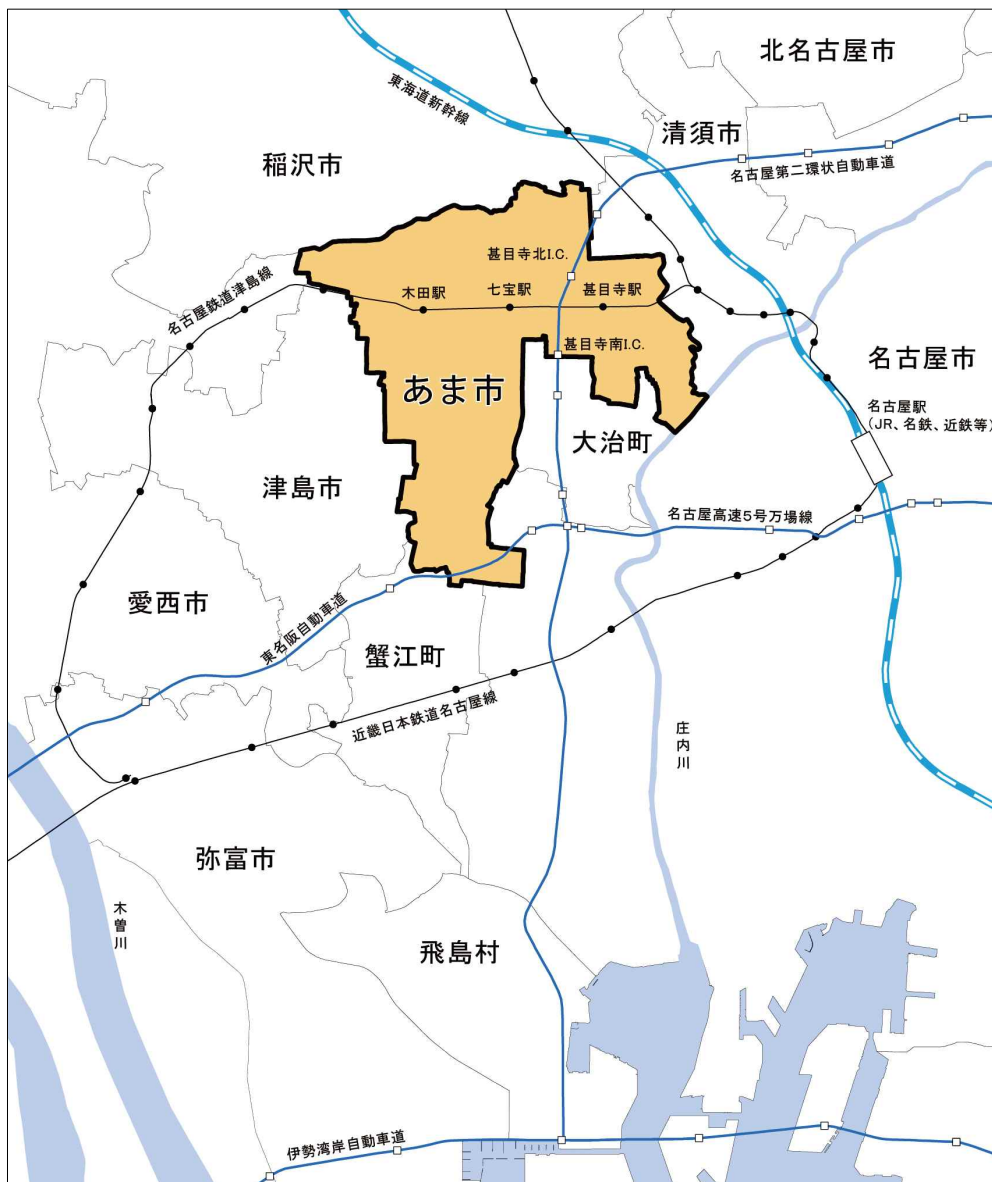
あま市のこれまでの都市づくり

1 位置・成り立ち

(1) あま市の位置

本市は愛知県の西部に位置しており、名古屋市、清須市、稲沢市、愛西市、津島市、大治町、蟹江町の5市2町と隣接しています。市域は東西約7.9km、南北約7.8kmで面積は約2,749haとなっています。

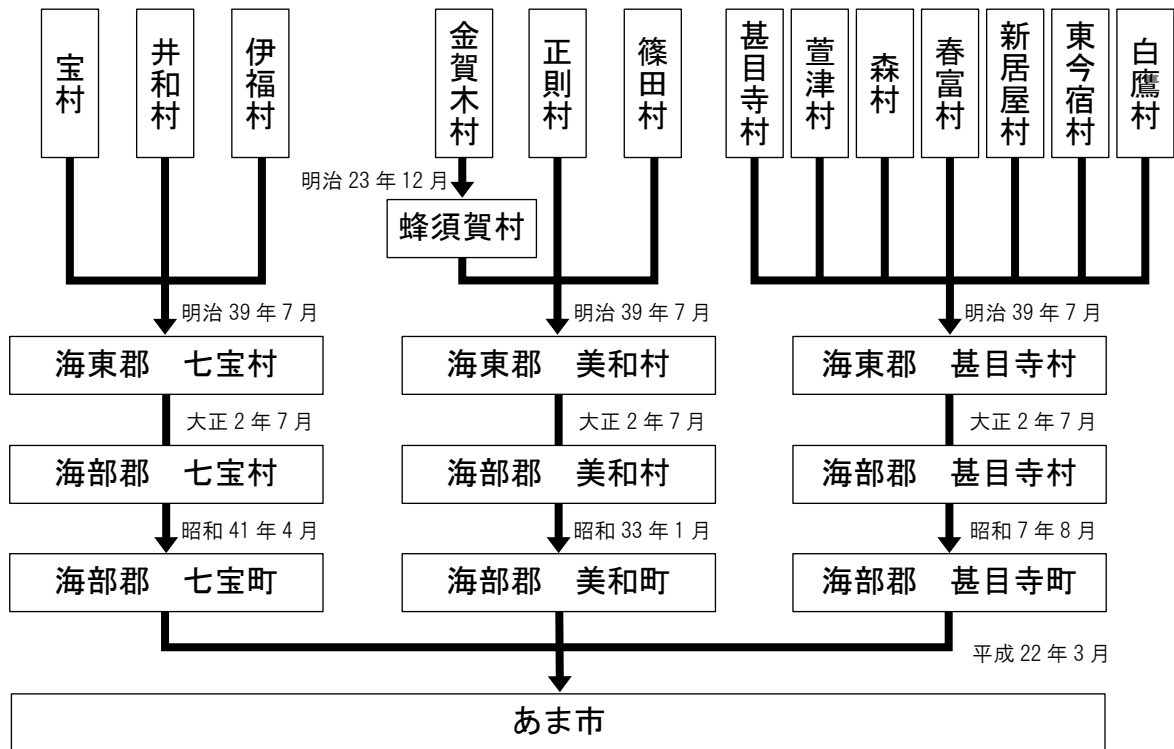
また、名古屋市中心部から鉄道や路線バス等の公共交通機関で約15～30分という立地条件であるほか、名古屋第二環状自動車道（名二環）や東名阪自動車道といった高規格道路が市域を通過するなど、交通利便性の高さから名古屋市のベッドタウンとしての性格を有しています。



■ 広域的な位置

(2) あま市の成り立ち

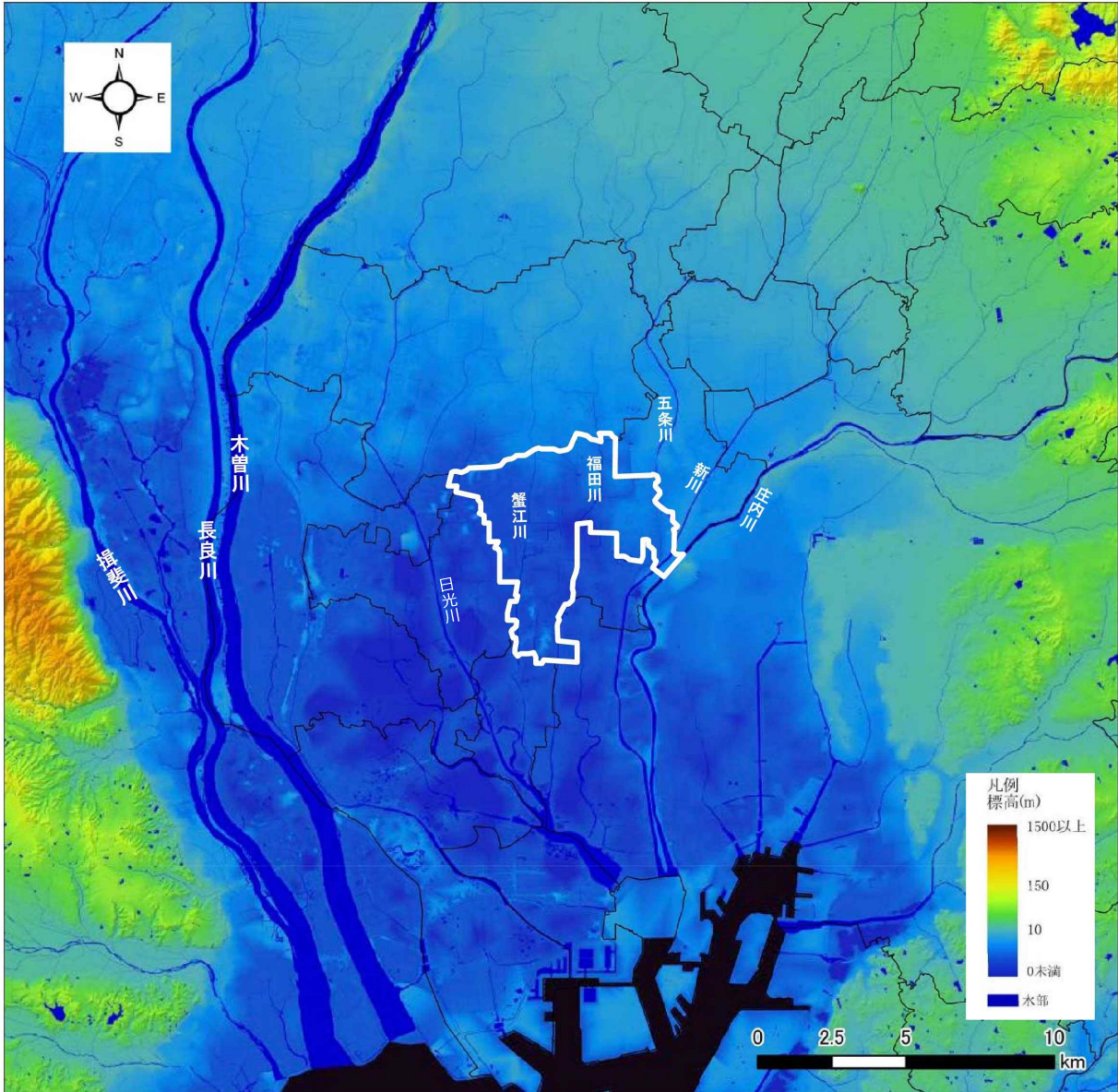
本市は平成の大合併が全国各地で進む中、海部東部地域においても平成14(2002)年から市町村合併についての議論が進み、平成22(2010)年3月22日に旧七宝町、旧美和町及び旧甚目寺町の3町が合併し、県内で37番目の市として誕生しました。



■本市の沿革

(3) 地形

本市の地形は、ほぼ全域が海拔ゼロメートル以下となっており、平坦な地形の中で庄内川、新川、五条川、福田川、蟹江川等多くの河川が南北に流れ、伊勢湾に注いでいます。



資料：国土地理院 デジタル標高地形図【愛知県】技術資料番号：D1-No. 965

■本市周辺の地形

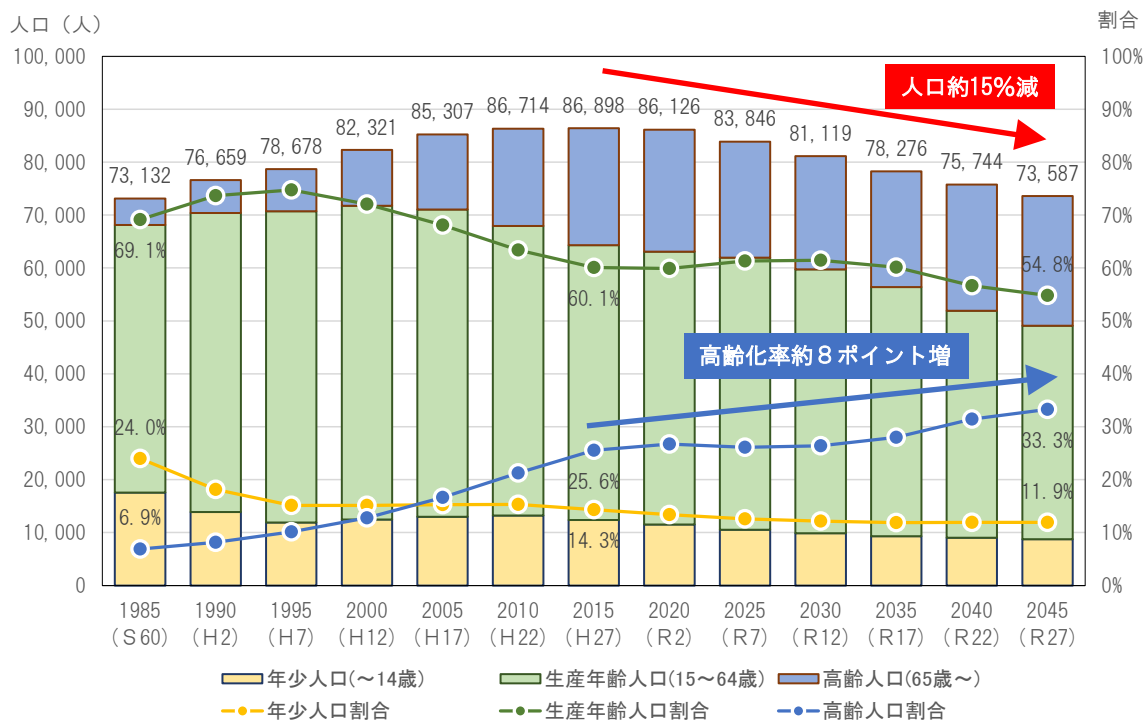
2 都市の現況

(1) 人口及び世帯数

①人口推移

本市の人口は、住民基本台帳によると令和3（2021）年4月1日時点で89,045人となっており、依然増加傾向にあります。しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計では、平成27（2015）年以降は徐々に減少に転じるとされており、令和27（2045）年には約73,600人と社人研推計のピーク時人口である86,898人から約15%減少すると予測されています。

また、高齢化率は年々増加傾向にあり、平成27（2015）年時点の25.6%から令和27（2045）年には33.3%と約8ポイント上昇すると予測されています。



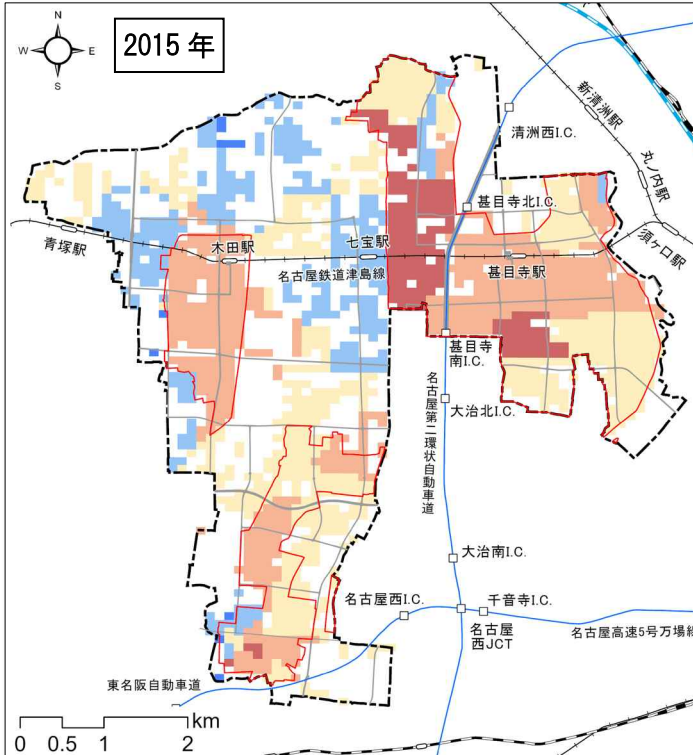
資料：令和2（2020）年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

■人口推移と将来人口

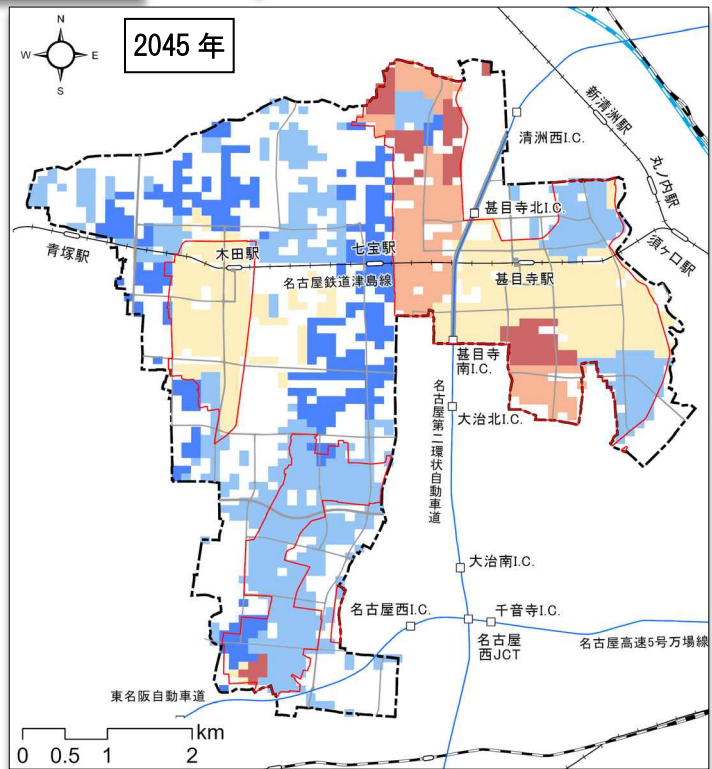
②人口密度

本市の人口密度は、平成 27（2015）年では市街化区域の内、一部の地区を除いて市街地の目安となる 40 人/ha を上回るエリアが広がっています。

しかしながら、令和 27（2045）年の推計では市街化区域の内、市域南部のほぼ全域及び旧基目寺町の一部エリアで 40 人/ha を下回ることが予測されています。



- 凡例
- 市域界
 - 市街化区域
 - 人口密度(人/ha)
 - 20未満
 - 20-40
 - 40-60
 - 60-80
 - 80以上

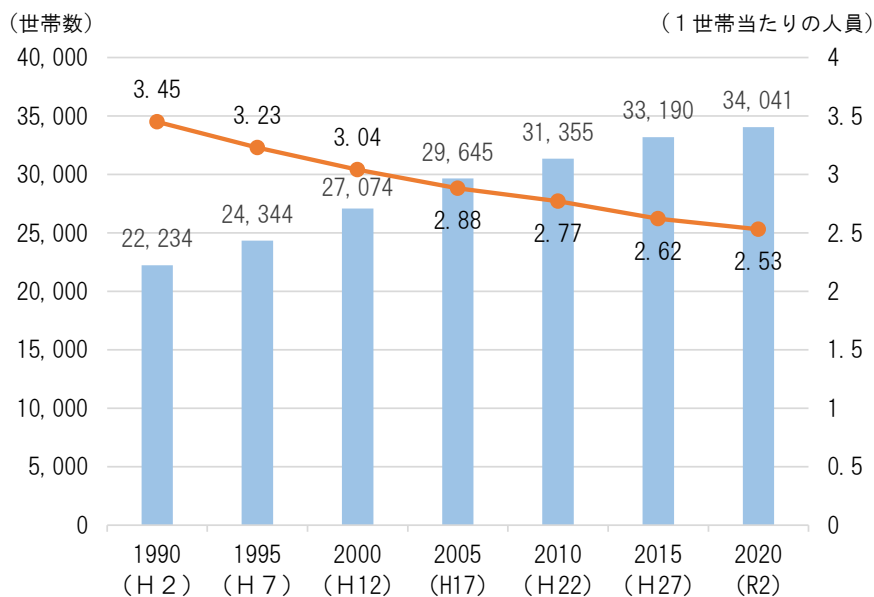


資料：将来人口・世帯予測ツール V2（国土交通省国土技術政策総合研究所）

■人口密度の推移予測

③世帯数の推移

世帯数は一貫して増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員は減少しています。

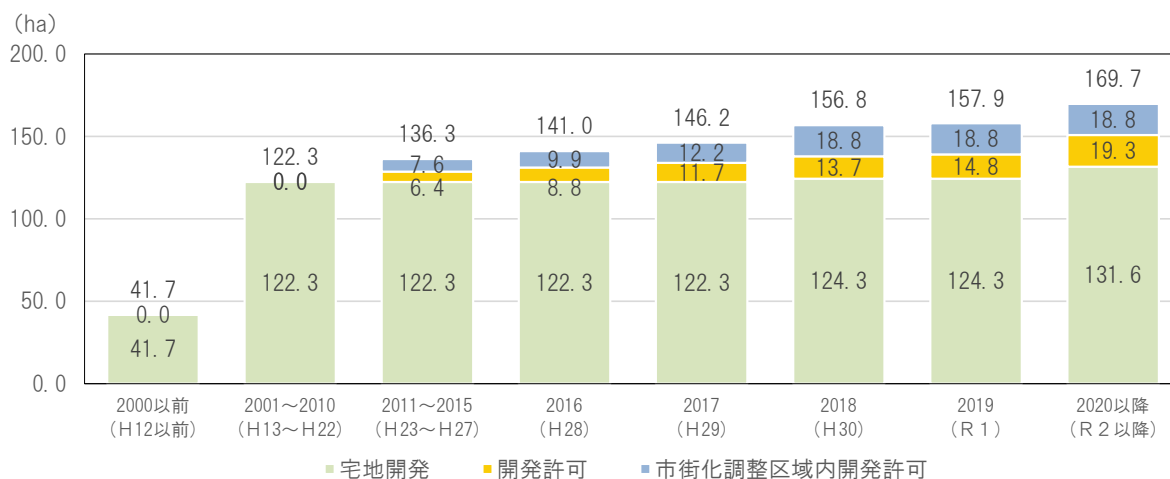


資料：国勢調査

■世帯数及び1世帯当たりの人員の推移

(2) 開発動向

本市の市街化区域内における面的な整備面積は、市街化区域面積の約13%にあたる約151haとなっています。平成13(2001)年以降は民間の開発行為を中心に開発面積が増加していますが、宅地開発としては現在、木田駅南側のエリアにおいて「木田郷南土地区画整理事業」が施行されています。



資料；令和元(2019)年度都市計画基礎調査

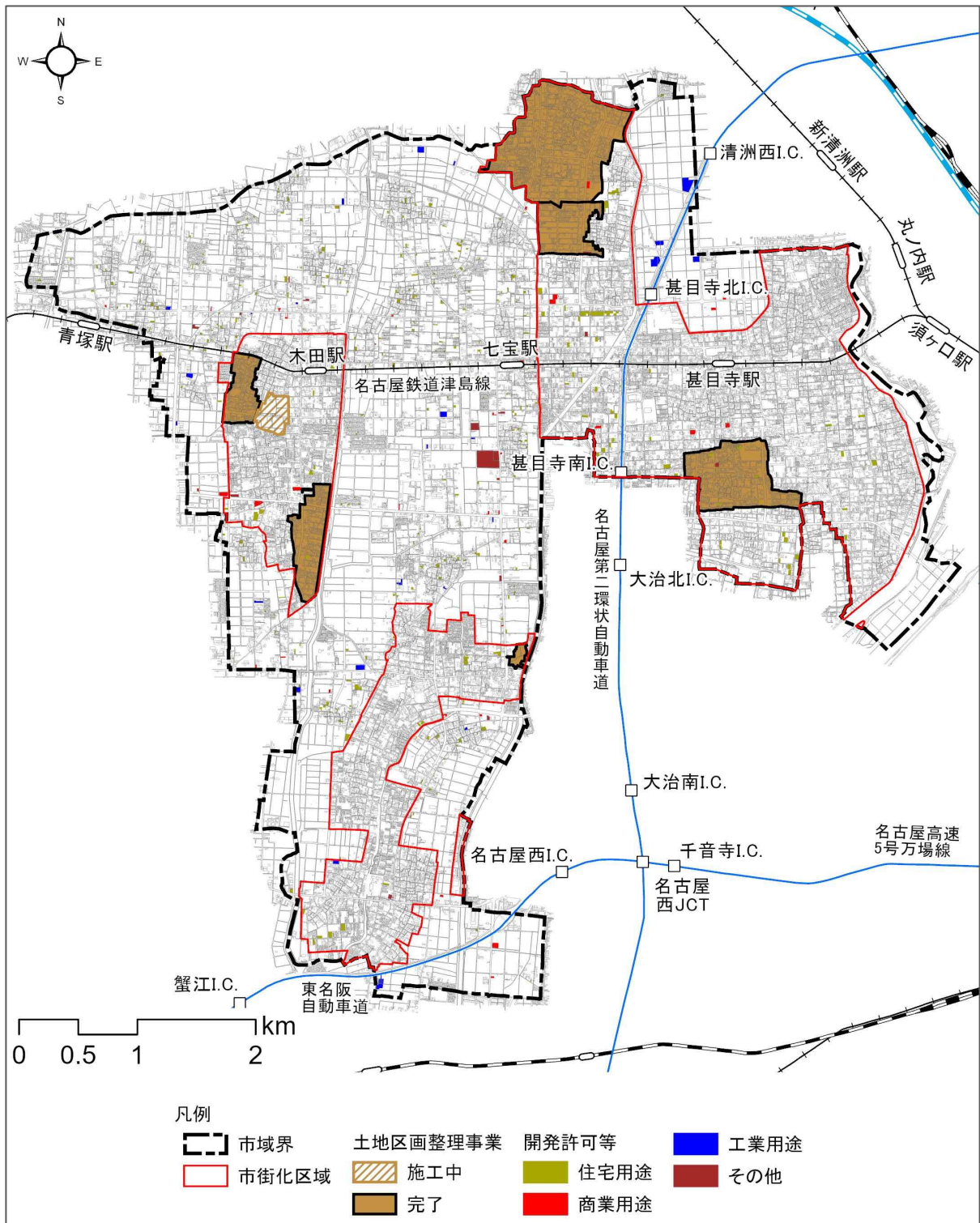
※宅地開発は完了年度の面積

※開発許可は工事完了公告年度の面積

※市街化調整区域内開発許可は許可年度の面積

※完了年度が空欄の開発行為については、令和2(2020)年度以降の完了として計上

■開発動向の推移



資料；令和元（2019）年度都市計画基礎調査

※開発許可等には、市街化調整区域の建築行為を含む

■面的整備現況

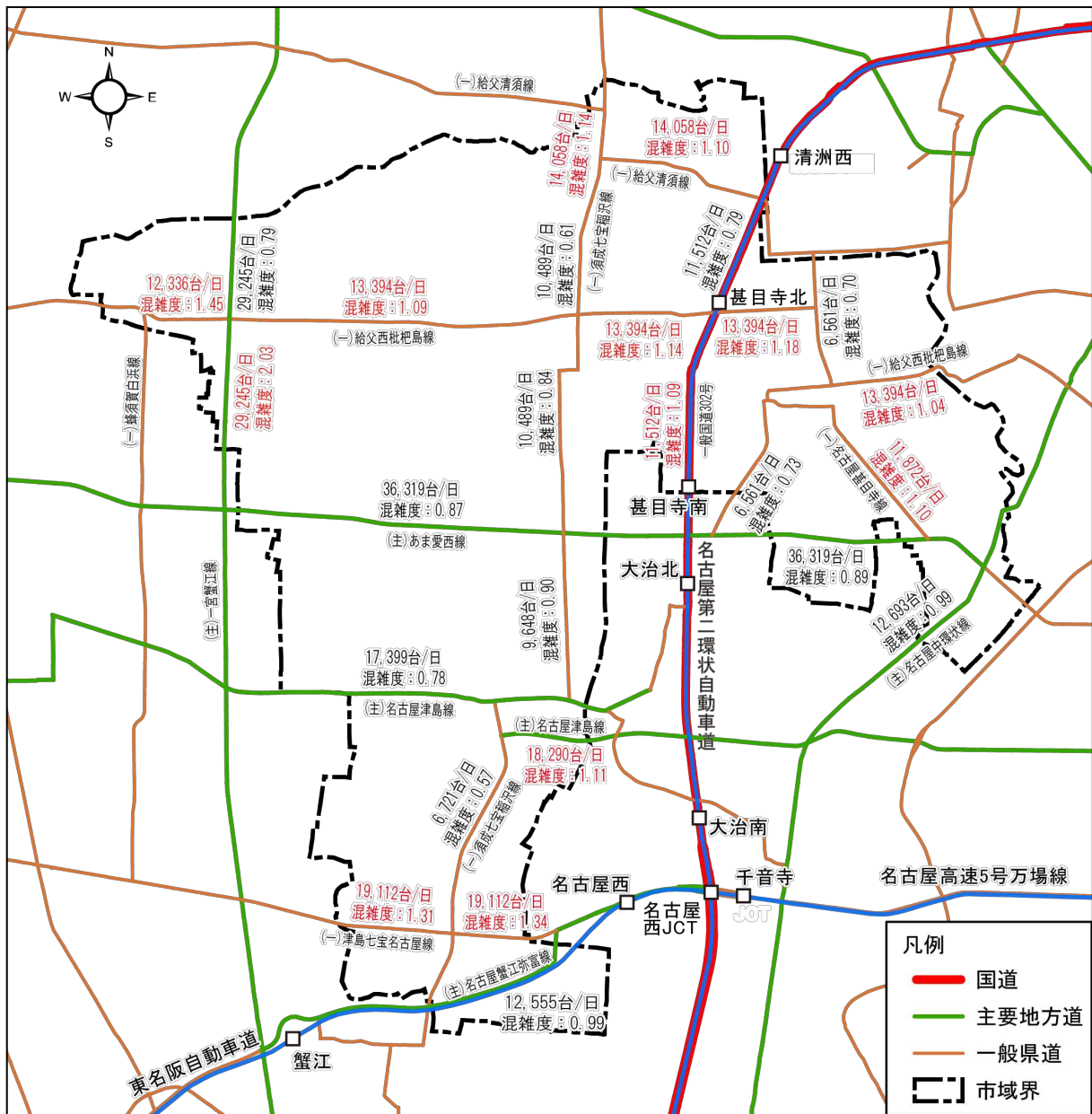
(3) 都市基盤

① 幹線道路網

本市の幹線道路網は東西方向の（一）給父清須線、（一）給父西枇杷島線、（主）あま愛西線、（主）名古屋津島線、（一）津島七宝名古屋線、（主）名古屋蟹江弥富線、南北方向の一般国道302号、（一）須成七宝稻沢線、（主）一宮蟹江線により構成されています。

交通量が1万台/日前後の区間が多い中、（主）あま愛西線及び（主）一宮蟹江線は特に交通量が多くなっています。

また、一般国道302号、（主）一宮蟹江線等、混雑度が1.0を超える区間もみられます。



※：赤字は混雑度が1.0を超える区間を示す。
※：（主）は主要地方道、（一）は一般県道を示す。

資料：平成27(2015)年道路交通センサス

■ 幹線道路網と交通状況

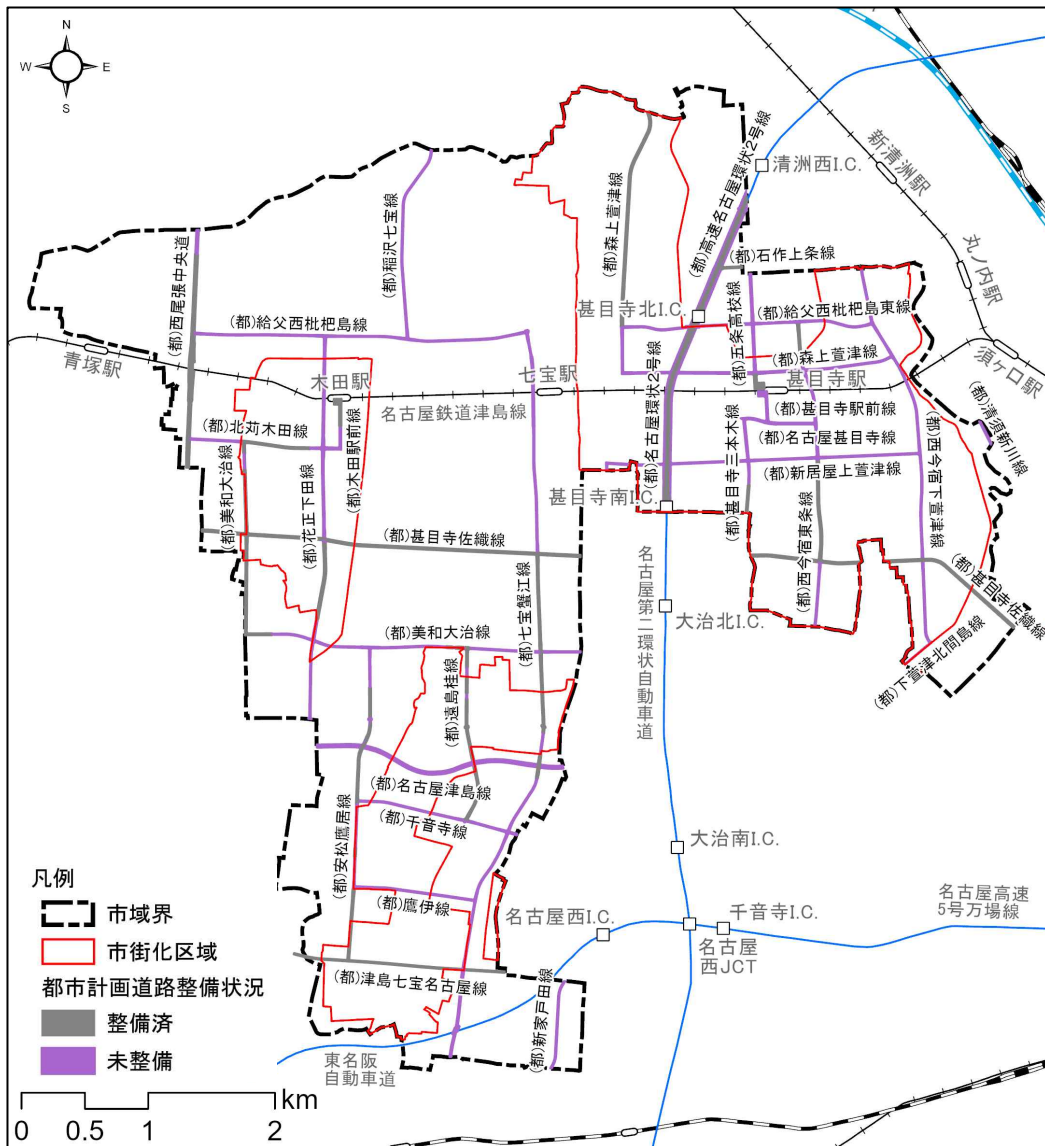
②都市計画道路網

本市の都市計画道路は31路線、58.34kmが都市計画決定されており、整備済延長は全体の約36%となっています。また、整備率が100%の路線は5路線のみとなっています。

■都市計画道路の整備状況

平成30(2018)年3月31日現在

種類	路線数	計画延長 (m)	代表幅員 (m)	整備済延長 (m)	未整備延長 (m)	整備率 (%)
自動車専用道路	1	2.60	—	2.60	0.00	100.0%
国管理区間	—	2.60	—	2.60	0.00	100.0%
幹線街路	30	55.74	16-60	18.56	37.18	33.3%
国管理区間	—	2.60	60	0.00	2.60	0.0%
県管理区間	—	21.54	16-30	10.46	11.08	48.6%
市管理区間	—	31.60	16-20	8.10	23.50	25.6%
合計	31	58.34	—	21.16	37.18	36.3%

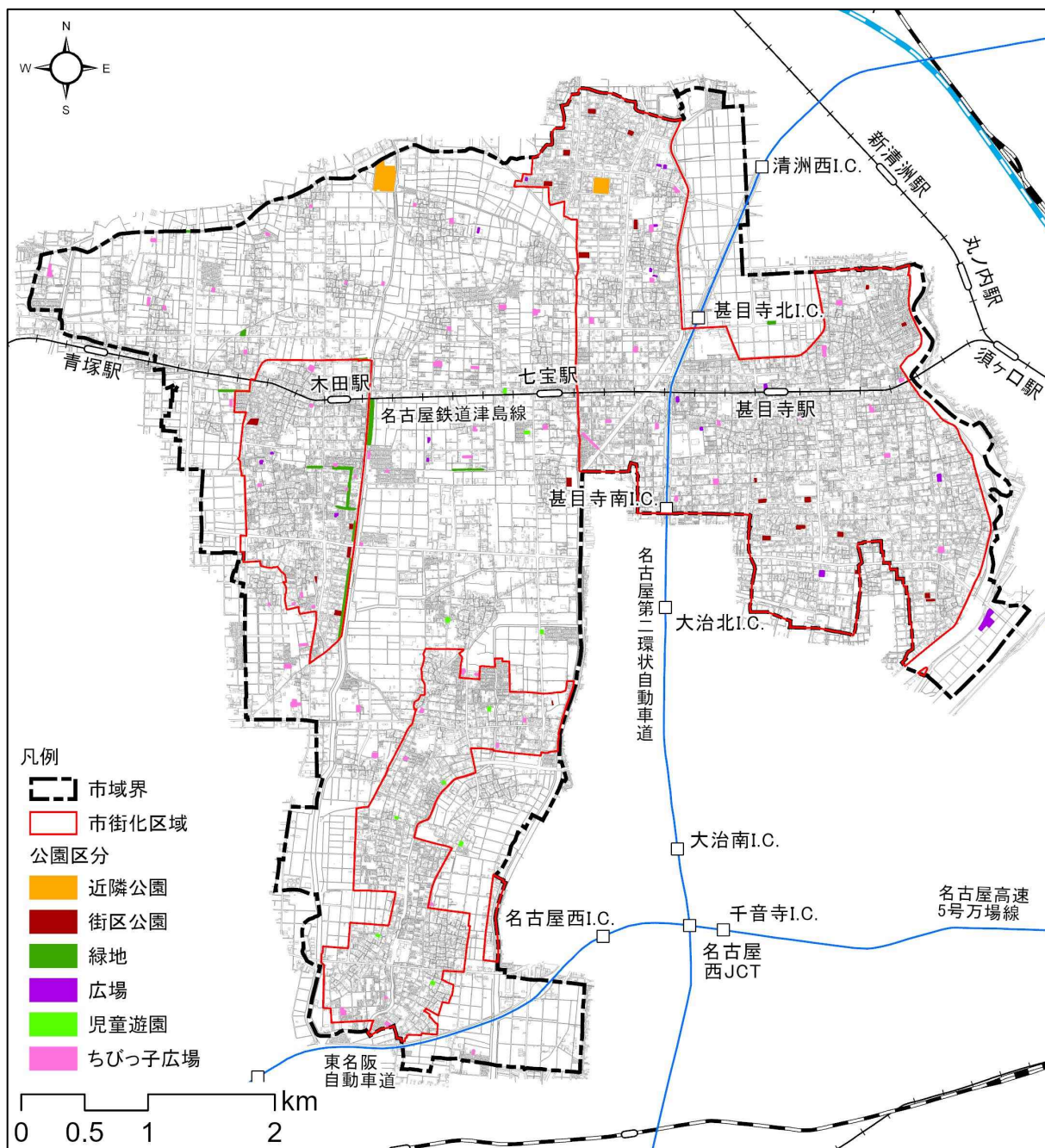


資料：あま市資料

幹線街路：都市計画道路の区分の1つで、主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路に分類されます。
 主要幹線街路：都市の拠点間を連絡し、都市内の重要な地域間相互の自動車交通の用に供する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有します。
 都市幹線街路：都市内の各地域又は主要な施設相互の交通を集約して処理する道路で、都市の骨格を形成します。
 補助幹線街路：主要幹線道路又は都市幹線道路で囲まれた区域内において幹線街路を補完し、区域内の交通を効率的に集散させるための補助的な幹線街路です。

③公園緑地

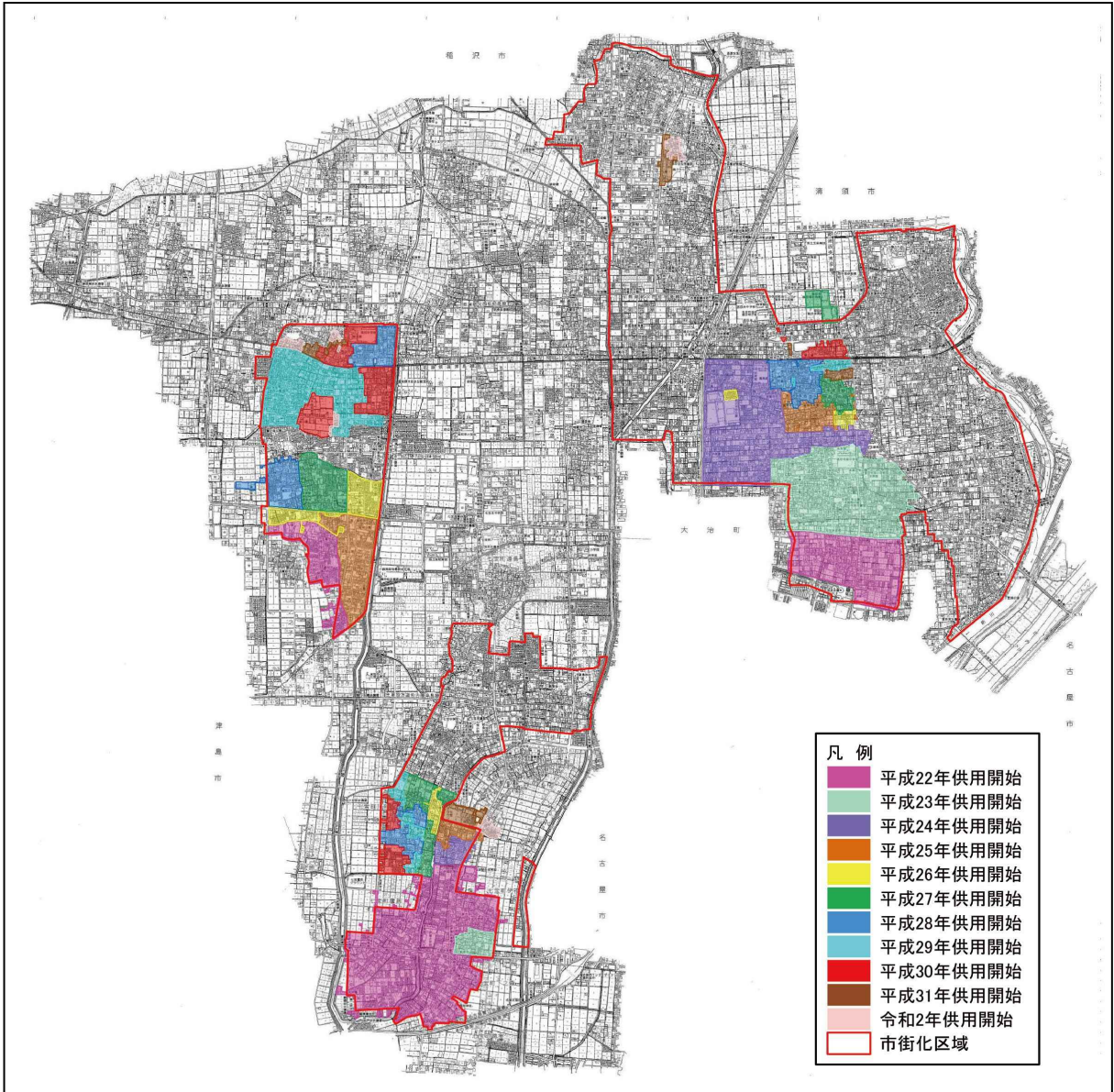
本市には、都市公園が56箇所整備されており、総面積は約13.11haとなっています。一人当たりの都市公園面積は1.47㎡/人となっており、国の標準値(10.0㎡/人)や愛知県の平均値(7.84㎡/人[令和元(2019)年度末現在])を大きく下回っている状況です。



■公園緑地の設置状況

④公共下水道

本市の公共下水道は、平成14（2002）年に愛知県が下水道事業として着手して以降、令和元（2019）年末までに517haが整備されており、現在は「あま市公共下水道重点アクションプラン」に基づき、市街化区域を中心に順次整備を進めています。

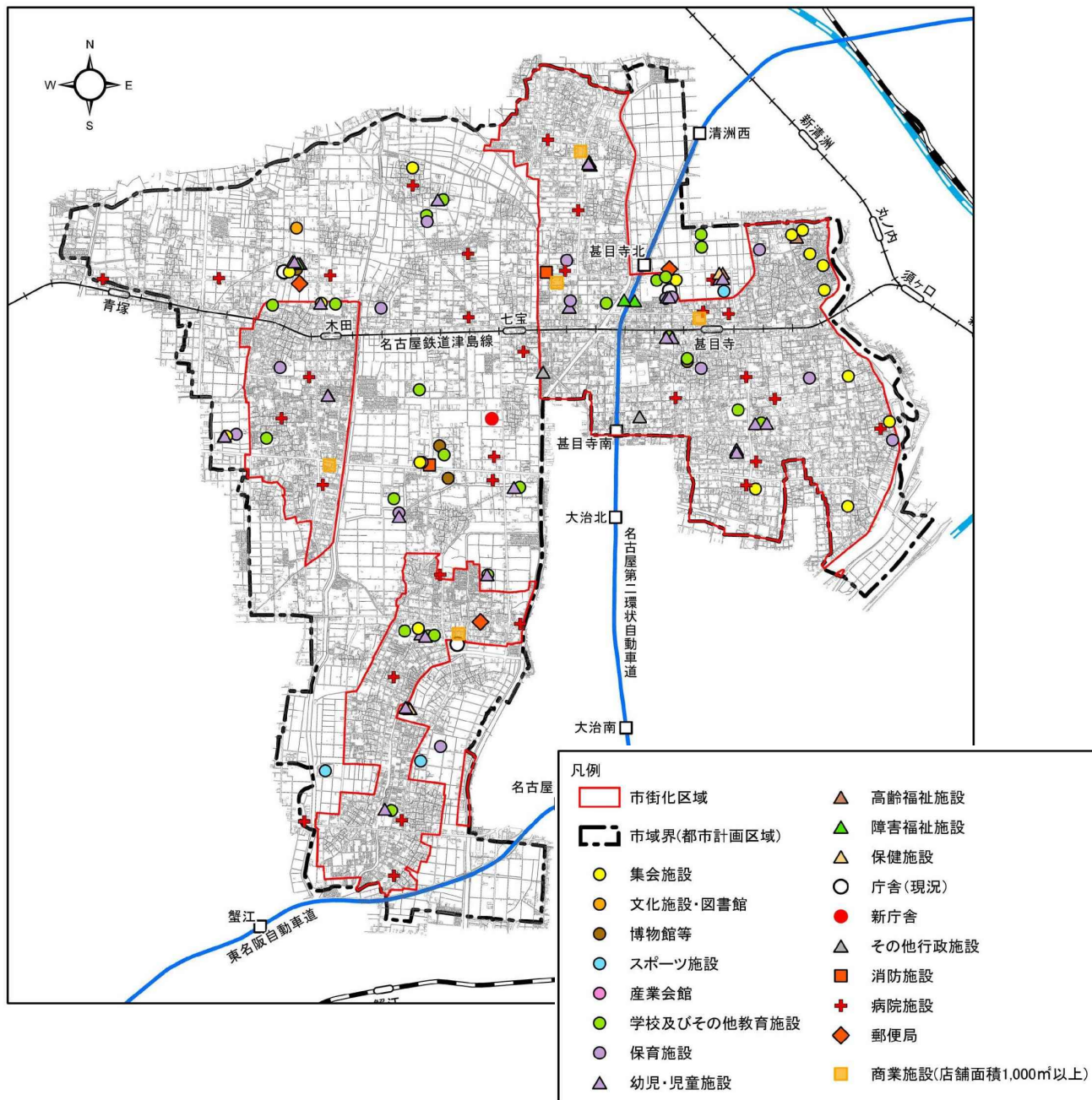


資料：あま市公共下水道供用開始区域図を加筆

■公共下水道供用区域（令和2（2020）年4月1日現在）

⑤公共公益施設・生活サービス施設

本市の公共施設は市街化区域内外に係わらず分布しており、特に庁舎をはじめとした行政施設周辺には公共施設が集積しています。また、今後の都市づくりの拠点となるべき、本市の重心となる七宝駅南側のエリアにおいて新庁舎を整備しています。



資料：「あま市公共施設等総合管理計画 平成 29（2017）年 3 月」を基に
国土数値情報「公共施設」、「市町村役場等及び公的集会施設」を加工

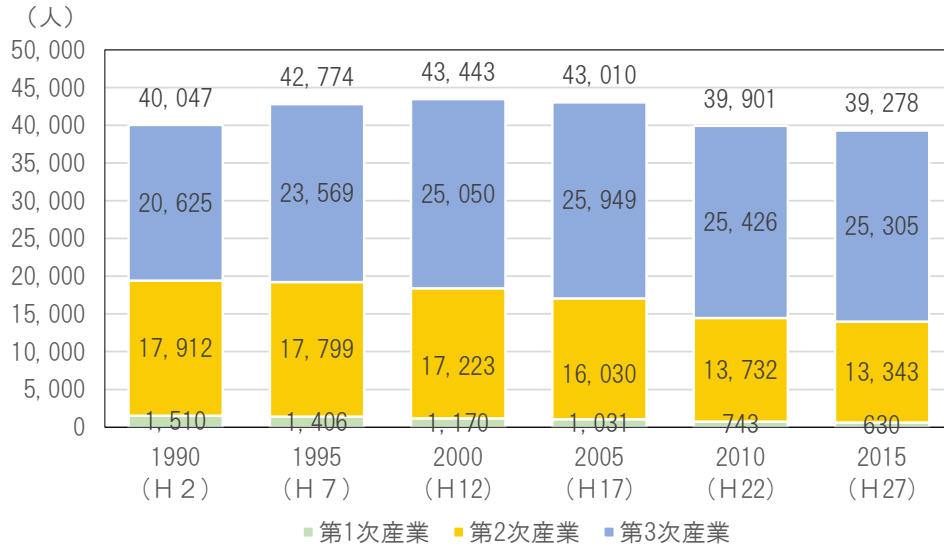
公共施設の立地状況

(4) 産業

①産業別就業者人口

本市の就業人口は、平成12(2000)年をピークに減少に転じています。

就業人口の割合は、平成2(1990)年から平成27(2015)年の25年間で、第1次産業(農業等)の就業者数は約58%、第2次産業(製造業、建設業等)は約26%減少しているのに対し、第3次産業(卸売業・小売業、宿泊業、サービス業等)の就業者数は約23%増加しています。



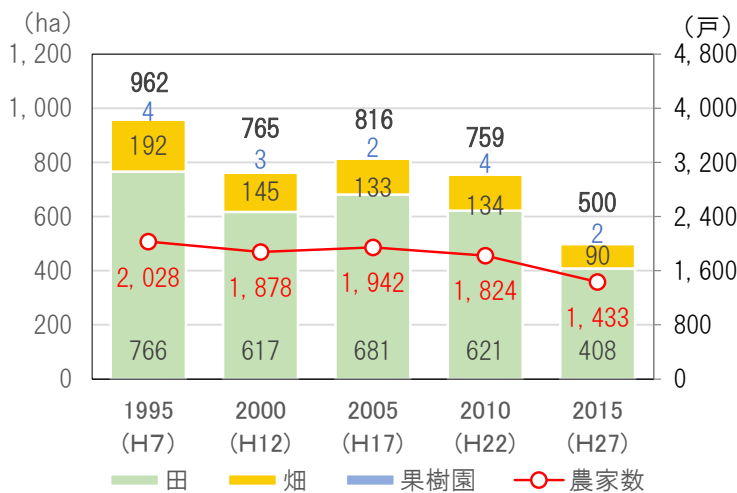
資料：平成27(2015)年国勢調査

■産業別就業人口

②農業

本市の農家数及び経営耕地面積は減少が続いており、平成7(1995)年から平成27(2015)年にかけて農家数は約29%、経営耕地面積は約48%減少しています。

また、作物別の経営体数については、「水稻」が大半を占めていますが、「ねぎ」、「ほうれんそう」等を栽培する経営体も多くみられます。



資料：あま市の統計、平成27(2015)年農林業センサス

■経営耕地面積及び農家数の推移

単位：経営体

作物	経営体数
水稻	349
ねぎ	100
ほうれんそう	71
だいこん	39
はくさい	33
キャベツ	33
たまねぎ	28
きゅうり	26
なす	23
さといも	22
ブロッコリー	18
トマト	17
にんじん	14
ピーマン	9
レタス	8
やまのいも	4

資料：平成27(2015)年農林業センサス

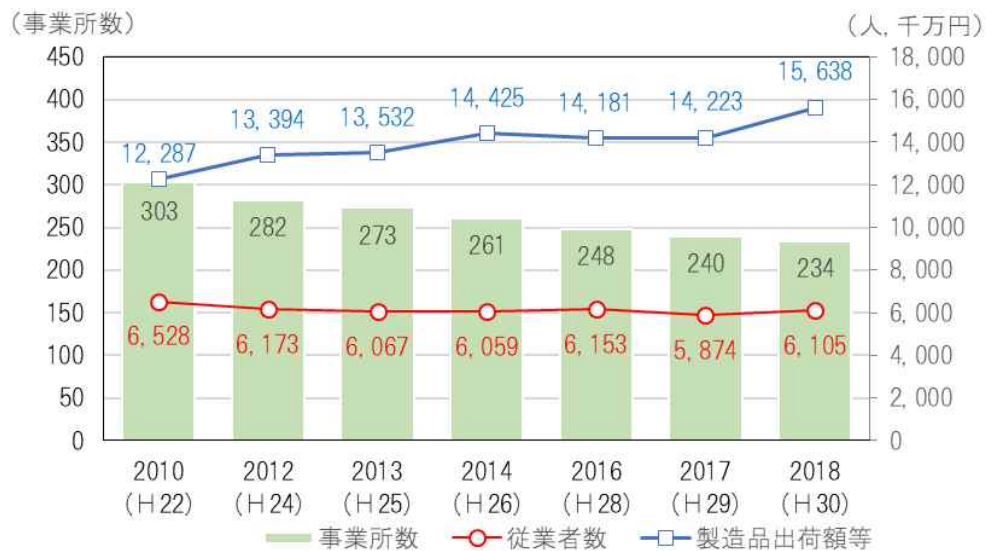
■販売を目的とした農産物の作付経営体数

③製造業

1) 事業所数・従業者数・製造品出荷額等

本市の製造業について、事業所数は減少傾向、従業者数はほぼ横ばいで推移している一方、製造品出荷額等は増加傾向にあります。

平成 22 (2010) 年から平成 30 (2018) 年にかけて事業所数は約 23%減少、製造品出荷額は約 27%増加しています。

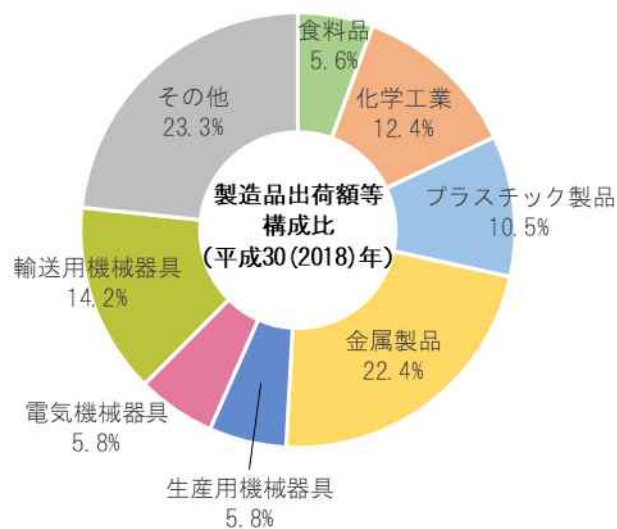


資料：工業統計調査

■製造業事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

2) 製造品出荷額等の内訳

製造品出荷額等の内訳については、金属製品が全体の約 22%を占めており、次いで輸送用機械器具が約 14%、化学工業が約 12%となっています。



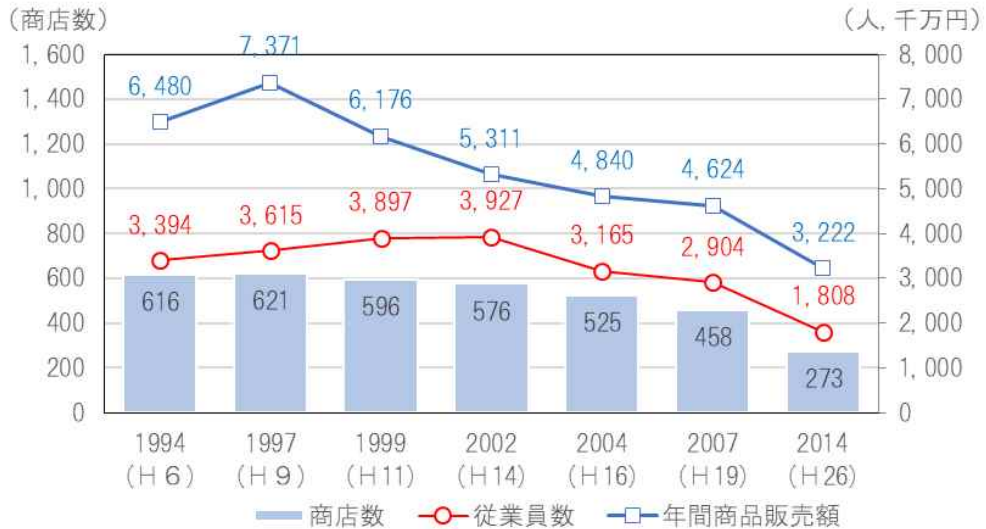
資料：工業統計調査

■製造品出荷額等の構成比（平成 30（2018）年）

④商業

1) 商店数・従業員数・年間商品販売額

本市の商業について、商店数及び年間商品販売額は平成9（1997）年以降減少傾向にあります。従業員数は平成14（2002）年まで増加していましたが、その後減少に転じています。



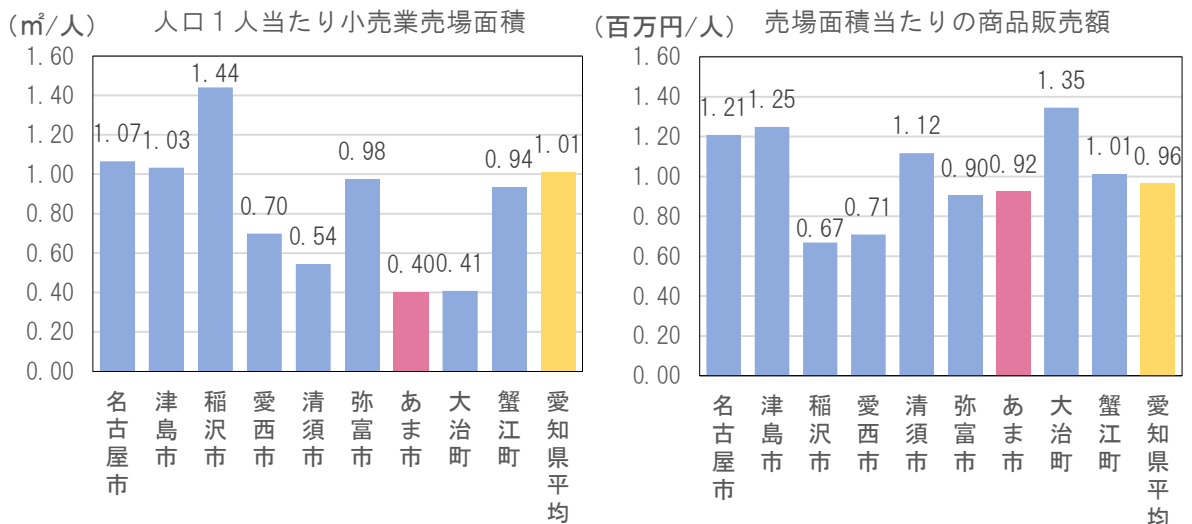
資料：商業統計調査

■商店数・従業員数・年間商品販売額の推移

2) 小売業に関する近隣都市との比較

本市の商業（小売業）の人口1人当たりの売場面積は、周辺市町及び県平均を大きく下回っています。

また、売場面積当たりの商品販売額（売場効率）は県平均を下回るとともに、名古屋市や津島市、清須市、大治町等の周辺市町を大きく下回っています。



資料：平成26（2014）年商業統計調査、平成27（2015）年国勢調査

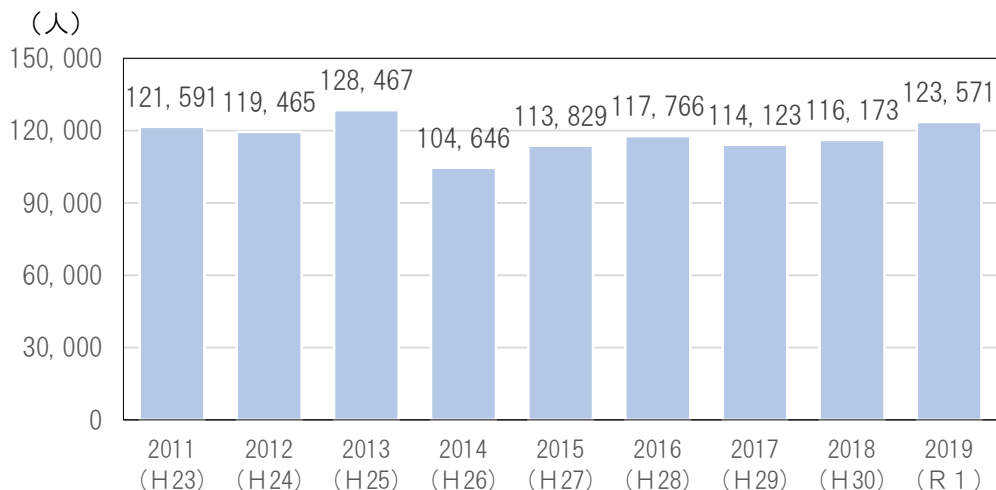
■小売業に関する近隣都市との比較

(5) 観光

①観光施設

本市の主な観光施設として、七宝焼について総合的に学ぶことができる「七宝焼アートヴィレッジ」や本市の歴史・文化に関する資料を展示する「美和歴史民俗資料館」及び「甚目寺歴史民俗資料館」、市民の憩いの場である「二ツ寺親水公園」等があります。

特に、「七宝焼アートヴィレッジ」は、国の伝統的工芸品にも指定されている「尾張七宝」の歴史や制作工程を見学することができる施設として、市内外問わず多くの来訪者で賑わいをみせています。



資料：愛知県観光レクリエーション利用者統計

■七宝焼アートヴィレッジの年間利用者数の推移



七宝焼アートヴィレッジ



甚目寺歴史民俗資料館



美和歴史民俗資料館



二ツ寺親水公園

資料：あま市観光協会公式ウェブサイト

■主な観光施設

②歴史・文化

本市には、江戸時代尾張四観音の一つとして知られた「甚目寺観音」、戦国武将である蜂須賀小六の菩提寺として知られる「蓮華寺」や、福島正則の菩提寺として知られる「菊泉院」、国内唯一の漬物祖神が祀られる「萱津神社」をはじめ、歴史的・文化的に貴重な遺産が各所に点在しています。

③伝統工芸

本市の主な伝統産業としては、地場産業である「刷毛・刷子」や国の伝統的工艺品に指定される「尾張七宝」があります。

「刷毛」については、近年後継者不足等の課題はあるものの、かつては、全国一の国内生産量を誇っており、現在も32軒の事業者で国内生産量の約6割を担っています。

「七宝焼」については、現在では窯元が10軒にまで減少し、後継者不足による伝統技術の継承が危惧されています。



地場産業「刷毛」

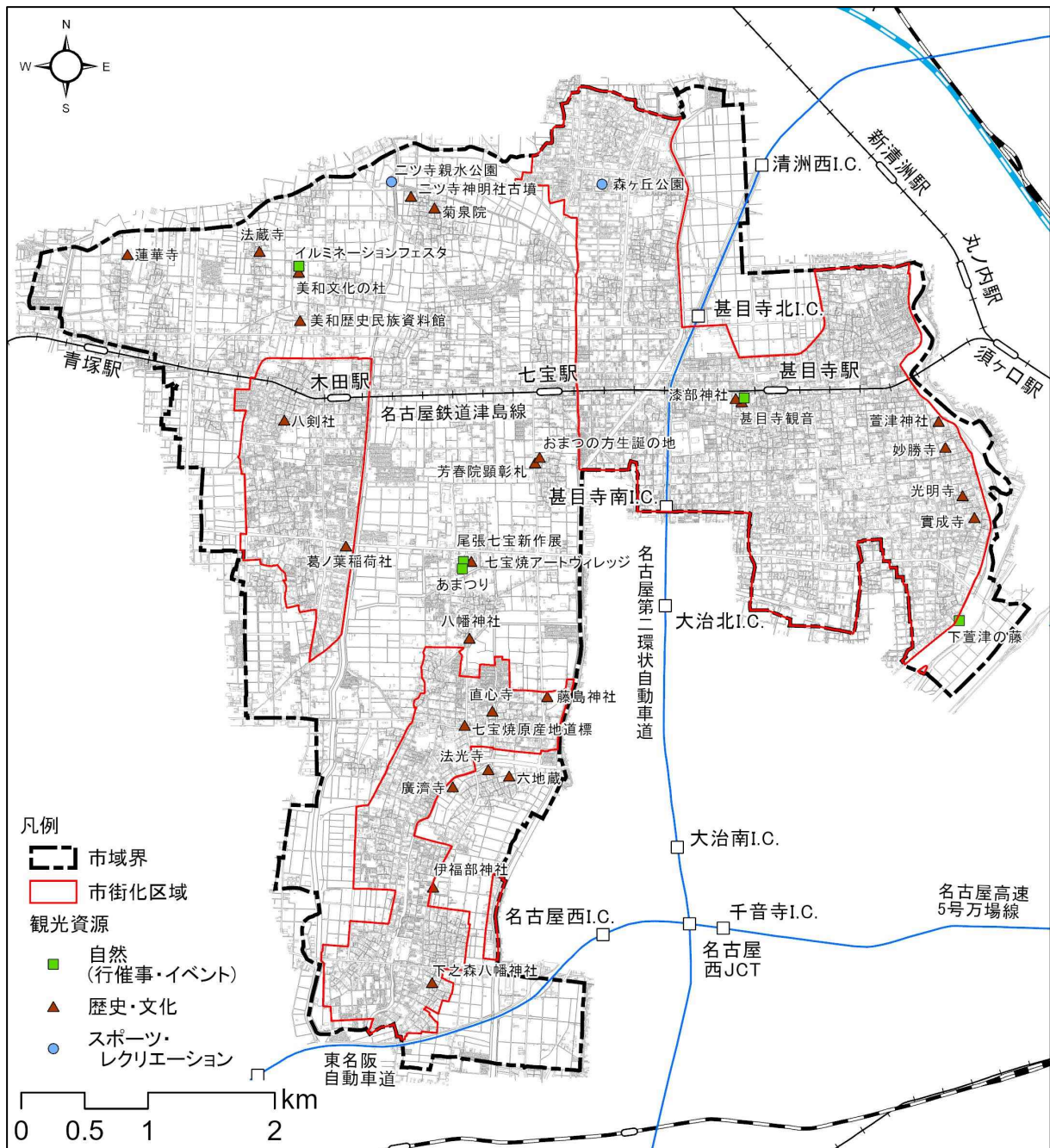


国の伝統的工艺品「七宝焼」

資料：あま市観光協会ホームページ、あま市公式ウェブサイト

④イベント・まつり

本市が有する観光施設や歴史・文化資源等を広くPRし、地域の賑わい創出を図るため、あま市観光協会をはじめとする各種団体と連携したイベントやまつりを実施しています。



■観光資源の分布

■主な観光資源（自然、スポーツ・レクリエーション、歴史・文化）

名称	区分	名称	区分	名称	区分
下萱津の藤	自然 (行催事・イベント)	妙勝寺	歴史・文化	八幡神社	歴史・文化
イルミネーションフェスタ		光明寺		直心寺	
尾張七宝新作展		賽成寺		藤島神社	
あまつり		漆部神社		七宝焼原産地道標	
ニツ寺親水公園	スポーツ・レクリエーション	八剣社	歴史・文化	法光寺	歴史・文化
森ヶ丘公園		芳春院顕彰札		六地藏	
蓮華寺	歴史・文化	葛ノ葉稻荷社		廣濟寺	
法蔵寺		ニツ寺神明社古墳		伊福部神社	
菊泉院		美和文化の杜		下之森八幡神社	
甚目寺観音		美和歴史民俗資料館		おまつの方生誕の地	
萱津神社		七宝焼アートヴィレッジ			

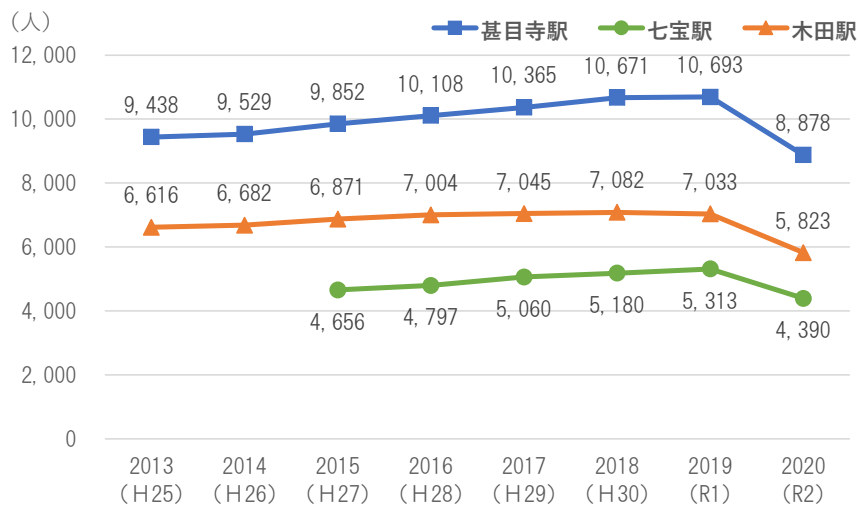
資料：「あま市観光ガイド まちマップ」あま市観光協会

(6) 公共交通

本市の公共交通機関は、市域を東西に横断する名古屋鉄道津島線によって骨格が形成されており、これを補完する形で巡回バスが市内各地を連絡しています。また、市域南部では名鉄バス及び名古屋市営バスが運行しており、名古屋市への交通手段として活用されています。

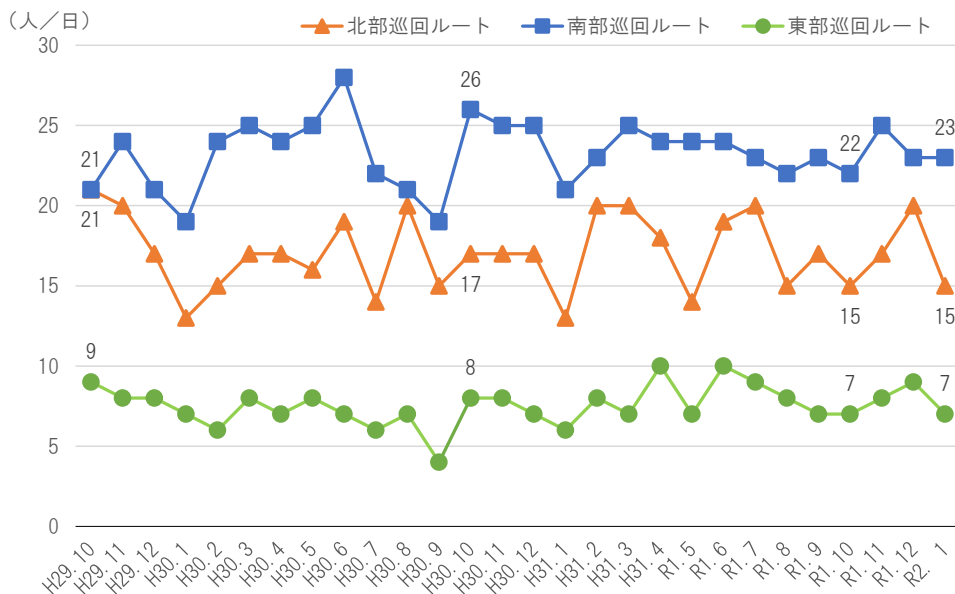
名古屋鉄道津島線3駅(甚目寺駅、七宝駅、木田駅)の乗降客数については、令和2年(2020)年を除いて、増加傾向にあります。

巡回バスについては、平成27(2015)年11月より試行運転を開始し、現在は3路線(北部巡回ルート、東部巡回ルート、南部巡回ルート)で本運行しています。1日当たりの平均利用者は、北部巡回ルートで約15~20人/日、南部巡回ルートで約20~25人/日、東部巡回ルートで約5~10人となっています。



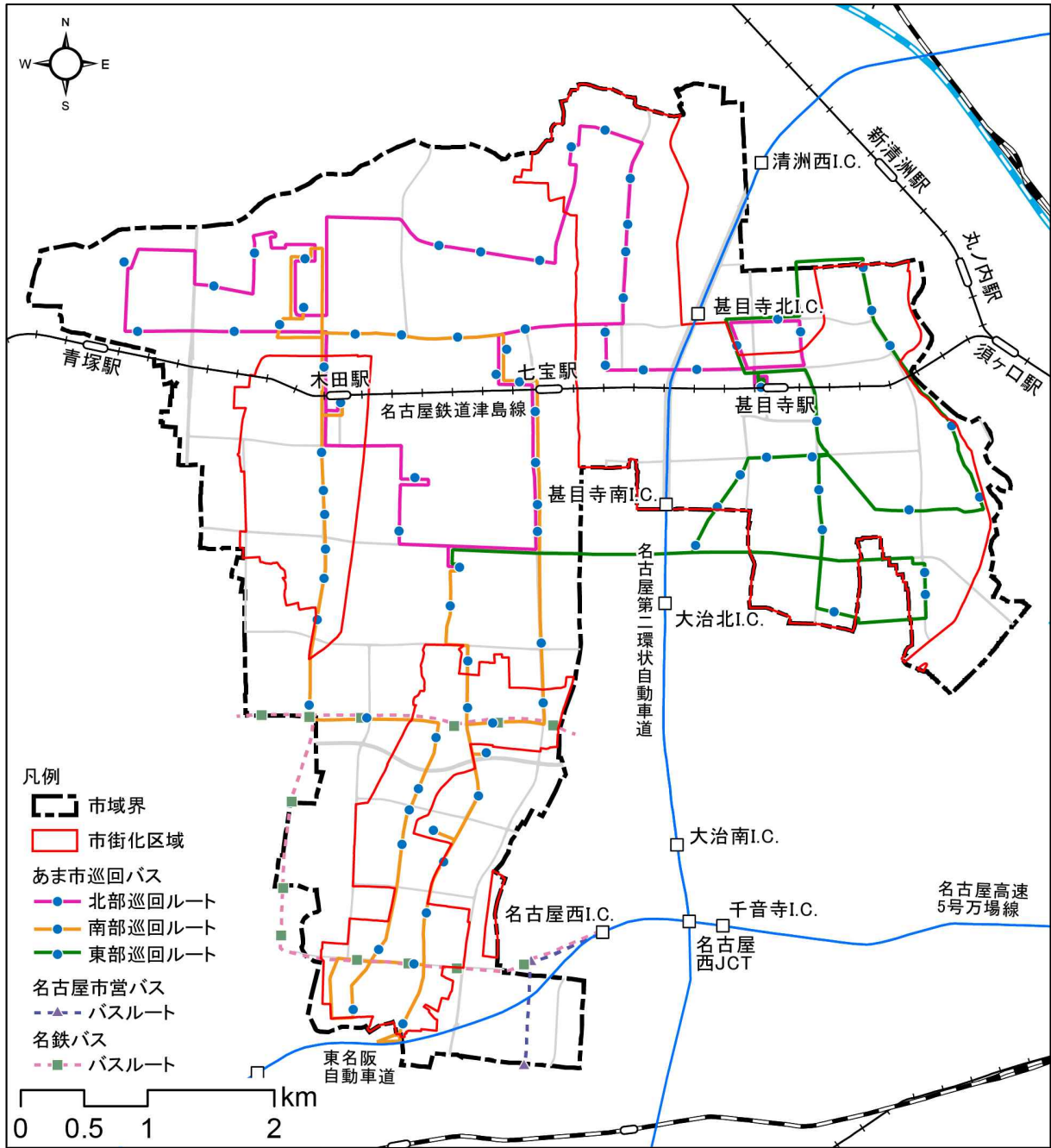
資料：あま市資料

■名古屋鉄道津島線3駅(甚目寺駅、七宝駅、木田駅)の乗降客数の推移



資料：令和元(2019)年度第2回あま市地域公共交通会議「資料2 利用状況」

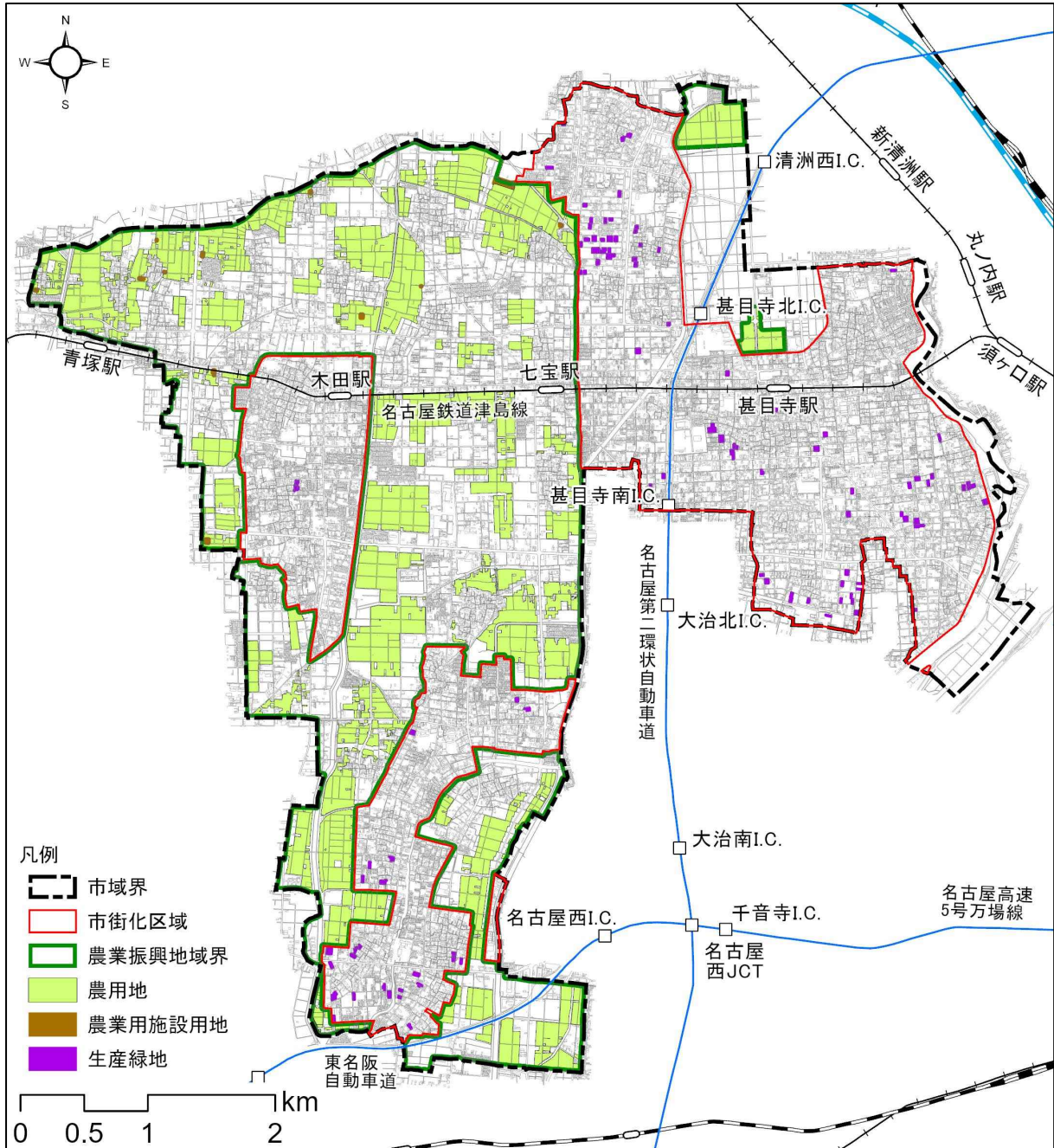
■巡回バスの利用者数の推移



■公共交通運行状況

(7) 都市環境

本市では市街化調整区域の大部分が農業振興地域に指定されており、その内まとまった農地が農業振興地域農用地区域に指定されています。

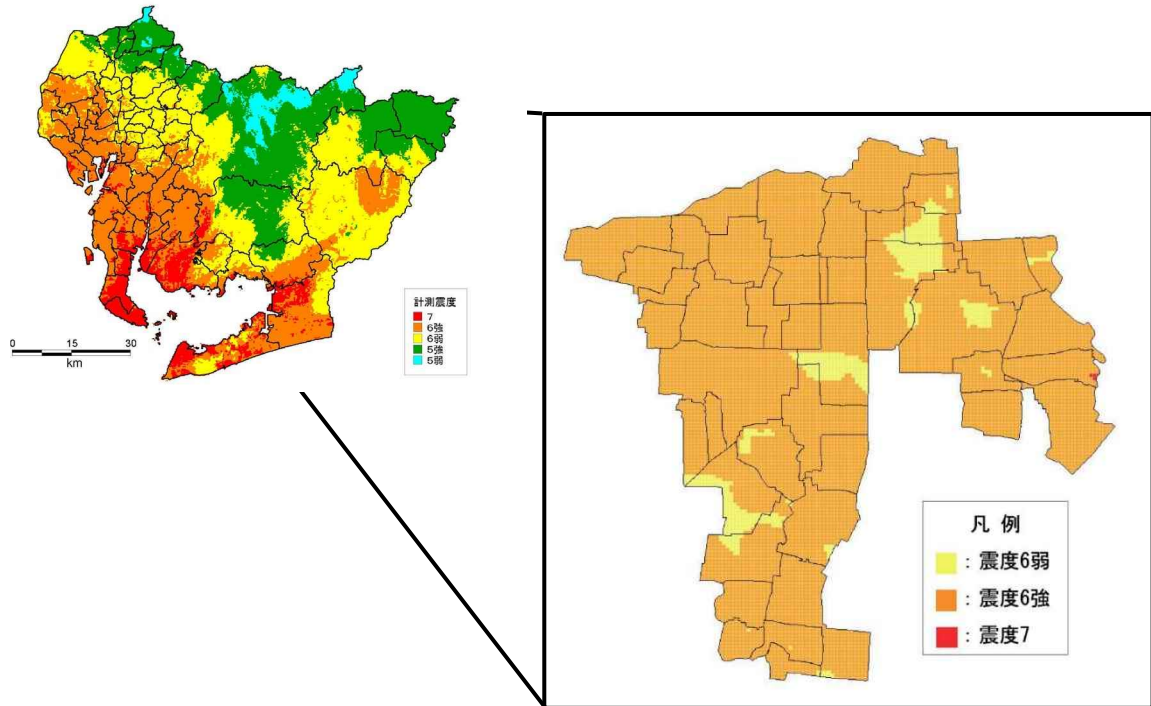


■農地の分布

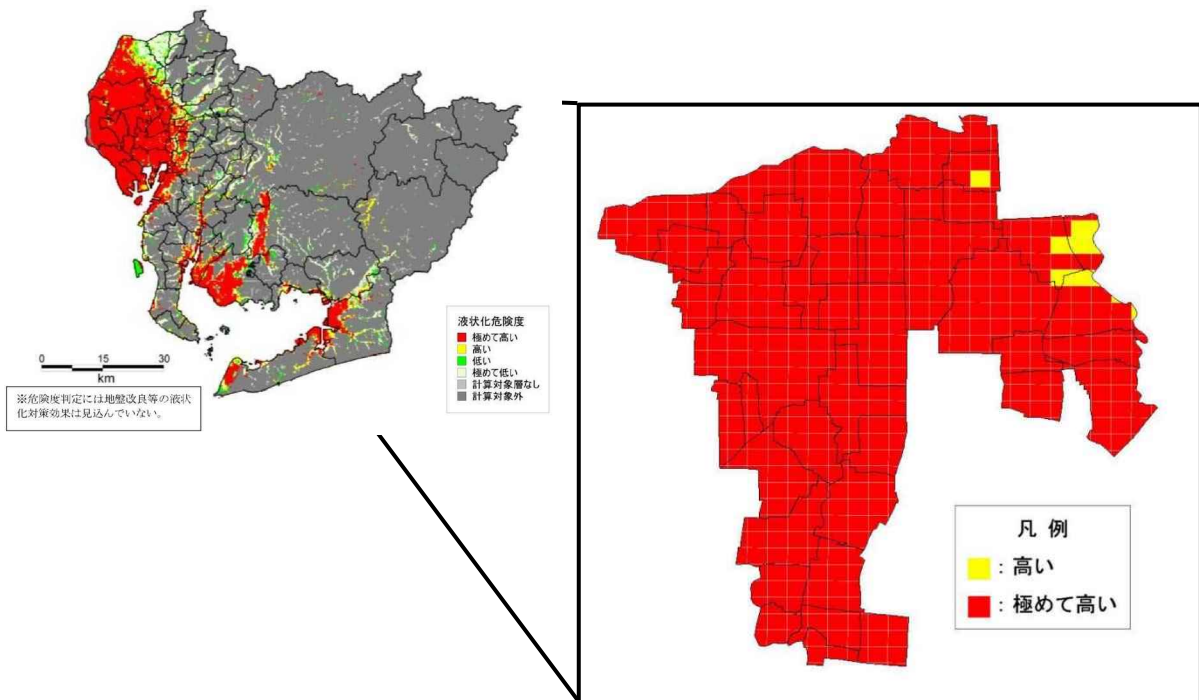
(8) 防災・減災

①地震による災害危険性

愛知県から公表された「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」によると、南海トラフ地震に係る被害想定として、市内の大部分が震度6強となっています。また、液状化の危険度としては、市内の大部分が「極めて高い」とされています。



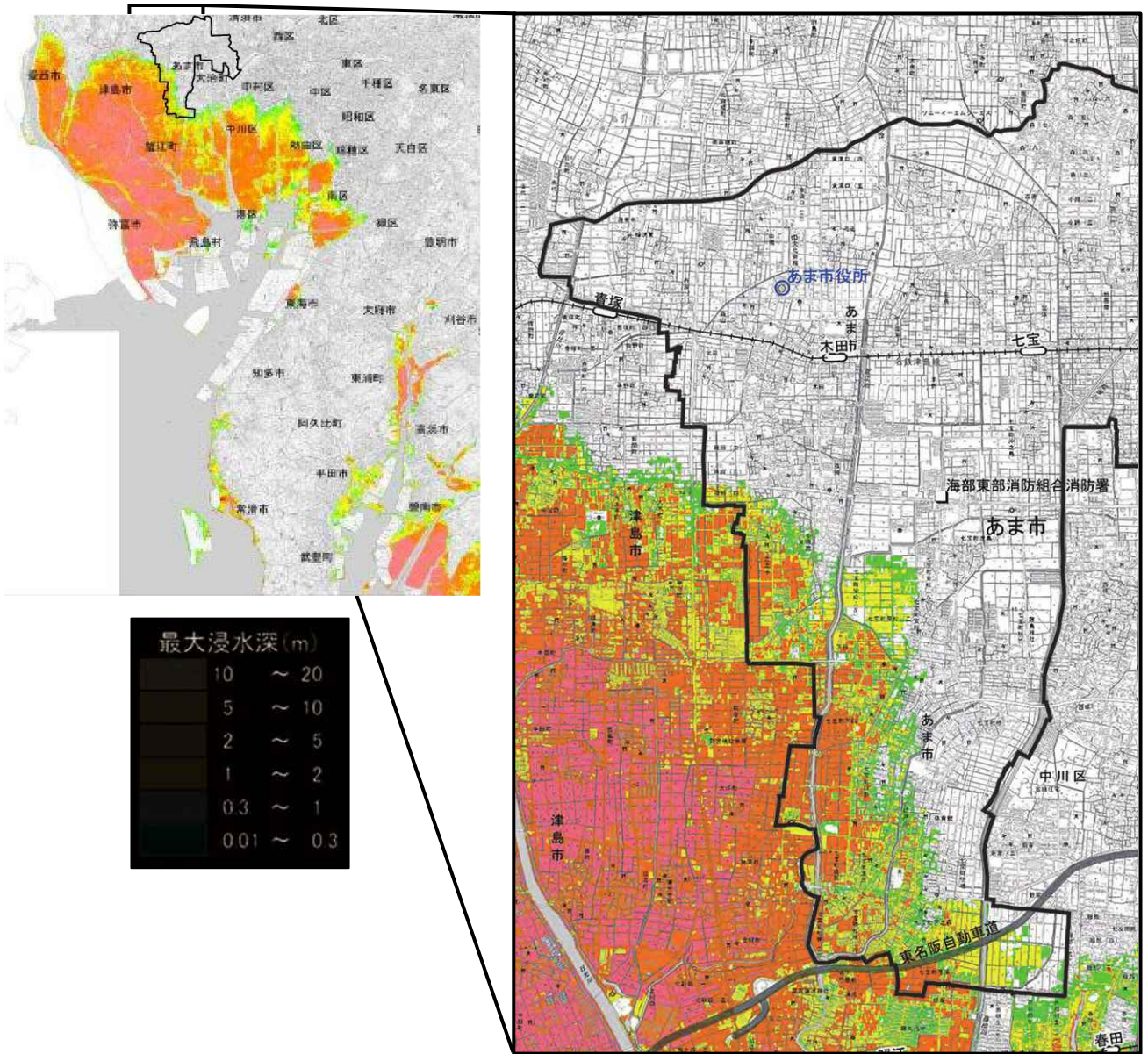
■震度分布（「理論上最大想定モデル」による想定）



■液状化危険度（「理論上最大想定モデル」による想定）

資料：「平成 23～25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果」
(愛知県防災会議地震部会 平成 26 (2014) 年 5 月)

また、地震による津波としては、市域南西部に到達すると想定されています。
市域に到達する津波の浸水深は、最大で1～2mと想定されています。

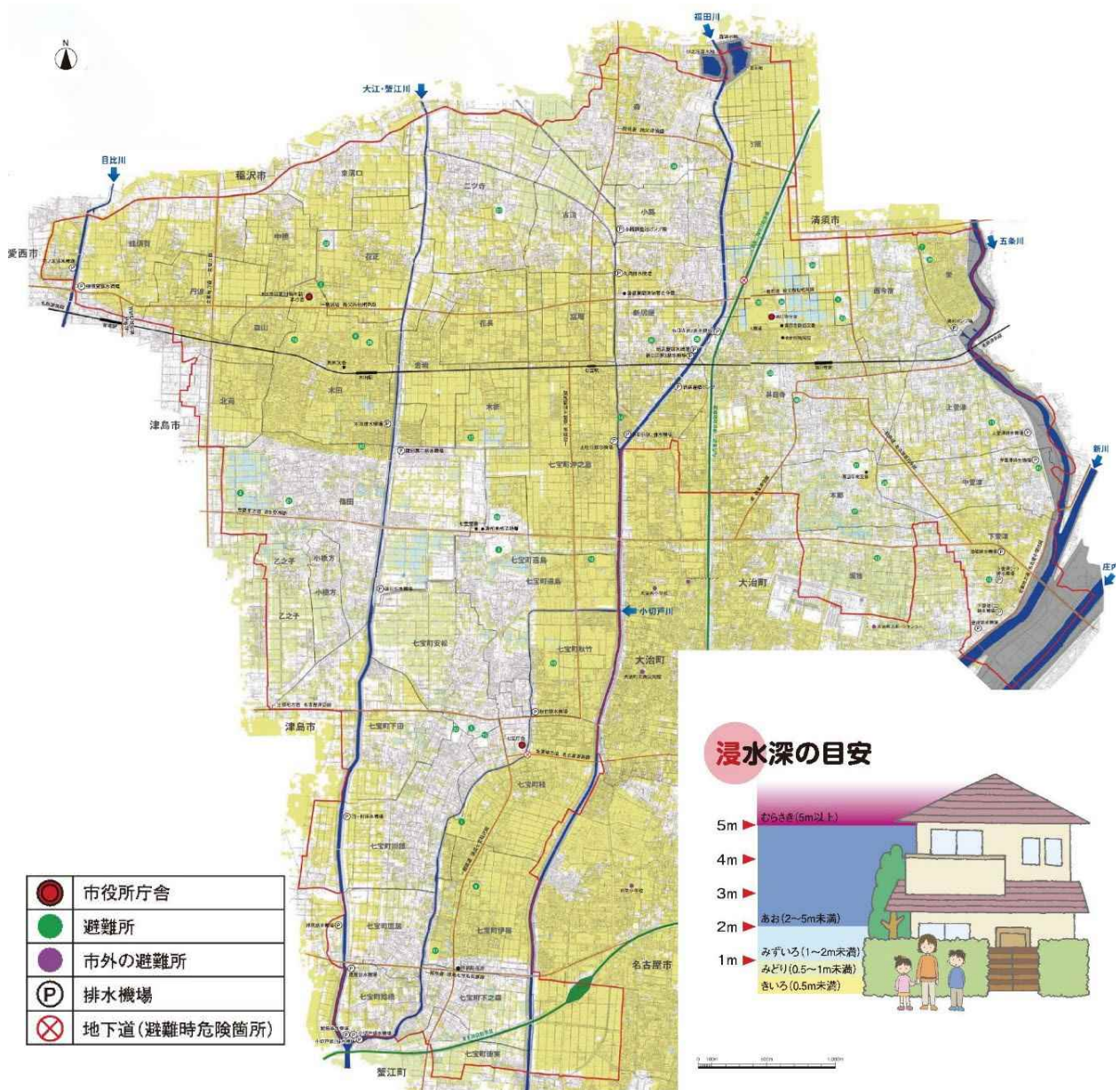


資料：「愛知県津波浸水想定」を加工

■津波浸水想定（「最大クラスの津波」による想定）

②豪雨等による災害危険性

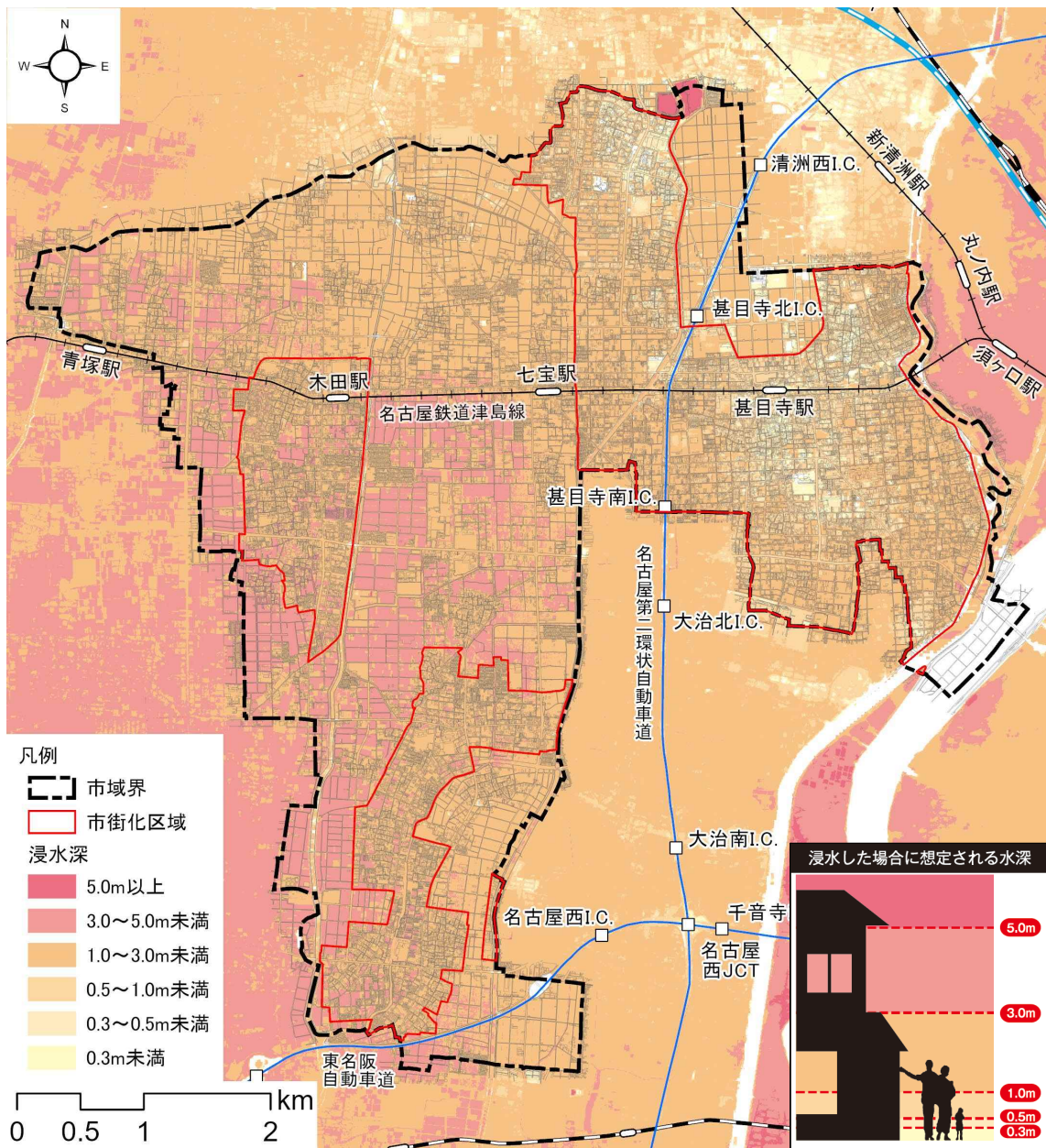
本市では大雨によって、水路や側溝等で雨水を排水することができなくなった場合、市域のほぼ全域で「内水はん濫」の発生が想定されており、内水はん濫が発生した場合の浸水深は最大で1m未満と想定されています。



資料：あま市公式サイト

■内水ハザードマップ

また、「外水はん濫」も同様に、市域のほぼ全域で発生することが想定されます。特に、市域中央部付近及び津島市との市境付近では想定される浸水深が3～5mとなっています。



※あま市防災ハザードマップ（令和3（2021）年3月発行）における各河川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を重ね合わせ、各区域で最大となる浸水深を示しています。

■外水ハザードマップ

③防災・減災に向けた取組み・活動

本市では、安全安心な都市づくりを推進するため、様々な防災・減災に向けた取組みを進めてきました。

1) 自主防災会の活動

本市では、各地区単位で組織される自主防災会等により、毎年地域の防災訓練が行われており、様々な訓練（消火体験や炊き出し等）を体験することができます。

2) 民間事業者等との連携による防災・減災力の強化

本市では、行政と市民による防災・減災対策の推進に限らず、様々な分野の事業者等と連携しながら防災・減災力を強化するため、平成22（2010）年3月の愛知県防災ヘリコプター支援協定（愛知県との協定）の締結を機に、令和3（2021）年3月時点で55の各種災害協定を締結しています。

3) 災害時の情報発信の推進

近年、地震、集中豪雨、ゲリラ豪雨等の災害が多く発生していることから、本市では一人でも多くの市民の安全を守るため、災害情報や避難所開設情報等を配信する「あま市防災情報メール」を運営しています。

また、諸事情により防災情報メールを受け取ることができない方を対象に、固定電話に防災情報をお知らせするシステム（要登録）を導入しています。

④住宅の耐震化の状況

「あま市建築物耐震改修促進計画」（令和3（2021）年3月改訂版）によると、耐震性のある住宅は74.6%と推計されますが、耐震性がないと判断される住宅が8,300戸余り残された状況にあります。

耐震化率は、当初計画時（平成19（2007）年度）55.3%となっており、約13年間で20ポイント程度上がっていることから、耐震化は進んでいるといえます。

■本市における耐震性のある住宅の割合

（単位：戸）

分類	新耐震基準 で建築 された住宅 ①	改正前の基準で建築された住宅		耐震性のある住宅 ①+②		【参考】 当初計画時 の耐震化率	
		耐震性 がある ②	耐震性 がない ③	耐震化率			
戸建住宅	13,687	7,691	609	7,082	14,296	66.9%	—
共同住宅	9,275	2,010	786	1,224	10,061	89.2%	—
計	22,962	9,701	1,395	8,306	24,357	74.6%	55.3%
	32,663						

注：現状数値は、固定資産税データ（令和2（2020）年1月1日現在）等から推計した。

資料：あま市建築物耐震改修促進計画（令和3（2021）年3月改訂版）

(9) 都市経営

①歳入

本市の令和2（2020）年度の市税収入額は約110億円となっています。

「あま市中期財政計画」では、今後、税制改正の影響や新型コロナウイルス感染症の影響等により減収が想定されるものの、令和8（2026）年度までには令和2（2020）年度の水準まで回復すると見込んでいます。

■中期財政計画による歳入の見込み

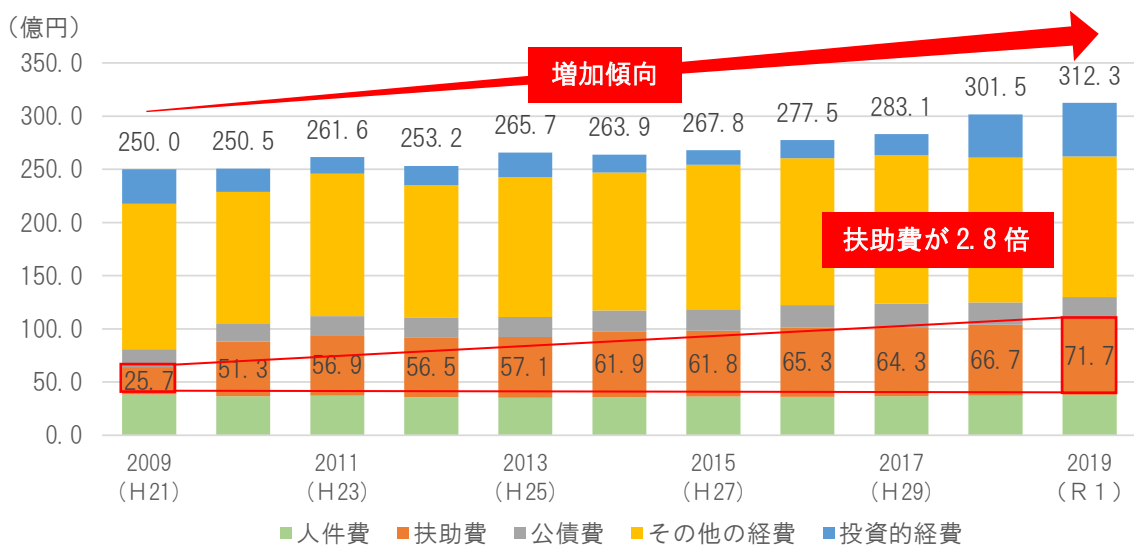
(単位：百万円、%)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳 入	市 税	11,047	10,159	10,339	10,573	10,783
	地方譲与税、交付金等	2,440	2,415	2,357	2,383	2,408
	地 方 交 付 税	4,102	4,144	4,143	4,103	4,133
	国 ・ 県 支 出 金	6,517	7,190	6,792	6,854	6,918
	繰 入 金	1,834	1,671	1,506	1,082	728
	繰 越 金	255	245	245	245	245
	市 債	3,583	4,068	6,443	2,309	1,998
	そ の 他 の 歳 入	1,387	1,283	1,656	1,307	1,307
	歳 入 合 計	31,165	31,175	33,481	28,856	28,520

資料：あま市中期財政計画（令和2（2020）年ローリング版）

②歳出

本市の歳出額は、ここ10年間で約250億円から約310億円へと約60億円増加しています。これは、高齢化の進行に伴い扶助費が増加していることが主な要因となっています。

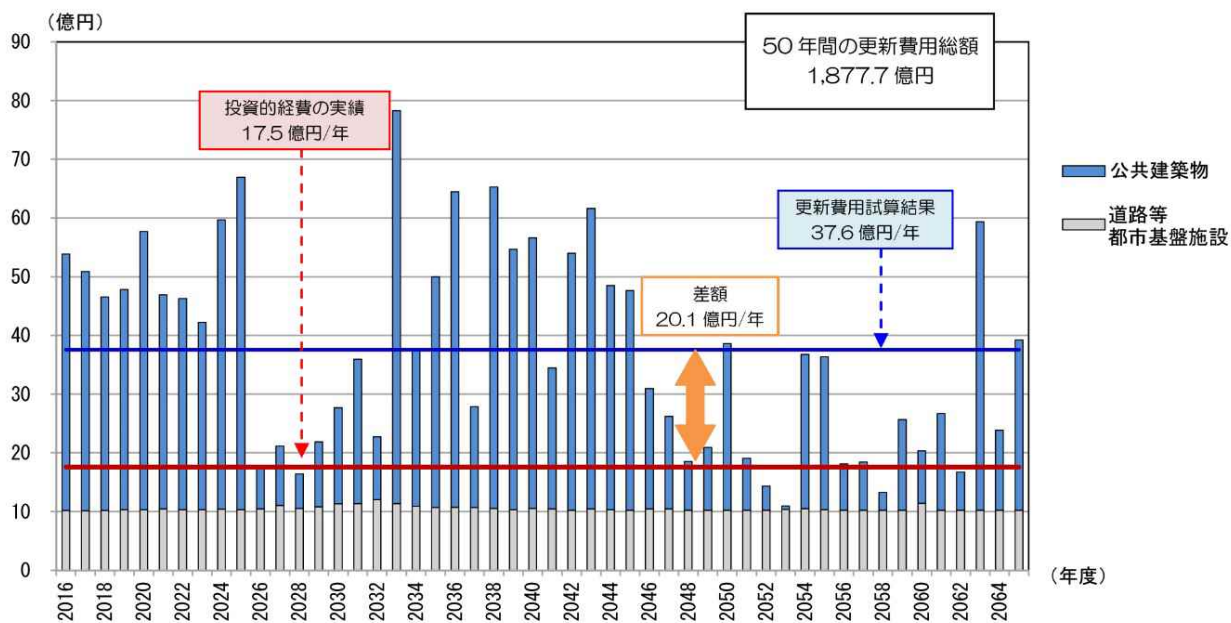


資料：あま市決算カード

■性質別歳出額の推移

③公共施設・インフラ維持管理費

本市の投資的経費は、平成 23 (2011) 年から平成 27 (2015) 年の平均で約 17.5 億円となっています。一方、令和 47 (2065) 年までの 50 年間の公共建築物及び道路等都市基盤施設の更新費用総額は約 1,877.7 億円、年平均で約 37.6 億円と近年の投資的経費の実績を大きく上回ることが推測されます。



資料：あま市公共施設等総合管理計画（平成 29 (2017) 年 3 月）

■更新費用の将来見込み（公共建築物＋道路等都市基盤施設）

(10) 市民協働

本市では市民や地域組織、行政等、まちづくりに関わる主体が互いに連携・協働しながらまちづくりを推進するため、様々な取組みを実施しています。

①「あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例」の制定

本市では、平成24(2012)年4月1日より、地域の力を結集しパートナーシップによるまちづくりの推進に向けて、「あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例」を制定しました。

この条例では、市民や地域組織、市民活動団体、事業者及び行政が相互に連携・協力してまちづくりに取り組むための基本的なルール等を定めています。



資料：あま市公式ウェブサイト

■あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例の概要

②あま市市民活動センター「あまテラス」

あま市市民活動センター「あまテラス」とは、本市で暮らす全ての人たちの間に立ち、みんなであちを変えていく「協働のまちづくり」を進める事業のことです。ここでは、まちづくりに関する情報発信や各種イベント・講座の開催のほか、子育てや食育、伝統文化継承等、様々な分野で活動する市民活動団体等をサポートしています。

令和3（2021）年1月末時点では、112の市民活動団体があまテラスに登録しており、それぞれの団体が活発に市民活動を実施しています。

■あまテラスに登録している市民活動団体

登録分野	団体数	登録分野	団体数
①健康・福祉	18 団体	⑥環境	5 団体
②子ども・子育て	18 団体	⑦防災・防犯	7 団体
③文化・レクリエーション	7 団体	⑧まちづくり	8 団体
④芸術	12 団体	⑨その他	6 団体
⑤スポーツ	3 団体	⑩高齢者サロン・寿会・地域コミュニティ	28 団体
登録団体合計			112 団体

資料：あま市市民活動センターあまテラス公式ウェブサイト

③あま市まちづくり委員会

平成24（2012）年6月より、本市が掲げる「パートナーシップによるまちづくり」を推進するため、様々な分野の市民活動団体から構成される「あま市まちづくり委員会」を設立し、まちづくりを推進するための取組みや方策等を協議しています。

■あま市まちづくり委員会の活動

期・年	活動実績
第1期 H24・25年 (2012・2013年)	「あま市市民活動センター設置・運営に関する提言書」の提出
第2期 H26・27年 (2014・2015年)	「あま市みんなであちづくり市民活動協働ガイドブック」の作成
第3期 H28・29年 (2016・2017年)	「協働の裾野を広げる取組一友だちの輪でつながる協働」の実施
第4期 H30・R1年 (2018・2019年)	小学校3年生と5年生を対象とした「市民活動・市民協働のガイドブックジュニア版」及び「ヤング版」、教員向けに「協働までの道しるべ」の作成

資料：令和2（2020）年度第1回あま市まちづくり委員会 資料2

④木田駅周辺まちづくり協議会

木田駅周辺の地域の活力向上及び（都）木田駅前線沿線における賑わい創出に向けた取組みを検討する協議会として、「木田駅周辺まちづくり協議会」を設立し、ワークショップ等を通して地域の資源発掘やソフト事業の検討を実施しています。

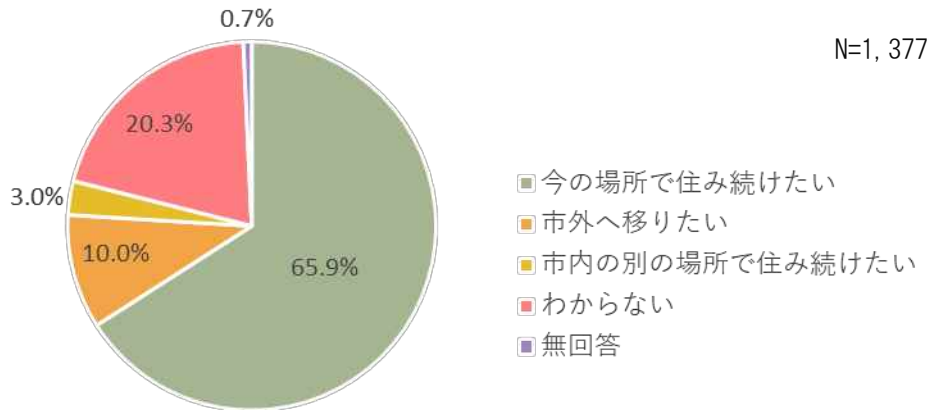
(11) 本市の都市づくりに関する市民意識調査

本プランの改定にあたり、市民の意見や要望を反映させるため、市民意識調査を実施しました。主な調査結果は次のとおりです。(※「回答者数=N」と表記)

【今後の居留意向について】

今後の居留意向

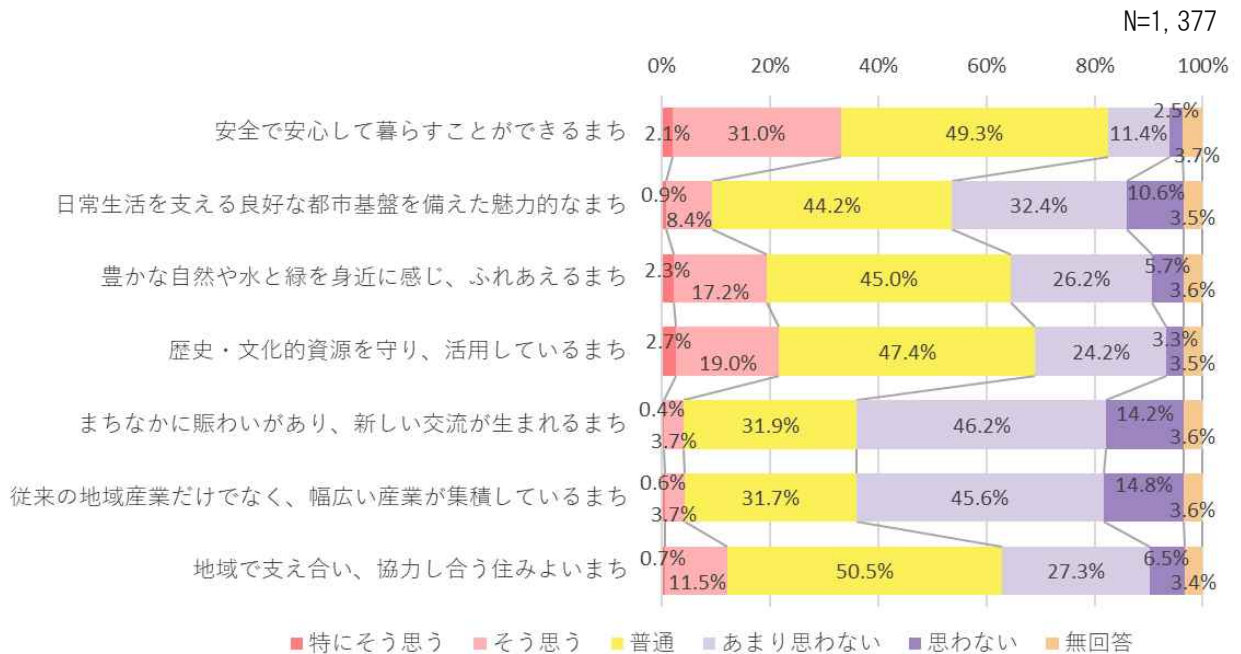
「今の場所で住み続けたい(65.9%)」が比較的高い傾向にある一方で、13.0%の回答者は市内の別の場所、もしくは市外へ移りたいと回答しています。



【あま市の現状について】

現在のあま市のイメージ (項目毎に回答)

回答者が思う本市のイメージとしては、「安全で安心して暮らすことができるまち」や「歴史・文化的資源を守り、活用しているまち」というイメージがあるものの、「まちなかに賑わいがあり、新しい交流が生まれるまち」や「従来の地域産業だけでなく、幅広い産業が集積しているまち」というイメージはほとんど持たれていません。

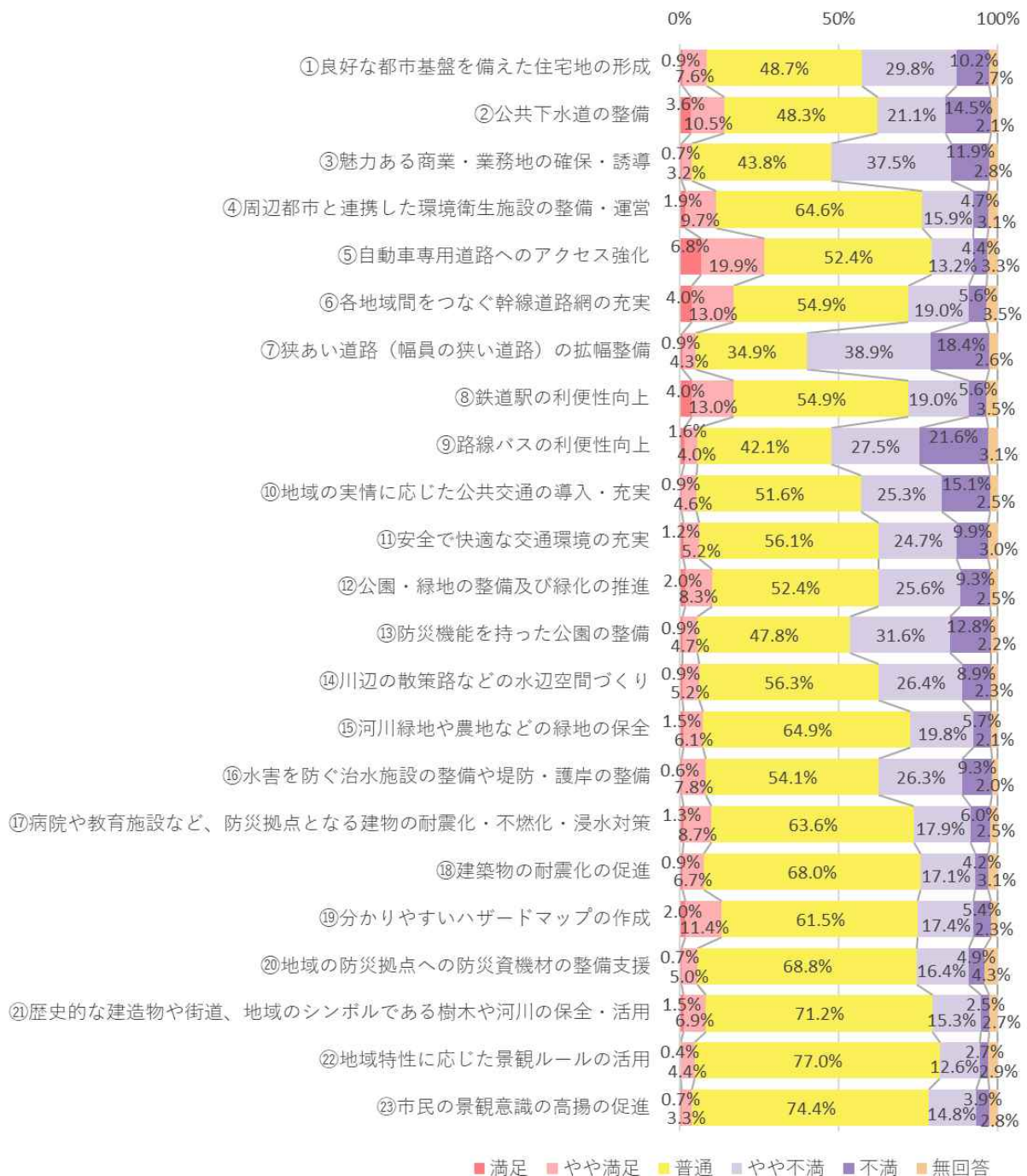


あま市のまちづくりに対する「現状の満足度」と「今後の重要度」（項目毎に回答）

＜現状の満足度＞

全体的に本市のまちづくりに対して「満足・やや満足」と思う回答者は少ない傾向にあります。一方、「魅力ある商業・業務地の確保・誘導」や「狭あい道路（幅員の狭い道路）の拡幅整備」、「路線バスの利便性向上」等の日常生活に密接に関係するものについては、満足度が特に低い状況となっています。

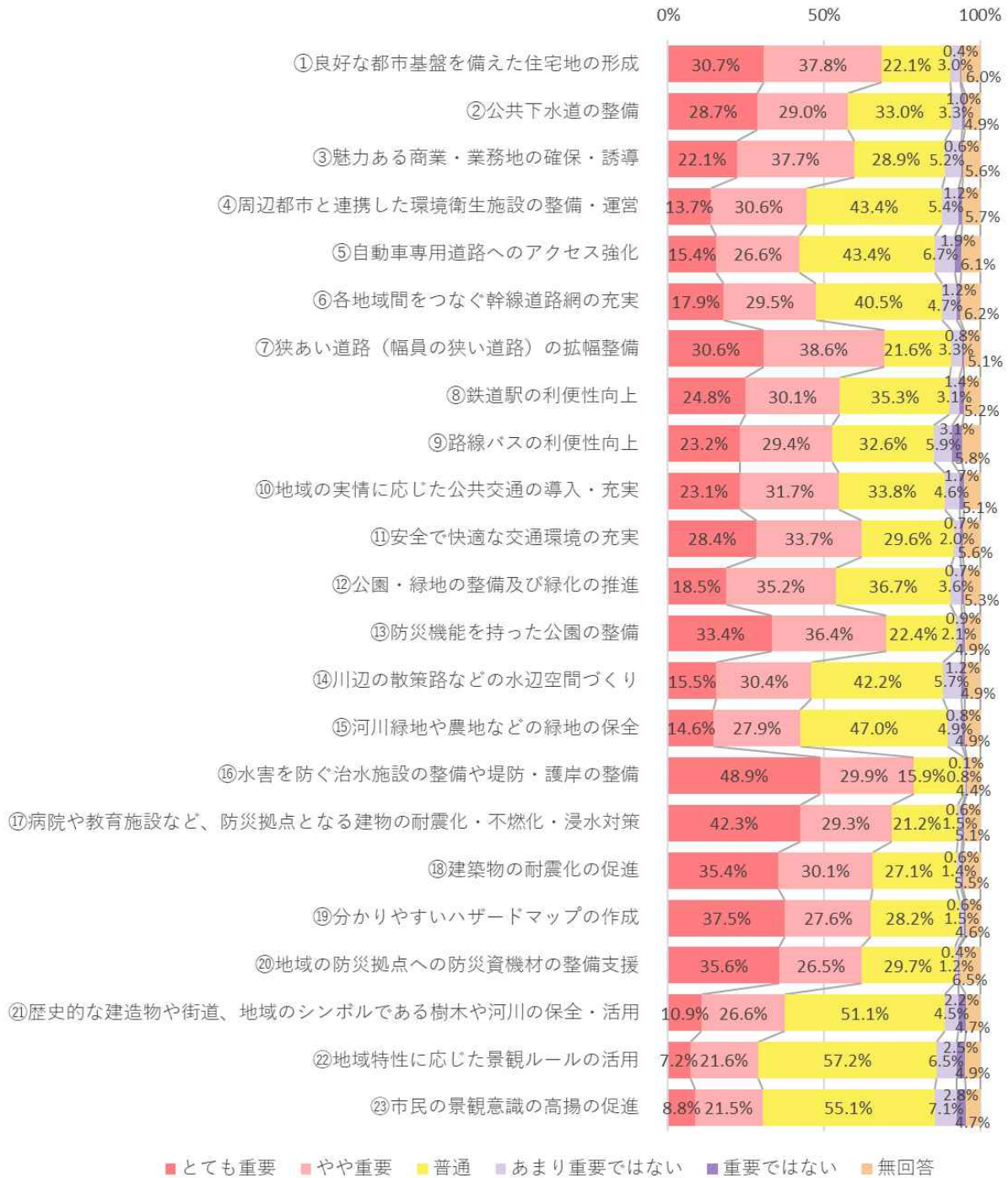
N=1,377



<今後の重要度>

満足度の低さに比例して、全体的に重要度が高い傾向にあります。特に「水害を防ぐ治水施設の整備や堤防・護岸の整備」や「良好な都市基盤を備えた住宅地の形成」、「狭あい道路（幅員の狭い道路）の拡幅整備」等は重要度が7割程度を占めています。

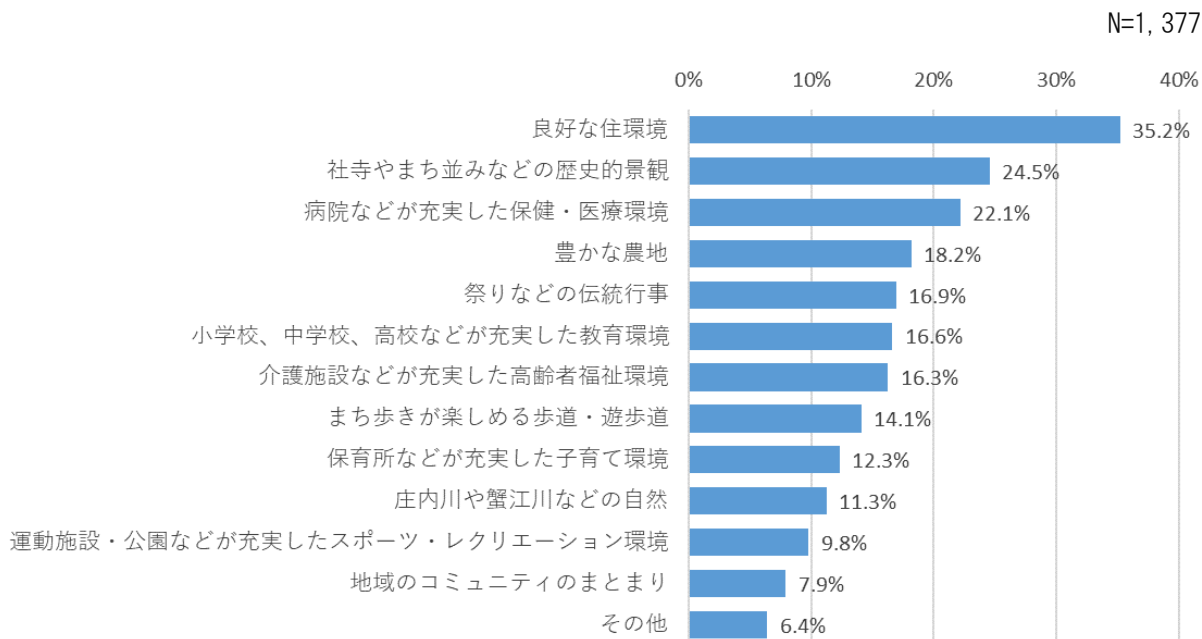
N=1,377



【今後のまちづくりについて】

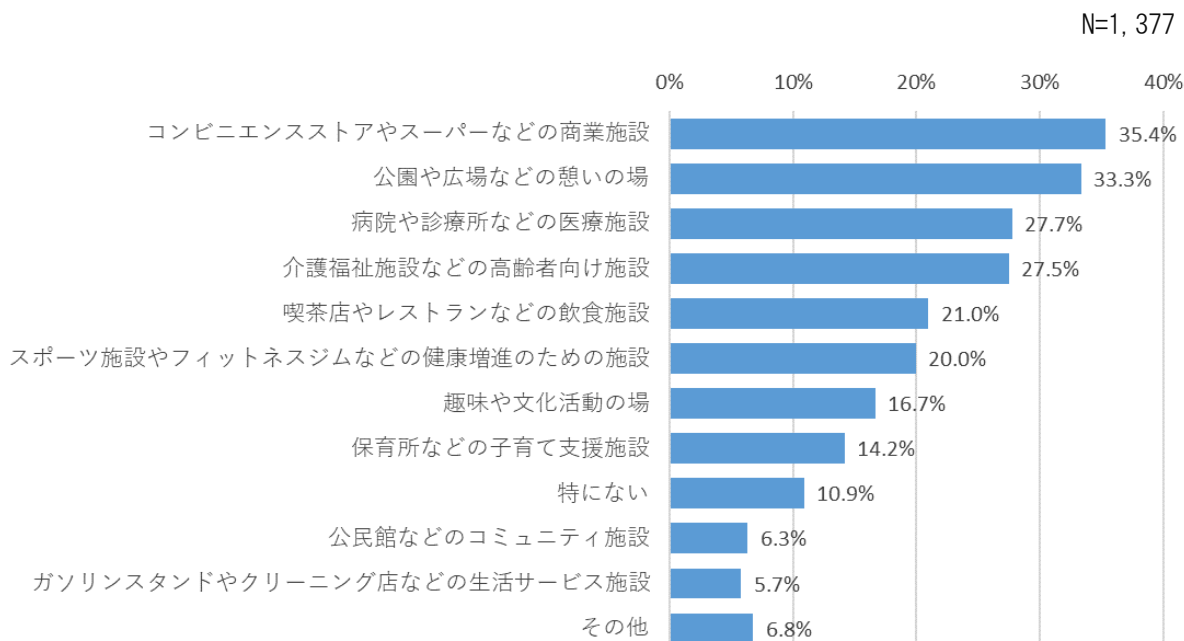
お住まいの地域で、誇りを感じ、地域のまちづくりに活用できるもの（3つまで回答）

市民が誇りを感じているものとして、「良好な住環境」（35.2%）や「社寺やまち並みなどの歴史的景観」（24.5%）、「病院などが充実した保健・医療環境」（22.1%）が挙げられている一方、「地域のコミュニティのまとまり」（7.9%）や「運動施設・公園などが充実したスポーツ・レクリエーション環境」（9.8%）は低い傾向となっています。



お住まいの地域に必要なと思う施設（3つまで回答）

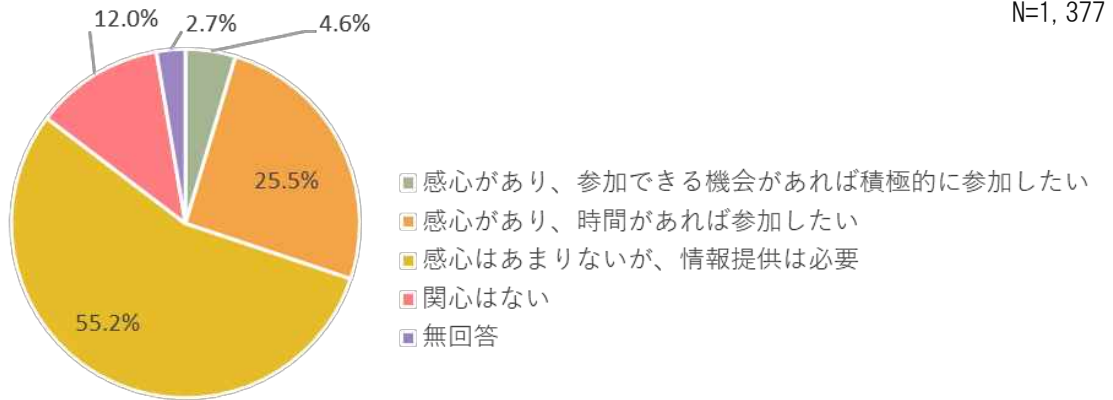
地域に必要なと思う施設として、「コンビニエンスストアやスーパーなどの商業施設」（35.4%）や「公園や広場などの憩いの場」（33.3%）、「病院や診療所などの医療施設」（27.7%）等、市民が日常的に利用する施設が求められています。



【まちづくりへの参加について】

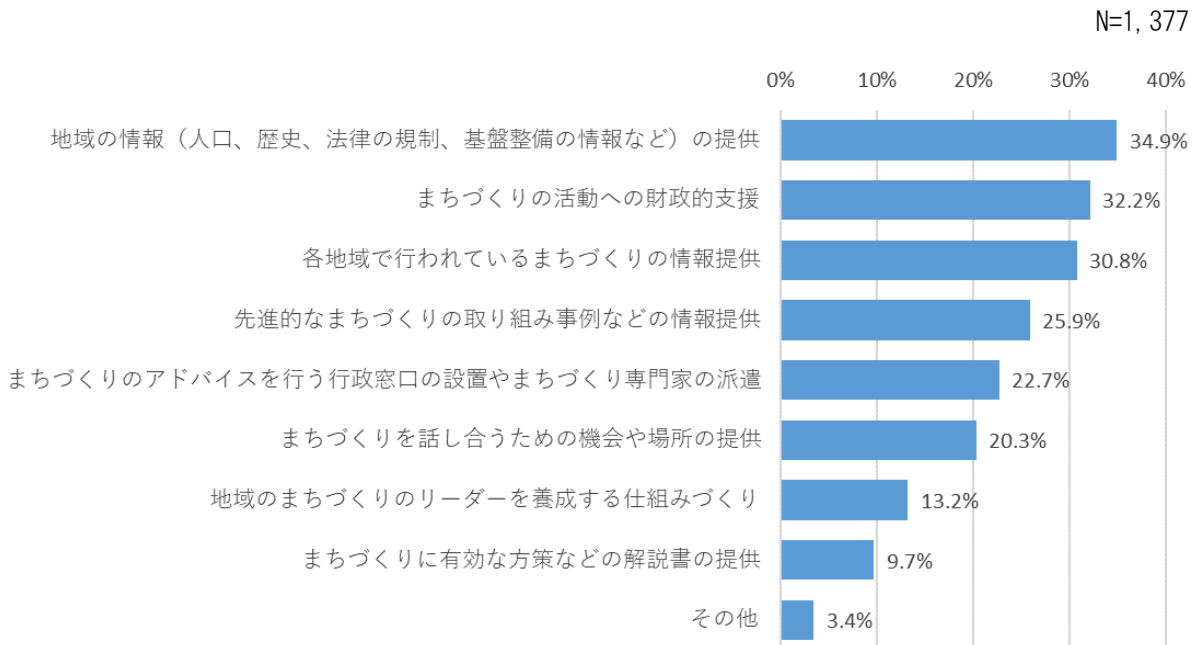
「あま市のまちづくり」に対する関心

まちづくりに対する関心度として、「積極的に参加したい・時間があれば参加したい」と回答した市民は30.1%で、7割近く（67.2%）の市民が「関心はない・あまりない」と回答しています。



市民協働のまちづくりを進めるために、行政が重点的に行うべき取り組み（3つまで回答）

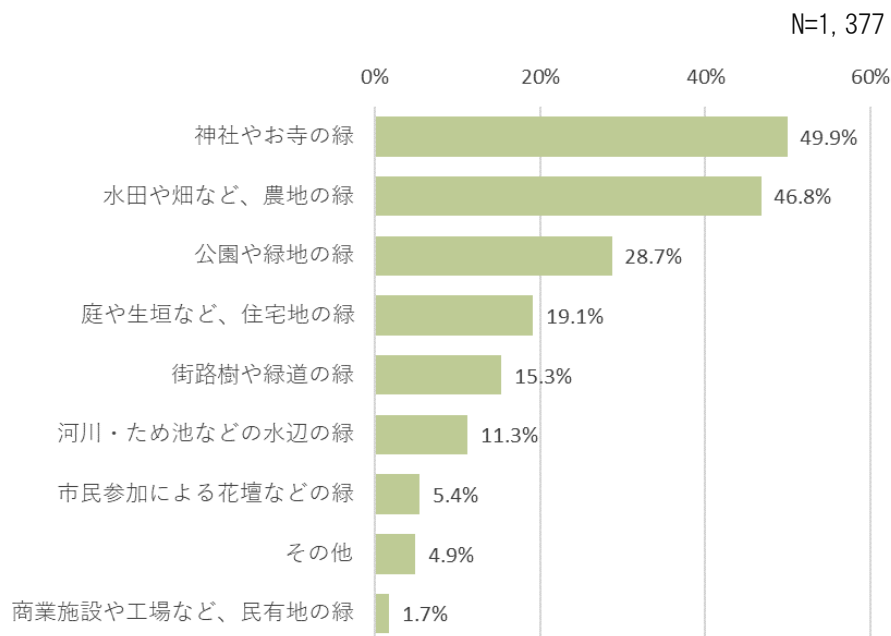
重点的に行うべき取り組みとして、「地域の情報の提供」（34.9%）や「まちづくりの活動への財政的支援」（32.2%）が挙げられており、特に情報提供としては、「各地域で行われているまちづくり」（30.8%）や「先進的な取り組み事例」（25.9%）等も求められています。



【あま市の緑について】

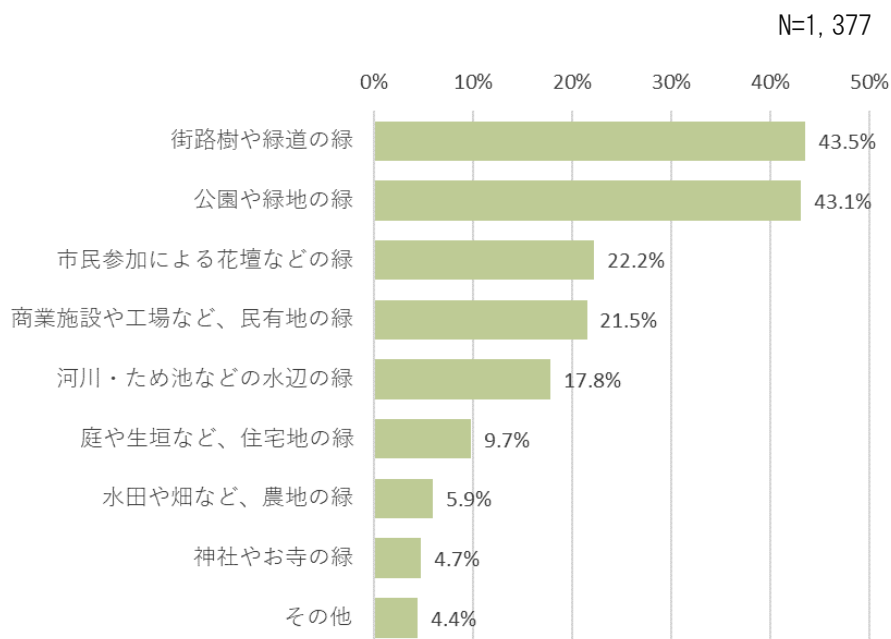
お住まいの地域の緑で、気に入っている緑（3つまで回答）

市民が気に入っている緑として、「神社やお寺の緑」（49.9%）、「水田や畑など、農地の緑」（46.8%）、「公園や緑地の緑」（28.7%）が挙げられています。



お住まいの地域で不足していると思う緑（3つまで回答）

不足している緑として、「街路樹や緑道の緑」（43.5%）や「公園や緑地の緑」（43.1%）が挙げられており、公共緑地が不足していると感じている市民が多い傾向にあります。また、「市民参加による花壇などの緑」（22.2%）や「商業施設や工場など、民有地の緑」（21.5%）も挙げられていることから、都市的な緑が不足している傾向にあります。



3 本市が抱える都市づくりの課題

(1) 都市づくりの視点

日々変化する社会情勢に柔軟に対応した都市づくりを展開するため、本市を取り巻く社会情勢を背景に、「名古屋都市計画区域マスタープラン」や「第2次あま市総合計画」を踏まえながら、都市づくりの視点を以下に整理します。

本市を取り巻く社会情勢	名古屋都市計画区域マスタープラン
<p>【人口減少・少子高齢化の進展】</p> <p>【インフラ施設の老朽化とそれに伴う維持管理費の増大】</p> <p>【防災・減災対策の重要性の高まり】</p> <p>【多様化するライフスタイルや市民ニーズ】</p> <p>【リニアインパクトの効果的活用】</p> <p>【地域資源の積極的な活用による地域力の向上】</p> <p>【最先端技術（AI、IoT等）の活用による快適性・利便性の高い都市への転換】</p> <p>【自然と共生した都市空間の形成】</p> <p>【市民・事業者・行政等の多様な主体の連携・協働の推進】</p> <p>【新型コロナに対応した新たな生活様式への対応】</p>	都市づくりの基本理念
	時代の波を乗り越え、元氣と暮らしやすさを育みつづける未来へ
	都市づくりの基本方向
	【基本方向①】暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換
	【基本方向②】リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進
	【基本方向③】力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進
	【基本方向④】大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保
	【基本方向⑤】自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進
	第2次あま市総合計画
	あま市の将来像
ともに想い ともに創る ずっと大好きなまち “あま”	
基本理念	
	(1) 地域の力を結集する共創のまちづくり (2) 持続可能な魅力・活力あるまちづくり (3) 次代につなぐまちづくり

都市づくりに関する市民の意識	
現在のあま市のイメージ	○「安全で安心して暮らすことができるまち」、「歴史・文化的資源を守り、活用しているまち」のイメージが多い。
都市づくりの満足度・重要度	○「自動車専用道路へのアクセス強化」や「鉄道駅の利便性向上」、「幹線道路網の充実」の満足度が高い一方、「魅力ある商業・業務地の確保・誘導」や「狭あい道路の拡幅整備」の満足度は低い。 ○「水害を防ぐ治水施設の整備や堤防・護岸の整備」や「良好な都市基盤を備えた住宅地の形成」、「狭あい道路の拡幅整備」といった都市基盤や防災・減災に関する重要度が高い。
今後のまちづくりの方向性	○自然災害に強い「防災・減災」のまちや都市基盤が整った「快適で住みよいまち」といった意見が多い。

都市づくりの視点



(2) 7つの視点からみる都市づくりの課題

7つの視点から、本市の「強み」と「弱み」を整理し、都市づくりの課題を整理します。

都市づくり の視点	あま市の都市づくりの現況	
	あま市の「強み」	あま市の「弱み」
都市 基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的に人口減少社会を迎えている中、依然人口増加傾向にある ○名古屋市の西側に位置し、名古屋市中心部まで鉄道や路線バスで約15～30分と交通利便性が高い ○木田駅南において「木田郷南土地区画整理事業」が施行中であるなど、駅周辺における利便性が高い住宅地整備を推進している ○市内全域に公共公益施設・生活サービス施設等の都市機能が立地している ○市内中央部で新庁舎が整備されている 	<ul style="list-style-type: none"> △今後の人口は平成27(2015)年の約86,900人から令和27(2045)年の約73,600人と、30年間で約15%減少する予測である(国立社会保障・人口問題研究所) △高齢化率が平成27(2015)年の約26%から令和27(2045)年には約33%まで増加する予測である(国立社会保障・人口問題研究所) △今後市街化区域においても人口密度が40人/haを下回る地域が広がる予測である △都市計画道路の整備済延長が約36%に留まっている △都市公園は13.11ha整備されており、人口1人当たりの都市公園面積は1.47㎡/人と国の標準値や愛知県の平均値を下回っている △市内全域を巡回バスが運行しているものの、本数が少ないなど利便性が低い
防災 ・ 減災	<ul style="list-style-type: none"> ○治水対策及び排水対策が順次推進されている ○建物の耐震化が順次推進されている ○自主防災会等による市民主体での防災・減災対策が実施されている ○周辺自治体や民間事業者等と災害協定を締結しており、災害時の協力体制の構築を推進している 	<ul style="list-style-type: none"> △ほぼ全域が海拔ゼロメートル以下であり、外水及び内水による浸水が想定される △南海トラフ地震等における液状化の危険性が高いとともに、津波による浸水も一部地域で想定される
魅力	<ul style="list-style-type: none"> ○七宝焼、甚目寺観音、蓮華寺等、優れた歴史・文化資源を数多く有する ○「七宝焼アートヴィレッジ」等、文化資源を活かした施設が立地している ○「あまつり」や「イルミネーションフェスタ」等、市民や各種団体と協力したイベント活動が実施されている ○刷毛は国内生産量の約6割を占めている 	<ul style="list-style-type: none"> △市内の商店数及び従業員数が減少傾向にある △小売業の「人口1人当たりの売場面積」や「売場面積当たりの商品販売額(売場効率)」は、愛知県平均と周辺市町を下回っており、市外に消費が流出している
活力	<ul style="list-style-type: none"> ○名古屋市をはじめとした周辺市町へ乗り入れている路線バスや鉄道があり、通勤・通学の利便性が高い ○名古屋第二環状自動車道等の広域幹線道路があるため、自動車交通の利便性が高い ○製造品出荷額等は近年増加傾向にある 	<ul style="list-style-type: none"> △市内の製造業事業所は減少傾向にある △新規産業を誘致できる産業用地が不足している
環境	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化調整区域の大部分は農業振興地域であり、まとまった農地景観が広がる ○庄内川、新川、五条川、福田川、蟹江川等、多くの河川が市内を流れており、水辺環境が豊かである ○愛知県の自然環境保全地域にも指定されている蓮華寺寺叢(じそう)をはじめ、多くの社寺林が分布している 	<ul style="list-style-type: none"> △経営耕地面積は減少傾向にある
連携 ・ 協働	<ul style="list-style-type: none"> ○あま市市民活動センター「あまテラス」を拠点に多くの市民協働事業が推進されている ○あま市まちづくり委員会や木田駅周辺まちづくり協議会等、地域住民が主体となったまちづくり活動が推進されている 	<ul style="list-style-type: none"> △市民が主体的に公園等の施設管理を行う仕組みづくりが不足している △民間事業者との協働による施設整備や維持管理の体制(指定管理者制度等)が不足している
都市 経営	<ul style="list-style-type: none"> ○歳入の主たる財源である市税収入額は、当面の間は現在と同等の110億円程度で推移すると想定される 	<ul style="list-style-type: none"> △歳出は、高齢化の進展による扶助費の増加により、増加傾向である △公共施設の維持管理費は今後増大する見込みであり、近年の投資的経費の実績を大きく上回ると推測される

都市づくりに関する市民の意識	都市づくりの課題
<ul style="list-style-type: none"> ・「あま市内で住み続けたい」との回答が約7割を占めており、継続した居住意向が多い ・今後のまちづくりで望まれていることは、「都市基盤が整った快適で住みよいまち」が多くを占めている ・鉄道駅の利便性が高いという意見が多い一方、バスの利便性については満足度が低い ・狭あい道路の拡幅整備により、歩行者空間の安全性・利便性の確保が望まれている ・地域に求められている施設として、商業施設や医療施設を挙げる意見が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会における持続可能な都市構造の形成 ・鉄道駅周辺等の利便性の高い地域における都市基盤整備の推進 ・地域の生活利便性を考慮した公共施設や都市機能の維持・充実 ・市役所新庁舎周辺での拠点形成 ・公共施設や都市公園等のオープンスペースを活用した新たな生活様式への対応 ・自動車の自動運転等のICTを活かした都市づくり ・市街化区域の拡大を念頭に置いた暮らしやすい住宅地の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・今後のまちづくりで望まれていることは、「自然災害に強い防災・減災のまち」が多くを占めている ・治水施設の整備による水害対策の重要度が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト面及びハード面にわたる防災・減災の取り組みの推進 ・治水及び排水対策の継続実施 ・建物の耐震化の継続的な促進 ・自主防災会等の活動をさらに発展させ、住民一人ひとりの防災意識を高める取り組みの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が誇りを感じているものとして、「社寺やまち並み等の歴史的景観」が多くを占めている ・あま市のイメージとして「まちなかに賑わいがあり、新しい交流が生まれるまち」を挙げる意見は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史及び文化資源を活用した拠点の整備と充実 ・ブランド力を高め、来訪者にPRするソフト施策と来訪者を受け入れるハード施策の展開
<ul style="list-style-type: none"> ・本市のイメージとして「幅広い産業が集積しているまち」を挙げる意見は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路インターチェンジに近い交通利便性を活かした、産業用地の整備 ・低未利用地の有効活用による、新たな産業誘致や働く場の創出
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が気に入っている緑として「神社やお寺の緑」、「水田や畑等の農地の緑」、「公園や緑地の緑」が挙げられている ・不足している緑としては「街路樹や緑道の緑」、「公園や緑地の緑」が挙げられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、河川、社寺林等の水と緑の環境の保全と活用 ・低炭素循環型都市づくりへの対応 ・SDGsを踏まえた都市づくりへの対応
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりへの関心度は「関心がない」が7割近くを占めている ・市民協働のまちづくりを進めるために、「地域の情報の提供」や「まちづくり活動への財政的支援」が挙げられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・各種団体・行政の連携・協働による都市づくりの推進 ・市民主体のまちづくりを支える活動の場の充実
<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少及び少子高齢化社会に対応した持続可能な都市経営の推進

第3章

1 都市の将来像

前プランにおいては、「市民が主役」「地域資源の活用」「安全・安心」といった視点を踏まえ、市の将来像を「人・歴史・自然が綾なすセーフティー共創都市」と設定しました。

今回の改定では、上記の考え方を踏襲しつつ、人口減少社会において居住地や来訪先として「選ばれる都市」を目指し、市民・事業者（各種団体含む）・行政の協働により暮らしやすさや魅力を高める取組みを一層推進することを目指し、以下のように設定します。

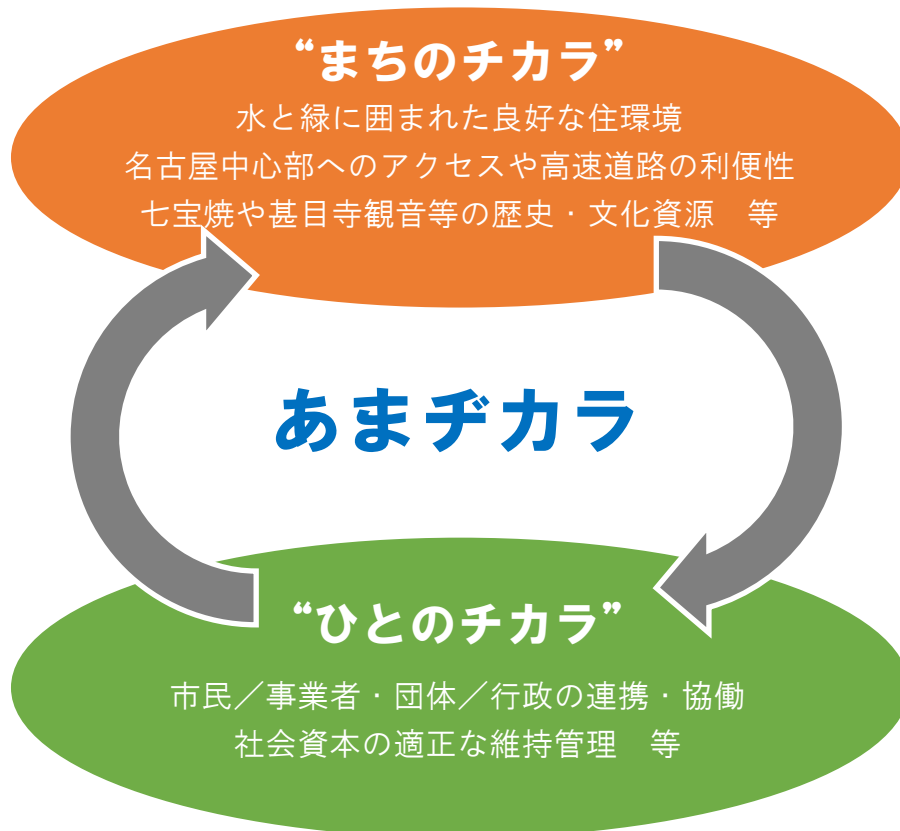
【都市の将来像】

“あまぢカラ”により暮らしやすさや魅力を高める都市づくり

【“あまぢカラ”とは】

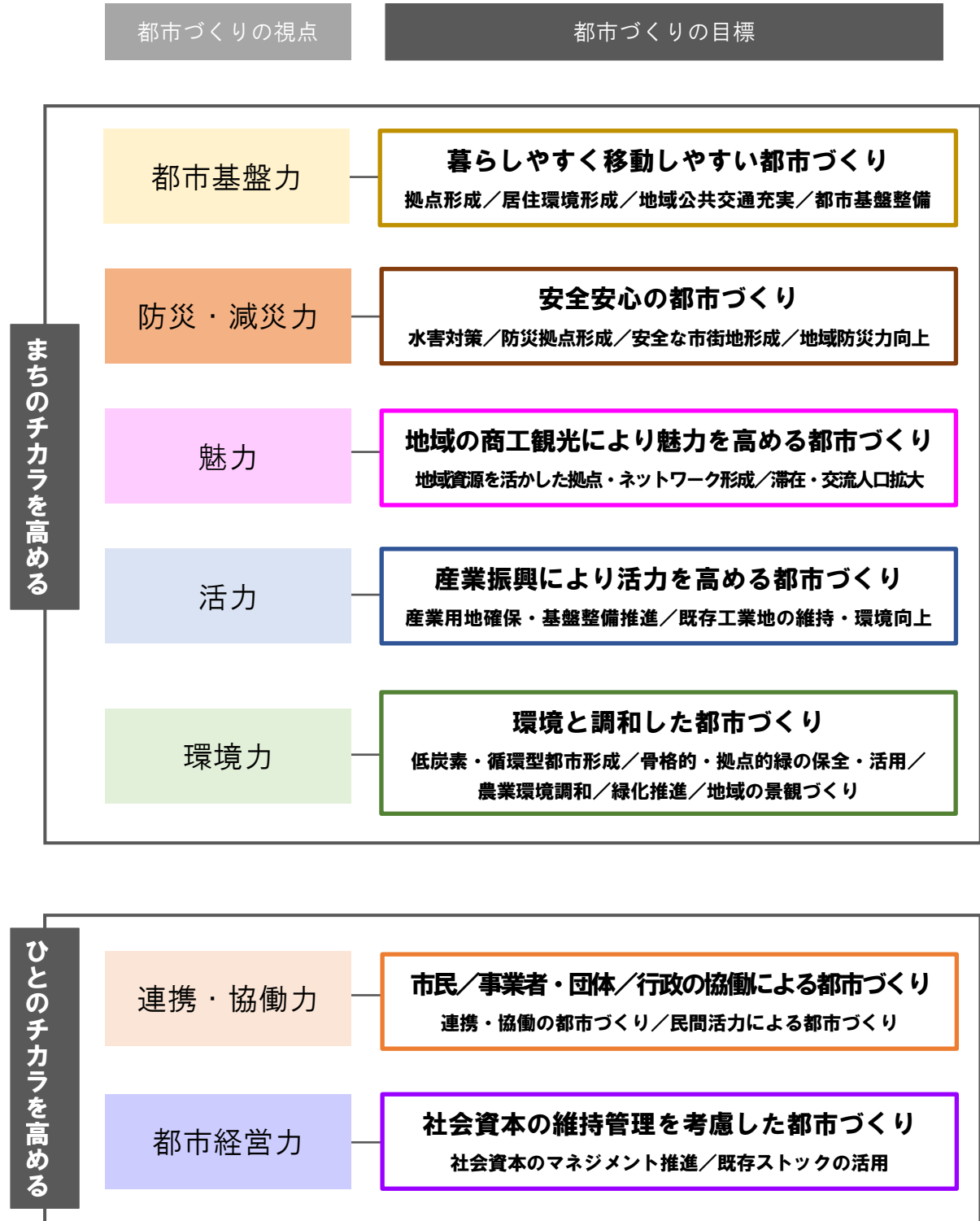
“あまぢカラ”とは下図の“まちのチカラ”と“ひとのチカラ”の融合を表した造語です。

この2つの“チカラ”の相互作用によって暮らしやすさや魅力を高め、「住みたくなる」「訪れたくなる」都市づくりを進めることを都市の将来像として設定しました。



2 都市づくりの目標

都市づくりの課題、都市の将来像を踏まえ、都市づくりの目標として以下の7つのテーマを定めます。



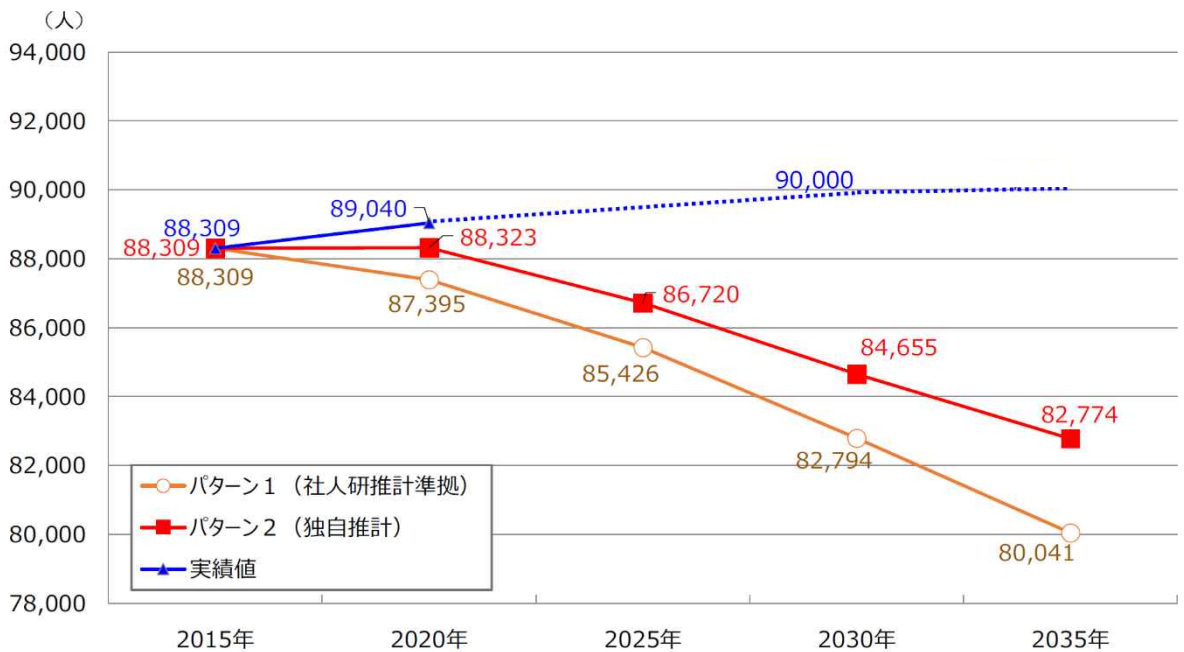
まちのチカラを高める

ひとのチカラを高める

3 将来指標の設定

全国的に人口減少時代に突入する中であって、住民基本台帳による本市の人口は令和2（2020）年時点で依然増加傾向（最近5年間で700人強の増加）を示しています。こうした状況も踏まえ、第2次あま市総合計画（令和4（2022）年3月改定）では、令和13（2031）年における人口フレームを90,000人と設定しています。

以上を踏まえ、本プランの目標年次である令和14（2032）年における将来人口を90,000人と設定するとともに、令和14（2032）年以降もこの人口規模が概ね維持されるものと想定します。



資料：パターン1・パターン2は、あま市人口ビジョン
実績値は、市民課（各年10月1日現在）

■将来人口推計（第2次あま市総合計画より）

4 将来都市構造

本市の将来都市構造は「都市拠点」、「都市軸」及び「ゾーン」の3つの要素から整理します。それぞれの要素の具体的な配置等は、都市づくりの課題や都市づくりの目標を踏まえて設定します。

■将来都市構造の要素

- 都市拠点
日常生活・都市活動の中心となる場であり、点的な構成要素
- 都市軸
都市の骨格を成す道路や河川、動線であり、線的な構成要素
- ゾーン
概ねの利用区分等の土地のまとまりであり、面的な構成要素

■都市づくりの目標と各要素の関連

都市づくりの目標 「まちのチカラを高める」	将来都市構造の要素		
	都市拠点	都市軸	ゾーン
都市基盤力 ～暮らしやすく移動しやすい都市づくり	・街なか居住拠点 ・防災・交流拠点 ・地域サービス拠点	・生活交流軸 ・公共交通軸（幹線） ・公共交通軸（生活）	・市街地ゾーン ・市街化検討ゾーン
防災・減災力 ～安全安心の都市づくり	・防災・交流拠点	・生活交流軸	・市街地ゾーン ・農住・自然ゾーン
魅力 ～地域の商工観光により魅力をもつ都市づくり	・街なか居住拠点 ・歴史・文化拠点	・産業交流軸	—
活力 ～産業振興により活力を高める都市づくり	・産業拠点	・産業交流軸	—
環境力 ～環境と調和した都市づくり	・緑の拠点 ・歴史・文化拠点	・親水環境軸	・農住・自然ゾーン

【都市拠点】

名称と役割	位置づける場所
①街なか居住拠点 …多くの人が集い交流するまちの顔づくりや、都市機能の集積を図り、居心地がよく歩きたくなる都市づくりを牽引する場	・ 甚目寺駅周辺 ・ 木田駅周辺 ・ 七宝小学校北東交差点周辺
②防災・交流拠点 …行政機能、防災機能、交流機能を集積させ、市域全体の安全安心と地域活力の創造を支えとともに、居住環境の向上による住みやすい地域づくりを進める場	・ 新庁舎及び七宝駅周辺
③地域サービス拠点 …各種公共公益サービス機能が集積し、市民の暮らしやコミュニティを支える場	・ 美和総合福祉センターすみれの里一帯 ・ 七宝子育て支援センター一帯 ・ 市民病院一帯 ・ 海部東部消防署一帯
④産業拠点 …交通の利便性等を活かした産業・流通機能が集積し、市の産業振興を牽引する場	・ 市街化区域内の既存工業集積地 ・ 市街化調整区域内の既存工業集積地 ・ 産業交流軸として位置づけた幹線道路の沿道周辺（適所）
⑤緑の拠点 …良好な緑・水辺の環境を活かしながら、市民の休息やレクリエーション活動を支える場	・ 庄内川河川敷（庄内川河川敷公園を含む） ・ 森遊水地グラウンド ・ ニツ寺親水公園 ・ 森ヶ丘公園
⑥歴史・文化拠点 …歴史・文化的資源を活かして、観光・交流活動の活性化を担う場	・ 蓮華寺寺叢（じそう） ・ 七宝焼アートヴィレッジ一帯 ・ 甚目寺観音一帯 ・ 萱津神社一帯

【都市軸】

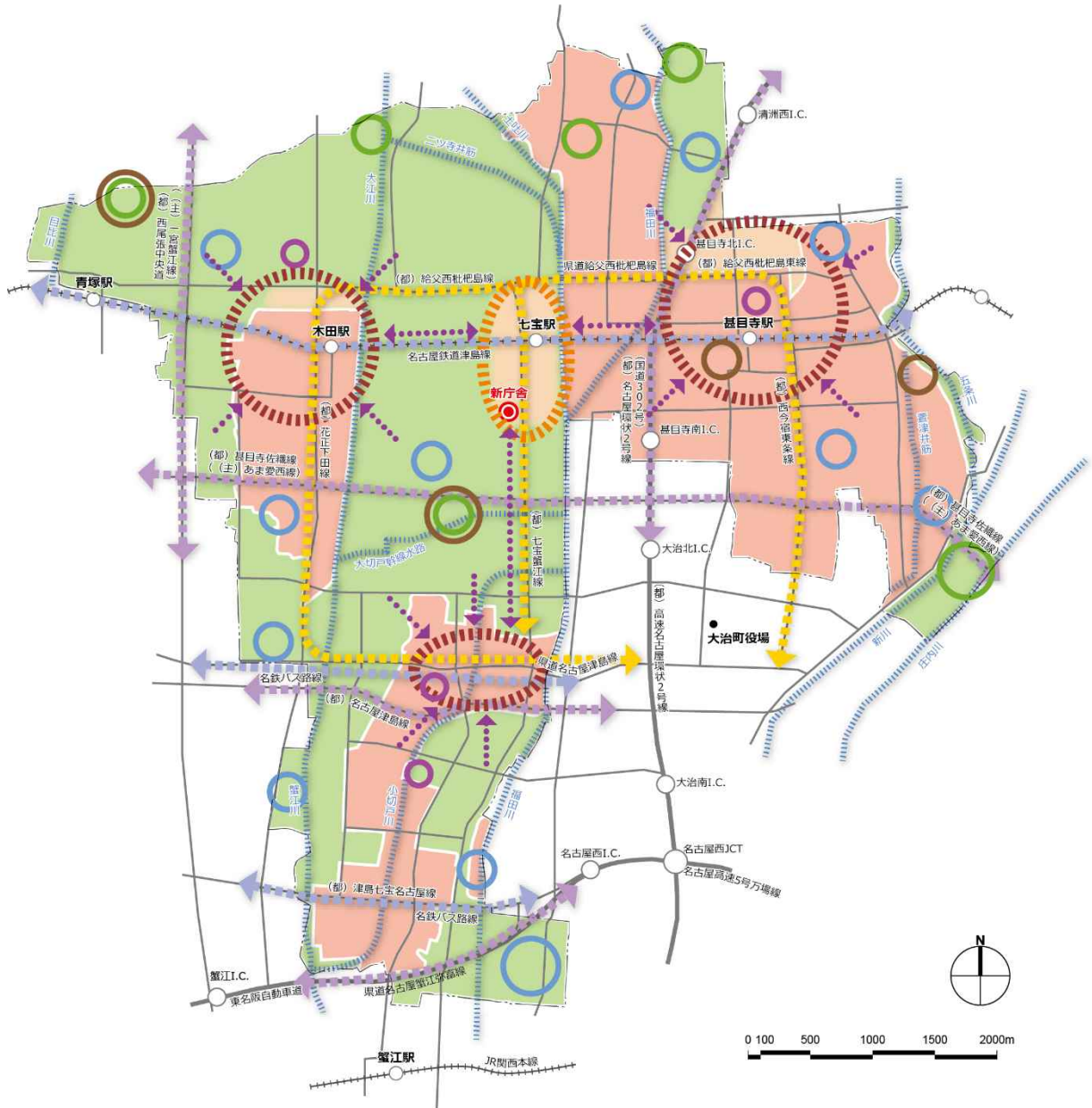
名称と役割	位置づける路線等 ※一部区間の場合あり
①生活交流軸 …市街地間を連絡し市の一体性を醸成する主要な幹線を成すとともに、日常生活を支える各種都市機能の集積を担う動線	以下の路線及び沿道周辺 ・ (都) 給父西枇杷島線 ・ (都) 給父西枇杷島東線 ・ (都) 花正下田線 ・ (都) 西今宿東条線 ・ (都) 七宝蟹江線 ・ 県道名古屋津島線 ・ 県道給父西枇杷島線

(前ページの続き)


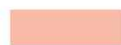







名称と役割	位置づける路線等 ※一部区間の場合あり
②産業交流軸 …都市間を連絡する主要な幹線を成すとともに、産業・流通機能の集積を担う動線	以下の路線及び沿道周辺 ・(都)名古屋環状2号線(国道302号) ・(都)西尾張中央道((主)一宮蟹江線) ・(都)名古屋津島線 ・(都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線) ・県道名古屋蟹江弥富線
③公共交通軸(幹線) …都市間の連絡とともに、魅力ある居住形成を担う動線	・名古屋鉄道津島線 ・名鉄バス路線
④公共交通軸(生活) …市民の移動や生活を支えるとともに、高齢化や地域の需要への対応を担う動線	・拠点間連携のためのアクセス路線 ・市内各所から拠点へのアクセス路線
⑤親水環境軸 …安全で、親水性・生物多様性の豊かな空間	・庄内川 ・新川 ・五条川 ・福田川 ・土吐川 ・蟹江川 ・小切戸川 ・大江川 ・目比川 ・萱津井筋 ・大切戸幹線水路 ・ニツ寺井筋

【ゾーン】

名称と役割	位置づける地域
①市街地ゾーン …住宅地としての良好な環境、商業地としての買い物に便利な環境、工業地としての働きやすい環境等を備えた日常生活・都市活動を支える地域	・現在の市街化区域を中心とした地域
②市街化検討ゾーン …街なか居住拠点、防災・交流拠点、産業拠点周辺の、将来の市街化検討を行う地域	・現在の市街化区域に隣接した、市街化調整区域を中心とした地域
③農住・自然ゾーン …集落と農地・自然環境が共生し、良好な住環境や生産環境、景観等を支える地域	・現在の市街化調整区域を中心とした地域



凡例

- | | | | | | |
|---|----------|---|-----------|--|----------|
|  | 街なか居住拠点 |  | 生活交流軸 |  | 市街地ゾーン |
|  | 防災・交流拠点 |  | 産業交流軸 |  | 市街化検討ゾーン |
|  | 地域サービス拠点 |  | 公共交通軸（幹線） |  | 農住・自然ゾーン |
|  | 産業拠点 |  | 公共交通軸（生活） | | |
|  | 緑の拠点 |  | 親水環境軸 | | |
|  | 歴史・文化拠点 | | | | |

■将来都市構造図

5 土地利用方針

(1) 土地利用の基本方針

①市街化区域

市街化区域は、都市計画法において、既に市街地を形成している区域や、優先的・計画的に市街化を図るべき区域とされています。

その性格のもとに、本市では、残存する低未利用地の活用を積極化し、また、地域の特性に応じて高度な利用を図ることによって、日常生活・都市活動を支える良好な市街地を形成していきます。

その上で、本市の市街化区域では、戸建てによる低層・中低層の住宅地としての利用を基本としながら、将来都市構造上の位置づけを踏まえて、公共交通の利便性の高い場所や主要な幹線道路の沿道を中心に、商工業系または複合系の土地利用を図ります。

また、空き家の利活用等を推進し、土地利用の流動化を図ります。

なお、街なか居住拠点や防災・交流拠点として位置づけられる鉄道駅周辺や、産業拠点として位置づけられる高速道路インターチェンジ周辺等については、市全体からみた種々の優位性を踏まえ、人口や産業の動向を十分踏まえたうえで、土地利用施策（市街化区域拡大の検討を含む）を重点化します。

②市街化調整区域

市街化調整区域は、都市計画法において、市街化を抑制すべき区域とされています。

その性格のもとに、市域の6割を占める本市の市街化調整区域では、今後も、無秩序な市街化を抑制し、営農環境や自然環境、既存集落の住環境の保全を図ります。

ただし、市街化調整区域であっても、既存コミュニティの維持や既存ストックの活用の観点から、都市的土地利用が必要な場合もあります。そのため、本市では、将来都市構造上の位置づけを踏まえ、公共交通の利便性が高い場所や主要な幹線道路の沿道を中心に、そのような土地利用について、人口動向を十分踏まえたうえで、必要に応じ検討を行います。

(2) 土地利用の区分と配置方針

【土地利用の区分】

区域区分	土地利用区分
市街化区域内を基本	①住宅地 ②駅前商業地 ③住商共存地 ④沿道複合利用地 ⑤工業地
市街化調整区域内を基本 (必要に応じ市街化区域への編入を検討)	⑥住居系土地利用誘導候補地 ⑦既存工業地・産業誘導候補地・産業誘導ゾーン
市街化調整区域内を基本	⑧沿道サービスゾーン ⑨自然環境・レクリエーション地 ⑩農地・集落地 ⑪農地・集落地(駅周辺、主要な幹線道路沿道等)

【土地利用の配置方針】

前述の土地利用区分ごとに、土地利用の規制・誘導の考え方と、配置のイメージを整理します。

①住宅地	
土地利用の 規制・誘導方針	●戸建てによる低層・中低層の住宅地としての利用を基本としながら、身近な商業施設や教育施設、医療施設、福祉施設等の生活利便施設も必要に応じて立地する土地利用を図ります。
配置のイメージ	●住居系市街化区域を中心とした地区（ただし、住商共存地や沿道複合利用地としての幹線道路沿道等を除く。）

②駅前商業地	
土地利用の 規制・誘導方針	●生活利便施設が集積する商業地としての利用を基本としながら、集合住宅等の立地や各種都市機能の複合化にも対応するなど、駅前の利便性を活かした有効な土地利用を図ります。
配置のイメージ	●甚目寺駅及び木田駅の周辺

③住商共存地	
土地利用の 規制・誘導方針	●地域の中心地を相互に結ぶ幹線道路沿道という利便性を活かし、集合住宅を含む多様な住宅と、周辺居住者の日常生活を支える利便施設が共存する土地利用を図ります。
配置のイメージ	●（都）給父西枇杷島東線、（都）花正下田線、（都）西今宿東条線、県道名古屋津島線及び県道給父西枇杷島線の沿道（ただし、市街化区域内を基本。）

④沿道複合利用地	
土地利用の 規制・誘導方針	●広域的な幹線道路の沿道という利便性を活かし、車利用に対応したロードサイド型の商業施設や、流通業務施設等が立地する非住居系を基本とした土地利用を図ります。
配置のイメージ	●（都）名古屋環状2号線（国道302号）、（都）甚目寺佐織線（（主）あま愛西線）及び（都）名古屋津島線の沿道（ただし、市街化区域内を基本。）

⑤工業地	
土地利用の 規制・誘導方針	●広域交通の利便性が高い幹線道路沿道においては、周辺住宅地等との調和に留意しつつ、企業誘致の推進による働く場の創出を図るため、工場や流通業務施設の受け皿となる産業用地としての土地利用を図ります。
配置のイメージ	●工業系市街化区域を中心とした地区

⑥住居系土地利用誘導候補地	
土地利用の 規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関を利用しやすく、様々な生活利便施設も集積する利便性を活かし、中高層を含む集合住宅の立地や、生活利便施設の一層の集積を誘導するなど、より多くの人々が高度で多様な都市サービスを楽しむことができ、また、歩いて暮らせるまちづくりにも寄与する土地利用を図ります。 ●甚目寺駅周辺地区のうち、産業交流軸に位置づけた(都)名古屋環状2号線(国道302号)の沿道については、甚目寺北インターチェンジに隣接することから、周辺住民等の生活利便の向上のみならず、広域交流をはじめ多様な交流拡大に資する施設の立地にも配慮するものとします。 ●本市の中心部にある七宝駅周辺地区の市街化調整区域において、行政拠点となる新庁舎整備及び既存ストック(鉄道駅、道路網、生活サービス施設等)を活用した基盤施設の整備等の計画的土地利用を推進します。 ●今後の基盤施設の計画水準や居住の集積状況に応じて、土地利用区分のあり方について検討します。
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●甚目寺駅、木田駅の周辺 ●新庁舎及び七宝駅の周辺

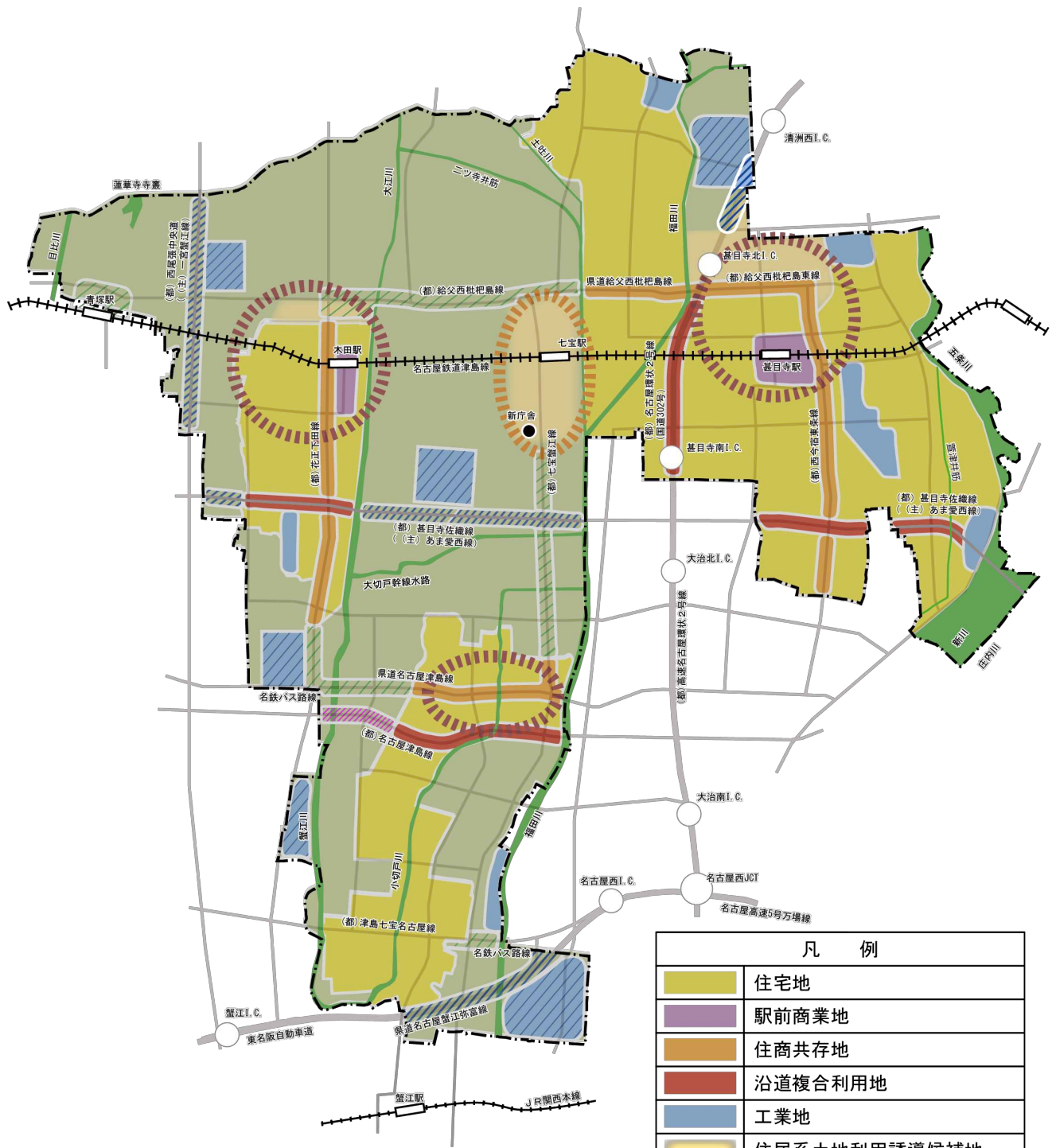
⑦既存工業地・産業誘導候補地・産業誘導ゾーン	
土地利用の 規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ●既存工業地については、周辺環境と調和した土地利用を図ります。 ●広域的な幹線道路に容易にアクセスできるという利便性を活かし、工場や流通業務施設の新規集積の一体的な誘導を図ります。(産業誘導候補地) ●広域的な幹線道路沿いにおいては、市街化調整区域としての性格や、円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、工場や流通業務施設の立地の計画的で適正な誘導を図ります。なお、この誘導にあたっては、優良な農地等の保全に配慮するとともに、開発基盤が整った箇所等に限るものとします。(産業誘導ゾーン)
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域内の既存工業地 ●高速道路インターチェンジ周辺等 ●広域的な幹線道路((都)名古屋環状2号線(国道302号)、(都)西尾張中央道((主)一宮蟹江線)、(都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線)及び県道名古屋蟹江弥富線)の沿道周辺

⑧沿道サービスゾーン	
土地利用の 規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域としての性格や、円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、車利用に対応したロードサイド型の商業施設等の立地を許容する土地利用を図ります。
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●(都)名古屋津島線の沿道周辺

⑨自然環境・レクリエーション地	
土地利用の 規制・誘導方針	●都市の貴重な緑地空間として保全を図るとともに、市民の憩いや、環境教育、健康増進等に寄与する場として有効活用を図ります。
配置のイメージ	●庄内川、新川、五条川をはじめとした主要な河川・水路及びその周辺 ●蓮華寺寺叢（じそう）

⑩農地・集落地	
土地利用の 規制・誘導方針	●農業生産や治水、景観等を支える農地の保全を図ります。 ●集落地については、周辺農地との調和にも留意しながら、低層を基本とした良好な住環境を保全する土地利用を図ります。
配置のイメージ	●市街化調整区域内の農地や既存集落（ただし、⑪の範囲を除く。）

⑪農地・集落地（駅周辺、主要な幹線道路沿道等）	
土地利用の 規制・誘導方針	●駅周辺では、市街化調整区域としての性格を十分考慮しながら、地域の実情に応じ、既存コミュニティの維持や安全安心で活力ある暮らしの形成に必要な場合において、適切な土地利用を検討します。 ●主要な幹線道路の沿道周辺では、市街化調整区域としての性格や、円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、必要に応じて、工場や流通業務施設等が立地する土地利用を検討します。
配置のイメージ	●青塚駅（津島市）及び名鉄バス停の周辺 ●（都）給父西枇杷島線、（都）花正下田線、（都）七宝蟹江線及び県道名古屋津島線の沿道周辺



凡 例	
	住宅地
	駅前商業地
	住商共存地
	沿道複合利用地
	工業地
	住居系土地利用誘導候補地
	既存工業地・産業誘導候補地
	産業誘導ゾーン
	沿道サービスゾーン
	自然環境・レクリエーション地
	農地・集落地
	農地・集落地(駅周辺、主要な幹線道路沿道等)
	街なか居住拠点
	防災・交流拠点

■土地利用方針図

6 テーマ別方針

（1）都市基盤力～暮らしやすく移動しやすい都市づくり

【暮らしやすく移動しやすい都市づくり方針】

- ①多様な都市機能を有する拠点の形成
- ②誰もが安心して暮らせる居住環境の形成
- ③誰もが移動しやすい地域公共交通の充実
- ④暮らしを支える都市基盤の整備

①多様な都市機能を有する拠点の形成

ア．街なか居住拠点における基盤整備と都市機能誘導の推進

- ・ 鉄道駅周辺等の街なか居住拠点では、中高層を含む集合住宅の立地や、生活利便施設の一層の集積を誘導するなど、より多くの人々が高度で多様な都市サービスを楽しむことができ、また、歩いて暮らせるまちづくりにも寄与する土地利用を図ります。このため、土地区画整理事業のほか、都市再生整備計画事業や都市計画道路の整備との連携も考慮しながら計画的な市街地整備を推進し、人口集積等を進めるにふさわしい良好な都市基盤を備えます。
- ・ 無秩序な市街地の拡大を抑制し、鉄道駅周辺の都市機能や街なか居住を誘導するため、甚目寺駅北部、木田駅北部、（都）名古屋津島線北側等において、市街化区域の拡大を検討します。
- ・ 医療、福祉、商業等の日常サービスに必要な施設の誘導や、教育、文化、行政等の公共サービスの提供により、本市を支える都市機能の集積を図ります。併せて、官民連携により、道路等の公共空間と民有地の店舗・広場等が一体となり、都市機能の回遊性を高め居心地よく歩きたくなる空間（ウォークアブル空間）を形成します。
- ・ 今後の公共施設の更新、統廃合に伴い拠点内に跡地が発生する場合、拠点内の貴重な空間として、都市全体の観点から都市基盤施設の整備や良質な民間開発の誘導等の土地利用について検討を進めるとともに、必要に応じて地区計画の策定等を進めます。

イ．防災・交流拠点における基盤整備と都市機能誘導の推進

- ・ 本市の中心部にある七宝駅周辺地区の市街化調整区域において、行政拠点となる新庁舎整備及び既存ストック（鉄道駅、道路網、生活サービス施設等）を活用した基盤施設の整備等の計画的な都市づくりを推進します。
- ・ 新庁舎及び七宝駅周辺では、新庁舎を単に点的な施設整備に留めることなく、行政機能、防災機能、交流機能を集積させ、その効果を市全域にしっかりと波及させていきます。
- ・ 防災・交流拠点の形成に合わせ、新庁舎等へのアクセス強化や周辺道路の混雑緩和等を図るため、新たな幹線道路網のあり方について検討します。
- ・ 今後も想定される宅地開発の高い需要動向を踏まえ、土地利用や開発の計画的な規制・誘導を進めることで、居住環境の維持・向上による人口の定着、既存コミュニティの維持等

を図っていきます。

- ・居住環境の維持・向上については、農地の土地利用との調和を図りつつ、既存ストック（鉄道駅）の優位性を活用した安全な道づくりや居住に関するきめ細かなルールづくりによる誘導を進めていきます。

②誰もが安心して暮らせる居住環境の形成

ア．利便性の高い住宅地の形成

- ・戸建による低層・中低層の住宅地としての利用を基本としながら、身近な商業施設や教育施設、医療施設、福祉施設等の生活利便施設も必要に応じて立地する土地利用を図ります。

イ．各種事業や規制誘導による良好な住環境の形成

- ・市街化区域内では、田・畑等の低未利用地が多く現存しています。そのため、都市基盤が未熟なまま宅地化が進まないよう、道路等の整備事業や、土地区画整理事業、良質な民間開発の誘導等、地域の状況に応じた手法を活用し、良好な都市基盤を備えた住宅地の形成に努めます。
- ・土地区画整理事業や民間開発等により、良好な都市基盤を備えた地区では、地域の意向に応じて、地区計画制度等の活用を検討し、敷地の使い方等にきめ細かなルールを定めることで、良好な住環境の維持・保全に努めます。
- ・都市基盤が未熟な地区においても、狭い道路が多く防災上の課題がある、低未利用地が多く無秩序な開発の恐れがある、といった地区それぞれの課題に応じて、地区計画制度等の活用を検討し、解決に努めます。
- ・良好な市街地環境を維持・形成する上での最も基本的なルールである用途地域については、土地利用構想や、地域の意向を考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。
- ・名古屋鉄道津島線の沿線市街地については、（都）名古屋環状2号線（国道302号）との立体交差化に関する検討にあわせ、当該事業と連動した市街地整備について検討を行います。

ウ．集落地の住環境の保全

- ・集落地については、周辺農地との調和にも留意しながら、低層を基本とした良好な住環境を保全する土地利用を図ります。また、農業施策との連携も考慮しながら、生活道路等、集落環境の改善や利便性向上に寄与する基盤の整備を図ります。
- ・駅周辺の集落地では、市街化調整区域としての性格を十分考慮しながら、地域の実情に応じ、既存コミュニティの維持や安全安心で活力ある暮らしの形成に必要な場合において、地区計画等を活用することにより適切な土地利用を検討します。

③誰もが移動しやすい地域公共交通の充実

ア．交通結節点の整備等による鉄道の利便性向上

- ・鉄道駅については、駅利用の促進や環境への配慮等を目的に、キス&ライド、パーク&ライド等の推進に向け、駅前広場・送迎スペースや、これへのアクセス道路、周辺での駐車場・駐輪場の整備により、交通結節機能の強化を図ります。名古屋駅から生じるリニア中

央新幹線利用者を確実に呼び込んでいくため、鉄道の更なる利便性向上を図るとともに、駅から居住地、職場、観光地等、市内各所へのアクセス性の向上を検討します。

- ・ 駐車場・駐輪場については、駅周辺の公共施設、商業施設等との一体的な整備・運用も考慮します。
- ・ 七宝駅では「防災・交流拠点」として、駅から新庁舎へのアクセス経路の検討、居住環境の維持・向上に向けた駅アクセス機能の強化及び県道の鉄道交差点のあり方検討を進めます。
- ・ 七宝小学校北東交差点周辺の「街なか居住拠点」では、名古屋市高速度鉄道6号線の延伸構想を見据えた交通まちづくりを検討するとともに、構想の実現に向けた取組みを関係機関に要請します。

イ. 路線バスの利便性向上

- ・ 市南部を通る路線バスについては、バスルートとしての県道の改良を県に働きかけ、運行の定時性確保に努めます。
- ・ 主要なバス停周辺での駐輪場の充実や、上屋・ベンチ・照明といった安心して快適に待つことのできる環境整備を促進し、バス利用を促進します。なお、これらの取り組みについては、バス停周辺の公共施設、商業施設等との一体的な整備・運用も考慮します。

ウ. 地域の公共交通の充実

- ・ 高齢化の進展等を見据えた市内移動手段の充実、地域需要や地域の実情に応じた適切な交通移動手段の確保のため、巡回バスを運行します。なお、運行に際しては、鉄道駅や市民病院等の主要な施設の巡回や、街なか居住拠点間の移動と市内各所から新庁舎へのアクセス、市街地づくりとの連携等、本市が目指す将来都市構造・土地利用構想との調和に留意します。
- ・ 市民の移動ニーズを踏まえ、少人数の対応ができるワゴン車・タクシーによるデマンド運行等の多様な輸送手段の導入検討を行います。また、ICTの進展を踏まえた自動運転技術、マイクロモビリティ等を活用した次世代交通システムの導入について検討します。

④暮らしを支える都市基盤の整備

ア. 都市圏の骨格を成す広域的な幹線道路の整備

- ・ (都)名古屋環状2号線(国道302号)、(都)西尾張中央道((主)一宮蟹江線)、(都)名古屋津島線及び(都)下萱津北間島線・県道名古屋中環状線の4路線に位置づけ、主に、自動車の走りやすさを高めることに留意して、未改良区間等の整備を関係機関に働きかけます。とりわけ、高速バスを利用したリニア中央新幹線利用者の呼び込みや市内道路混雑の抜本的解消に向け、(都)名古屋環状2号線(国道302号)の4車線化に向けた検討を加速させます。
- ・ (都)名古屋環状2号線(国道302号)と名古屋鉄道津島線との交差点において、踏切事故の防止等を図るため、立体化を中心として早期整備に向け関係機関に働きかけます。

イ. 市の骨格を成す幹線道路の整備

- ・東西方向の路線については、(都)給父西枇杷島線・(都)給父西枇杷島東線・県道給父西枇杷島線、(都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線)及び(都)津島七宝名古屋線(県道津島七宝名古屋線)を位置づけ、南北方向の路線は、(都)西今宿下萱津線及び(都)七宝蟹江線(県道須成七宝稻沢線)を位置づけます。これらの路線については、自動車の走りやすさとともに、沿道への出入りのしやすさにも留意して、未改良区間等の整備を県に働きかけます。

ウ. 市街地や地域の骨格を成す幹線道路の整備

- ・県道名古屋津島線や(都)西今宿東条線・県道西条清須線、(都)花正下田線・(都)安松鷹居線をはじめとした、地域のなかの主要な市道、県道を適宜位置づけ、自動車だけでなく、歩行者・自転車の利用にも留意して、未改良区間等の整備を進めます。
- ・未着手の都市計画道路の整備については、周囲の交通状況に合わせた調査等の実施を検討します。

エ. 安全・快適な歩行空間づくり

- ・鉄道駅や市民病院、教育施設等、多くの人が集い利用する施設の周辺では、歩道の設置や段差解消、わかりやすいサインの設置を図るなど、誰もが安全・快適に移動できるバリアフリーの歩行空間づくりに努めます。
- ・幹線道路に囲まれた区域における、主要な生活道路では、歩車分離のほか、通過交通を排除する交通規制の運用、自動車の速度を低減する狭さくの設置等、「クルマ優先」から「ひと優先」へのシフトを目指した取組みに努めます。特に、段階的・部分的に供用開始される都市計画道路の周辺では、通過交通・迷い込み交通の発生が想定されるため、地域の安全性確保に配慮します。
- ・都市の骨格を成すような主要な幹線道路では、歩道の連続性確保や、カラー舗装、緑化等により、市民や来訪者が歩きたくくなるような美しく快適な歩行空間の形成に努めます。
- ・平坦な地形で自転車による移動が比較的容易な特性を活かし、鉄道駅、公共施設、観光施設等を結ぶ自転車ネットワークの形成を図り、自転車通行に配慮した道路整備等を検討します。
- ・歩行等の安全を確保するため、街路灯や防犯灯、防犯カメラ等の設置を推進します。

オ. 市民の憩いの場となる公園緑地の整備・維持管理

- ・新型コロナ危機を契機とした都市づくりにおいては、密の回避ができる空間としてまちなかの緑やオープンスペースの役割が一層重要となっており、こうしたニーズの変化にも配慮しつつ、公園緑地の整備・維持管理を適切に行います。
- ・森ヶ丘公園や二ツ寺親水公園といった既設の規模の大きな公園については、レクリエーション需要の変化や、防災機能の強化等、多様なニーズに対応しながら、拠点性を維持・向上するための再整備を検討します。
- ・鉄道駅周辺をはじめとした都市構造上、整備の重要性の高い場所や、公園が不足する場所を中心としながら、地域の身近な公園として、防犯性や安全性に配慮した街区公園等の整

備を検討します。

- ・既設の街区公園等については、施設の老朽化等により、住民のニーズに対応できなくなったものを中心に、地域の特性に応じた公園への再整備を図ります。

カ．快適な生活を支える下水道・処理施設の整備・維持管理

- ・河川等の公共用水域の水質保全や、居住環境の改善を図るため、「あま市污水適正処理構想」に基づき、当面、市街化区域一体を中心に公共下水道の整備を推進します。
- ・整備により供用を開始した区域については、市民への周知・啓発を図り、公共下水道への早期接続を促進します。
- ・「あま市污水適正処理構想」に基づき、生活排水による生活環境の悪化を解消するため、災害に強い公共下水道の整備を進めていきます。
- ・海部地区環境事務組合新開センター・上野センター及び五条広域事務組合クリーンパーク新川に対して災害対応力の強化を求めるとともに、し尿・浄化槽汚泥の広域的な処理体制整備を図ります。

キ．安全安心な水道水の供給

- ・水道事業について、住民の需要に応じて飲用に適する水を供給するために適切な施設の維持管理と公営企業としての健全な経営を行います。
- ・水道施設について、配水施設、管路ともに老朽化が進んでいるため、老朽化対策や管路の更新を行い、耐震化を推進します。

ク．環境衛生施設の整備・維持管理

- ・火葬場やごみ処理場等、環境衛生に係る拠点施設の整備・運営については、周辺都市との広域連携により対応します。
- ・市東部のごみ焼却場〔五条川工場（名古屋市）〕については、周辺環境・地球環境に配慮した施設として、適正管理を促進します。

ケ．公共施設の適正な維持管理

- ・市民の暮らしやコミュニティを支える公共施設が立地する「地域サービス拠点」では、利便性・快適性の向上のための既存公共施設の維持管理、改善等に努めます。
- ・老朽化等に伴う公共施設の更新や統廃合等の検討にあたっては、「あま市公共施設等総合管理計画」等に基づき、「街なか居住拠点」内や「防災・交流拠点」内での配置による拠点環境の充実や個々の行政サービス提供のあり方等についての検証を行います。

(2) 防災・減災力～安全安心の都市づくり

【安全安心の都市づくり方針】

- ① 水害対策の推進
- ② 防災拠点の形成
- ③ 建物耐震化や安全な市街地の形成
- ④ 地域防災力の向上

① 水害対策の推進

ア. 治水事業の推進

- ・ 雨水を安全に流下させ、水害防止を図るため、治水施設の整備を進めます。特に、五条川、蟹江川、福田川については、県が定める河川整備計画に基づき、河床掘削による流下能力の増大、堤防高の不足する区間での堤防・護岸の整備等を促進します。
- ・ 海拔ゼロメートル以下において、排水条件が悪い地域では、排水機場、排水路等の内水排除施設の水路管理者と協議を進め、その施設整備を進めます。なお、これらの治水施設については、耐震化・液状化対策等、大規模地震の発生を考慮した機能強化についても取り組んでいきます。
- ・ 河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、国・流域自治体・企業・住民等のあらゆる関係者が協働で取り組む「流域治水」の推進を図ります。

イ. 流域対策の推進

- ・ 河川への雨水流出を抑制するため、地域特性に応じ、「特定都市河川浸水被害対策法」や「あま市宅地開発等に関する指導要綱」等に基づく土地利用対策を進めます。
- ・ 河川沿い等の農地については、できる限り保全し、遊水機能の維持に努めます。また、農地での新たな開発に対しては、開発に伴う流出増分に対応した雨水貯留・浸透施設の設置を指導し、遊水・保水機能の確保に努めます。
- ・ 既存の住宅地・集落についても、不要になった浄化槽の雨水貯留施設への転用を促進するなど、遊水・保水機能の向上に努めます。
- ・ 河川に隣接する低地の市街地等、洪水時に大きな浸水被害の発生が予想される地域については、耐水化を重点化すべき区域として、雨水貯留・浸透施設の設置を一層促進するほか、内水排除施設の整備や、耐水性建築（地盤嵩上げ、高床式建築等）の奨励等に努めます。

② 防災拠点の形成

ア. 防災活動拠点の整備・充実

- ・ 「防災・交流拠点」内に位置づけられる新庁舎は、市の安全安心を支える「中枢防災拠点」として、大規模地震等に対応した機能を備えます。また、広域的な応急復旧活動の強化を図るため、庁舎敷地内に広域支援部隊等の活動拠点として活用できる十分な空間を確保します。
- ・ 市民病院、教育施設等、災害時の各種活動の中核となる公共施設では、「あま市公共施設等総合管理計画」等に基づき、耐震化を推進するとともに、敷地における雨水貯留・浸透機

能の向上等、浸水対策を強化します。

- ・災害時において、応援部隊の一時集結やベースキャンプ機能を果たす基幹的広域防災拠点の整備検討を進めます。

③建物耐震化や安全な市街地の形成

ア. 建物倒壊・火災対策等の推進

- ・旧耐震基準で建築された木造住宅については、「あま市建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震診断や耐震改修等に係る制度の普及啓発を行い、耐震化を促進するとともに、市街地では、緊急輸送道路の配置状況等を踏まえつつ、準防火地域の指定・拡大を検討し、建築物の不燃化を促進します。
- ・適切に管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の向上を図るため、「あま市空家等対策計画」に基づき空き家等に関する施策を推進します。
- ・大規模地震の発生に伴う液状化の危険性が高いため、開発を行う際の地盤改良や構造物の対策の検討を促進します。

イ. 基盤整備の推進

- ・狭あい道路が多い地域では、建物や外壁の倒壊により、道路の閉塞が想定され、避難行動や救助活動等への支障が懸念されることから、狭あい道路の拡幅整備等に取り組みます。
- ・木造住宅が密集する地域等、地震等の発生時に被害が急速に拡大する可能性がある場所では、地区計画制度や道路の整備事業等、地域の状況に応じた手法により、都市基盤の改善を図り、防災・避難空間の充実に努めます。
- ・地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、発災時においても消火栓が使用可能となるよう水道の耐震化を進めるとともに、防火水槽の維持に努めます。

ウ. 防災軸の整備

- ・災害発生時の緊急輸送や、防火帯としての役割を担う幹線道路の整備を進めます。特に、県の地域防災計画において第1次・第2次緊急輸送道路として位置づけられる路線や、これらを補完・代替する主要な幹線道路について、道路・橋梁の耐震化や、都市計画道路としての整備を重点化し、緊急輸送道路ネットワークの形成・充実に努めます。
- ・新庁舎へのアクセス道路は「防災拠点」の運営・活動を確保する役割があることから、重点的に整備を進めます。

エ. 避難施設の充実

- ・災害時に広域避難場所等として活用できるような公園緑地の整備に努めます。既設の公園緑地についても、災害時に避難場所として活用できるよう、各地域の状況に応じて防災機能の強化を図ります。

-
- ・津波による浸水の危険性がある地域については、避難施設の設置や津波避難ビルの指定・確保を推進します。
 - ・新型コロナ対策等を考慮し、避難所の過密を避けるための多様な避難環境の充実を図ります。

④地域防災力の向上

ア. 防災関連情報の整備

- ・災害時の情報収集・伝達を迅速かつ効果的に実施するため、防災情報通信体制の強化に努めます。
- ・各地域の災害の危険度等が分かるハザードマップについて、適宜見直しを図るなど、市民にとって、より分かりやすく有益な情報を整備していきます。

イ. 自主防災組織の強化

- ・自主防災組織とも連携しながら、啓発活動を推進し、個人、家庭、地域等の各レベルで防災意識の向上に努めます。
- ・避難所として位置づけられる公共施設等、地域の活動拠点への防災資機材の整備等を支援し、自主防災組織の活動の活性化を促進します。

（3）魅力～地域の商工観光により魅力を高める都市づくり

【地域の商工観光により魅力を高める都市づくりの方針】

- ①地域資源を活用した商工観光の交流拠点の整備
- ②観光拠点等をつなぐネットワークの形成
- ③滞在・交流人口、定住人口の拡大に向けた施策の推進

①地域資源を活用した商工観光の交流拠点の整備

- ・リニア中央新幹線開業により一層高まる広域的な集客ポテンシャルを活かし、地域の歴史・文化や地域資源を活かした交流拠点の形成を図ります。
- ・パーキングエリアやサービスエリアが無い名古屋第二環状自動車道（名二環）の休憩場所、また地域資源の魅力を体感できる場所として、七宝焼アートヴィレッジ周辺において、官民連携により「道の駅」や路外パーキング等の整備を推進します。また、これらの施設においては、本市の伝統産業である「尾張七宝」や「刷毛・刷子」、農作物等の地場産品等に触れ楽しめるものとしします。
- ・鉄道駅周辺においては、商業施設等を誘導するとともに、官民連携により、道路等の公共空間と民有地の店舗・広場等が一体となり、都市機能の回遊性を高め居心地よく歩きたくなる空間（ウォーカブル空間）を形成します。

②観光拠点等をつなぐネットワークの形成

- ・新たに整備を検討する「道の駅」や路外パーキング等を起点に、甚目寺観音や萱津神社、旧街道に点在する史跡等を活かした歴史・文化を巡る道づくりをはじめ、地域の良さに触れながら、じっくり楽しく歩くことのできる魅力的な道づくりに努めます。

③滞在・交流人口、定住人口の拡大に向けた施策の推進

- ・本市の知名度向上による移住・店舗進出の促進、滞在・交流人口の増加、地域経済の活性化を目指し、シティプロモーションの推進による本市の魅力の発信や本市を訪れる機会づくりに取り組みます。
- ・市民が愛着を持てるまちとなるために、住みやすさに加えて楽しみや誇りを実感できるよう、市民・事業者との協働により、公共空間等の活用によるまちのシンボルづくりやイベント開催等、魅力があり人が集う事業に取り組みます。

(4) 活力～産業振興により活力を高める都市づくり

【産業振興により活力を高める都市づくりの方針】

- ①企業誘致の受け皿となる産業用地の確保、基盤整備の推進
- ②既存工業地の維持・環境向上

①企業誘致の受け皿となる産業用地の確保、基盤整備の推進

- ・ 4車線道路の沿道・交差点等、特に交通利便性の高い場所は、市の産業振興を牽引する「産業拠点」として、産業・流通機能の一体的な維持・集積に努めます。
- ・ 甚目寺北インターチェンジ周辺では、自動車の広域交通の利便性を活かし、産業用地の整備を推進します。
- ・ 産業用地は、市街化区域（工業系用途地域）内において余地が少ないため、市全体として交通利便性の高い場所を有効活用する観点から、市街化調整区域でも、地区計画制度や条例制定により一定の区域での開発を認める開発許可制度の活用について、必要に応じ検討します。また、条件が揃えば、市街化区域への編入についても検討します。

②既存工業地の維持・環境向上

- ・ 既存産業用地については、周辺環境と調和した土地利用を図ります。
- ・ 新規の産業用地についても、緑化の推進等、法制度に基づき周辺環境と調和した開発整備を促進します。

（5）環境力～環境と調和した都市づくり

【環境と調和した都市づくりの方針】

- ①低炭素・循環型都市の形成
- ②骨格的・拠点的な緑の保全・活用
- ③農業環境との調和
- ④緑化の推進
- ⑤地域の特性を活かした景観づくり

①低炭素・循環型都市の形成

- ・公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。
- ・住宅における太陽光発電や蓄電池の設置を促進します。
- ・市民・事業者へ低公害車の普及啓発を図るとともに、公共施設等における充電スタンドの設置の推進に努めます。

②骨格的・拠点的な緑の保全・活用

ア．骨格的・拠点的な緑の保全・活用

- ・庄内川・新川・五条川一帯等、面的な広がりをもって都市の骨格を形成し、生物多様性等の面からも重要な役割を持つ河川緑地について、保全を図ります。
- ・蓮華寺寺叢（じそう）は、本市にとって貴重なまとまりある緑地であり、手つかずの自然が豊富に残されているため、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域として保全を図ります。
- ・その他、社寺林をはじめ、地域に残された緑地は、保全を図るとともに、環境学習や市民がふれあえる場としての活用を検討します。

イ．水と緑のネットワークの形成

- ・庄内川、新川等の河川や公園緑地等を活用した自然的インフラネットワークの形成を目指します。
- ・五条川、蟹江川、福田川といった河川改修を予定する県管理河川では、河川整備計画に基づき、河川改修にあわせて、自然環境の保全・復元に配慮した多自然川づくりを促進するとともに、川を眺めることのできる川辺の散策路や、川に近づくことのできる階段の設置等、親水空間づくりを促進します。
- ・多くの河川・水路が流下する特徴を活かして、河川・水路沿いの樹林の保全や、河川改修にあわせた堤防緑化等を図り、基幹的なネットワークを形成します。また、これとの接続を考慮しながら、全市的な水と緑のネットワーク形成を目指します。

③農業環境との調和

- ・農業生産や治水、景観等を支える農地の保全を図ります。
- ・郊外に広がる農地は、農業生産の場であると同時に、多様な機能を持ち、地域を大きく囲む良好なグリーンベルト（緑地帯）を形成しています。そのため、市街地との調和を図りながら、農業振興地域農用地区域として保全を図ります。
- ・市街化区域内の農地についても、生産緑地地区制度を活用し、街なかの貴重な緑として計画的な保全を図ります。

④緑化の推進

- ・「あま市宅地開発等に関する指導要綱」に基づく指導や、「あいち森と緑づくり基金」による支援制度のPRを通じて民有地の緑化を促進するとともに、緑化を支援する新たな制度の導入を検討します。
- ・公共施設の緑化を進めます。特に、多くの人が集い利用する主要な公共施設の緑化にあたっては、市の花である「ゆり」の植栽や市の木である「ハナミズキ」の植樹によるイメージアップの推進に重点的に取り組みます。
- ・鉄道駅周辺をはじめとした都市構造上、重要な場所については、官民一体となった緑化を積極的に進めます。
- ・道路、河川等の緑の清掃や手入れについては、市民主体の活動を支援する市独自の仕組みづくりや、県のアダプトプログラム（愛・道路パートナーシップ事業等）の活用を通じ、市民参加を促進します。

⑤地域の特性を活かした景観づくり

ア．拠点や軸における景観づくり

- ・鉄道駅周辺等の「街なか居住拠点」では、都市計画道路、駅前広場等の整備や、土地利用施策とも連携しながら、まちの顔としてふさわしい、賑わいを演出する景観の整備・誘導を図ります。
- ・公共施設が集積する「地域サービス拠点」では、景観に配慮した公共施設整備や、周辺の道路等を含めた緑化、分かりやすいサインの設置等、品格や利便性に配慮した景観の整備・誘導を図ります。
- ・「生活交流軸」としての（都）西今宿東条線等では、都市計画道路の整備にあわせた緑化や、各拠点へ誘導する分かりやすいサインの設置、沿道の屋外広告物の整序等、通りから見られることを意識した景観の整備・誘導を図ります。

イ．地域の景観資源の保全・活用

- ・歴史的な建造物、地域のシンボルとなっている樹木、自然・生態系豊かな河川、歴史的な街道、特徴的な街並み等、地域の景観に個性を与えている地域資源を掘り起こし、その保全とまちづくりへの活用を進めます。
- ・「歴史・文化拠点」として位置づけられる甚目寺観音及び萱津神社の一带では、貴重な歴史・文化的資源が街並みのなかで埋もれることが無いよう留意するほか、旧街道を活かしなが

ら、歴史・文化遺産をじっくり楽しく散策することのできる環境を創出し、観光・交流を促進します。

ウ．地域特性に応じた景観ルールを活用

- ・良好な景観を保全・創出するため、地域の特性に応じて、地区計画制度等の都市計画法に基づく制度を活用し、建築物等の規制・誘導を図ります。
- ・文化財保護法、屋外広告物法、農振法等の他法令とも効果的に連携して規制・誘導を図ります。
- ・市民の景観に対する意識高揚を促し、協働による景観づくりを進めます。特に駅周辺をはじめ、重点的な景観づくりが必要な場所では、地域住民とともに、景観の全体像や個別の方向性（建築物の色彩・デザイン・高さ等）を検討するなど、協働を積極化します。

(6) 連携・協働力～市民／事業者・団体／行政の協働による都市づくり

【市民／事業者・団体／行政の協働による都市づくり方針】

- ①連携・協働の仕組みを活用した都市づくりの推進
- ②民間活力による都市づくりの推進

①連携・協働の仕組みを活用した都市づくりの推進

- ・「あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例」に基づき、市民、地域組織、市民活動団体、事業者及び行政が相互に連携・協働して都市づくりが実践できるよう、情報共有、人づくり、活動等について支援を行います。
- ・様々な分野の市民活動団体から構成される「あま市まちづくり委員会」を中心に、パートナーシップによるまちづくりを推進します。
- ・本市の協働のまちづくりを進める事業である、あま市市民活動センター「あまテラス」を中心に、まちづくりに関する情報発信、各種イベント・講座、伝統文化継承等の様々な分野で活動する市民活動団体をサポートします。
- ・地域の様々な課題の解決や活性化のため、地域住民が参画できるまちづくり協議会等の仕組みづくりを推進します。

②民間活力による都市づくりの推進

- ・公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の有する資金やノウハウを活用するため、PFI、指定管理者制度等の民間活力導入の仕組みの導入を検討します。
- ・公募設置管理制度（Park-PFI）、公園設置管理許可制度等、民間活力導入による公園の管理運営を推進します。

(7) 都市経営力～社会資本の維持管理を考慮した都市づくり

【社会資本の維持管理を考慮した都市づくり方針】

- ①公共施設等総合管理計画等に基づく社会資本のマネジメントの推進
- ②既存ストックの活用

①公共施設等総合管理計画等に基づく社会資本のマネジメントの推進

- ・「あま市公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設の維持管理や更新にかかる費用の平準化を図るとともに、都市づくりの方針に沿った公共施設の複合化・統合・再編を検討します。
- ・「あま市公共施設長寿命化計画」「あま市学校施設長寿命化計画」「橋梁長寿命化計画」「公園施設長寿命化計画」等に基づき、公共施設の適切な維持管理・修繕・更新を進めます。

②既存ストックの活用

- ・今後の公共施設の更新、統廃合に伴い跡地が発生する場合、その土地を有効に活用するため、都市基盤施設の整備や良質な民間開発の誘導等の土地利用について検討を進めます。
- ・長寿命化に配慮した住宅建設や既存建物のリフォーム、リノベーション等によるストック型社会構築の取組みを推進します。

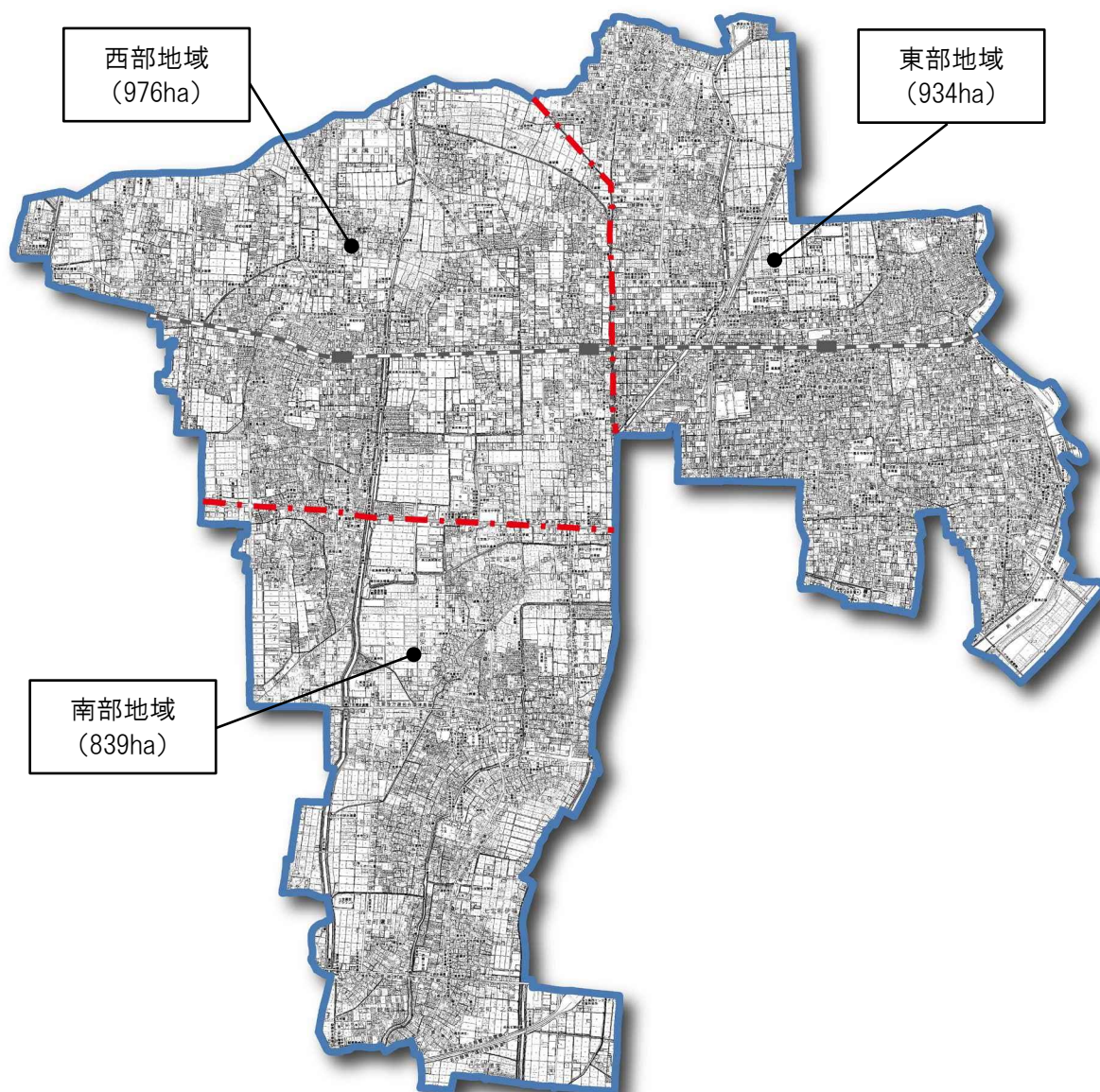
第4章

第4章 地域別構想

1 地域区分の考え方

地域別構想としての地域区分は、以下の3地域とします。

なお3地域の境界線は、幹線道路や河川等の地形地物により設定したものであり、厳密性を持ったものではありません。



2 東部地域の地域づくり構想

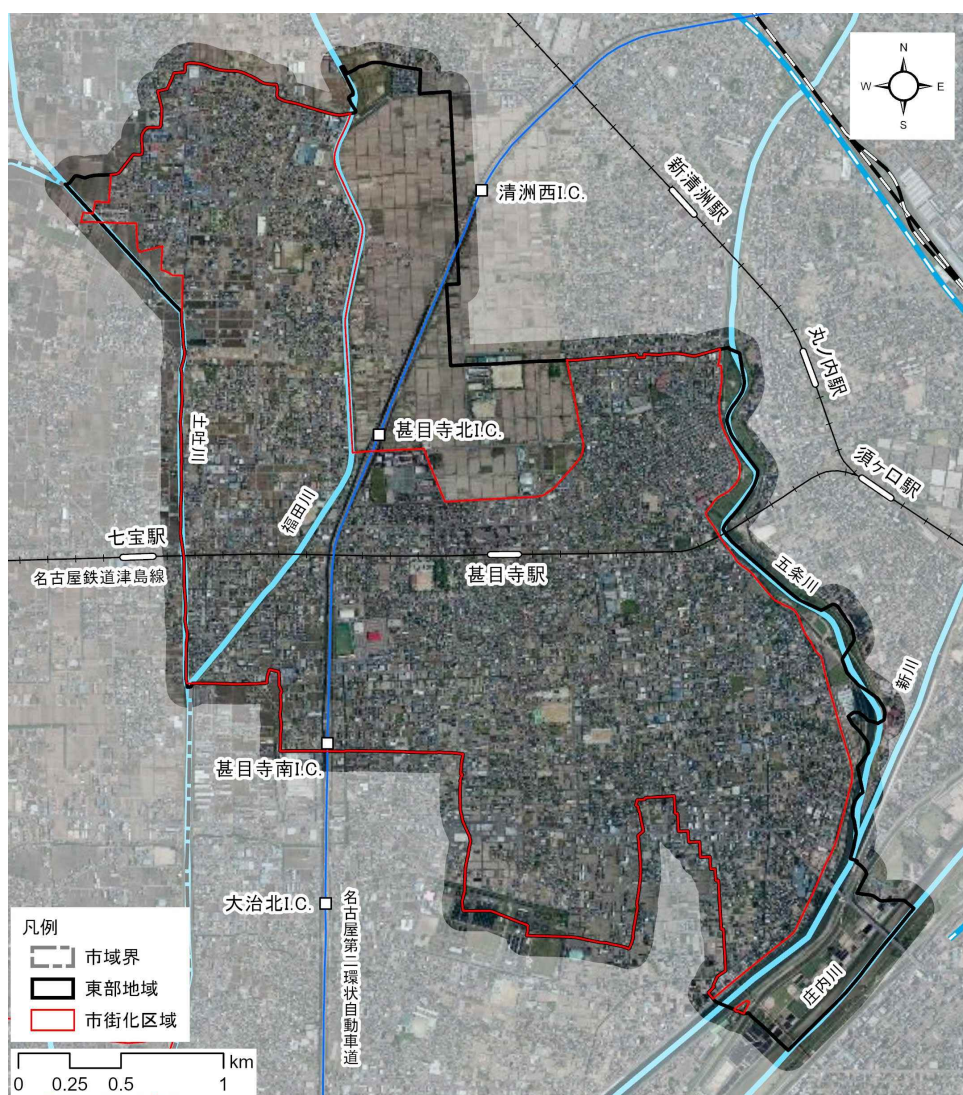
(1) 地域の現況

①面積

地域全体が都市計画区域であり、約79%が市街化区域に指定され、市街地が広がっています。地域内に福田川が流れており、東側は庄内川、新川、五条川に面しています。また、地域内を名古屋第二環状自動車道（名二環）が通過しています。

【地域面積】

	地域全体	都市計画区域	市街化区域
面積	934ha	934ha	734ha
構成比	100.0%	100.0%	78.6%

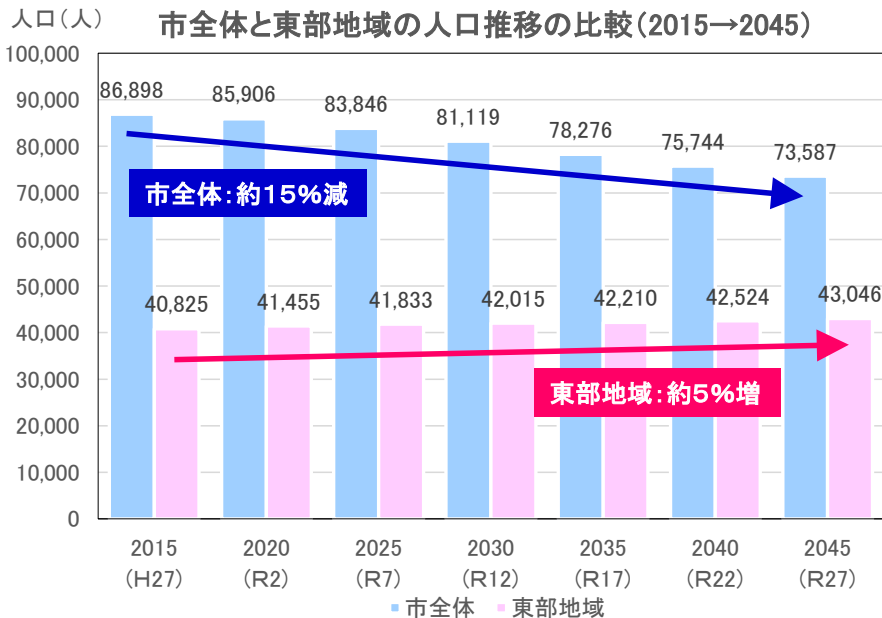
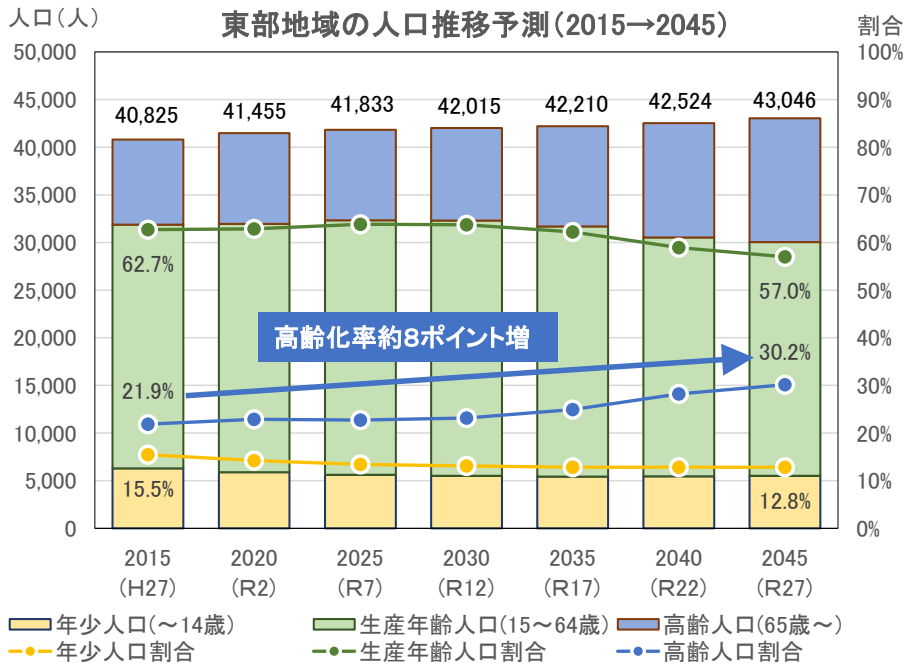


資料：国土地理院

■地域の概況

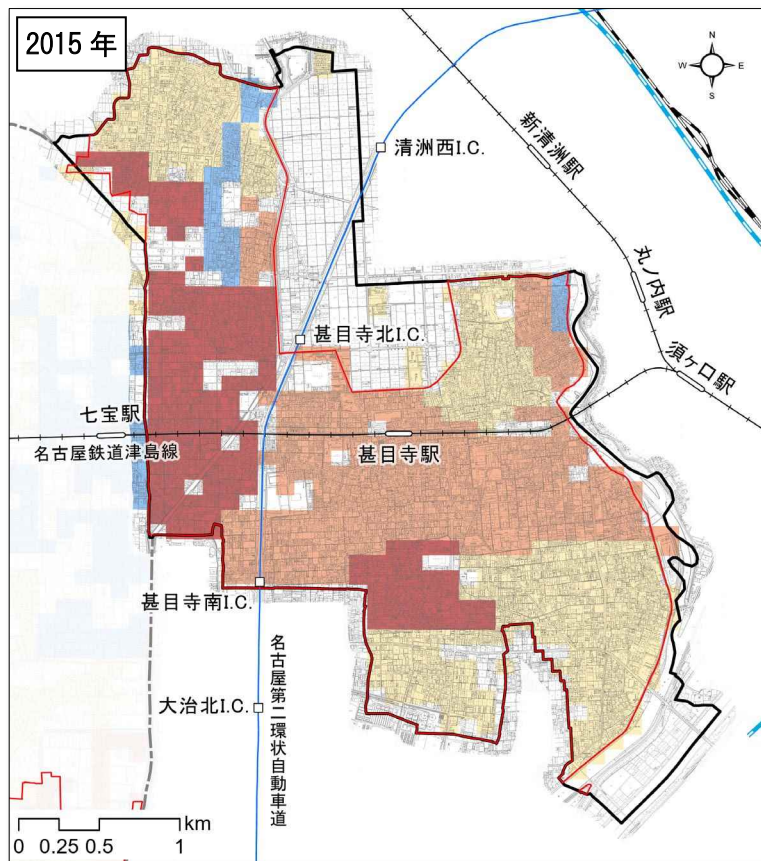
②人口

近年の動向から推計された将来人口をみると、市全体では令和27(2045)年までに約15%の減少が予測されていますが、東部地域では主に地域北西部エリアでの人口増加が見込まれ、地域全体として約5%の増加が予測されています。また、高齢化率は約8ポイント上昇すると予測されています。

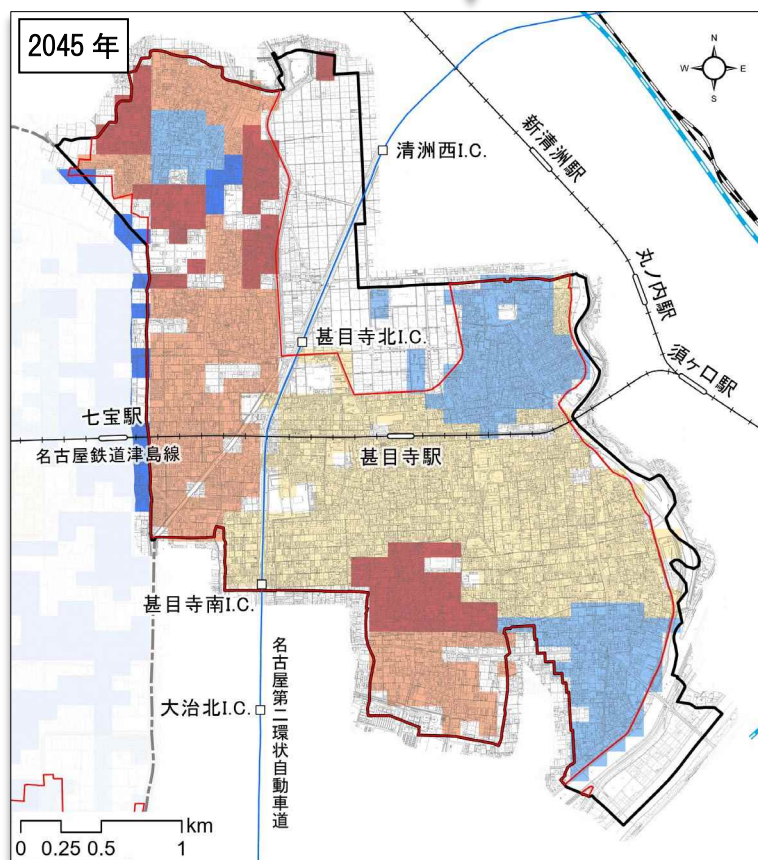


資料：東部地域：将来人口・世帯予測ツール V2 (国土交通省国土技術政策総合研究所)
市全体：国立社会保障・人口問題研究所の推計

■人口推移の予測



- 凡例
- 市域界
 - 東部地域
 - 市街化区域
 - 人口密度(人/ha)
 - 20未満
 - 20-40
 - 40-60
 - 60-80
 - 80以上



資料：将来人口・世帯予測ツール V2（国土交通省国土技術政策総合研究所）

■人口密度の推移予測

③都市施設・公共公益施設等の状況

都市計画道路は、幹線道路として高速名古屋環状2号線、名古屋環状2号線(国道302号)、甚目寺佐織線((主)あま愛西線)、森上萱津線、新居屋上萱津線、西今宿下萱津線等が骨格を形成しています。名古屋鉄道津島線の甚目寺駅が公共交通の結節点となっています。

【都市計画道路の状況】

路線数	計画延長	整備済延長	整備率
16 路線	25.31km	9.25km	36.5%

公園緑地は、街区を中心とした都市公園や広場等の公共施設緑地の整備が進められています。

【公園緑地の状況】

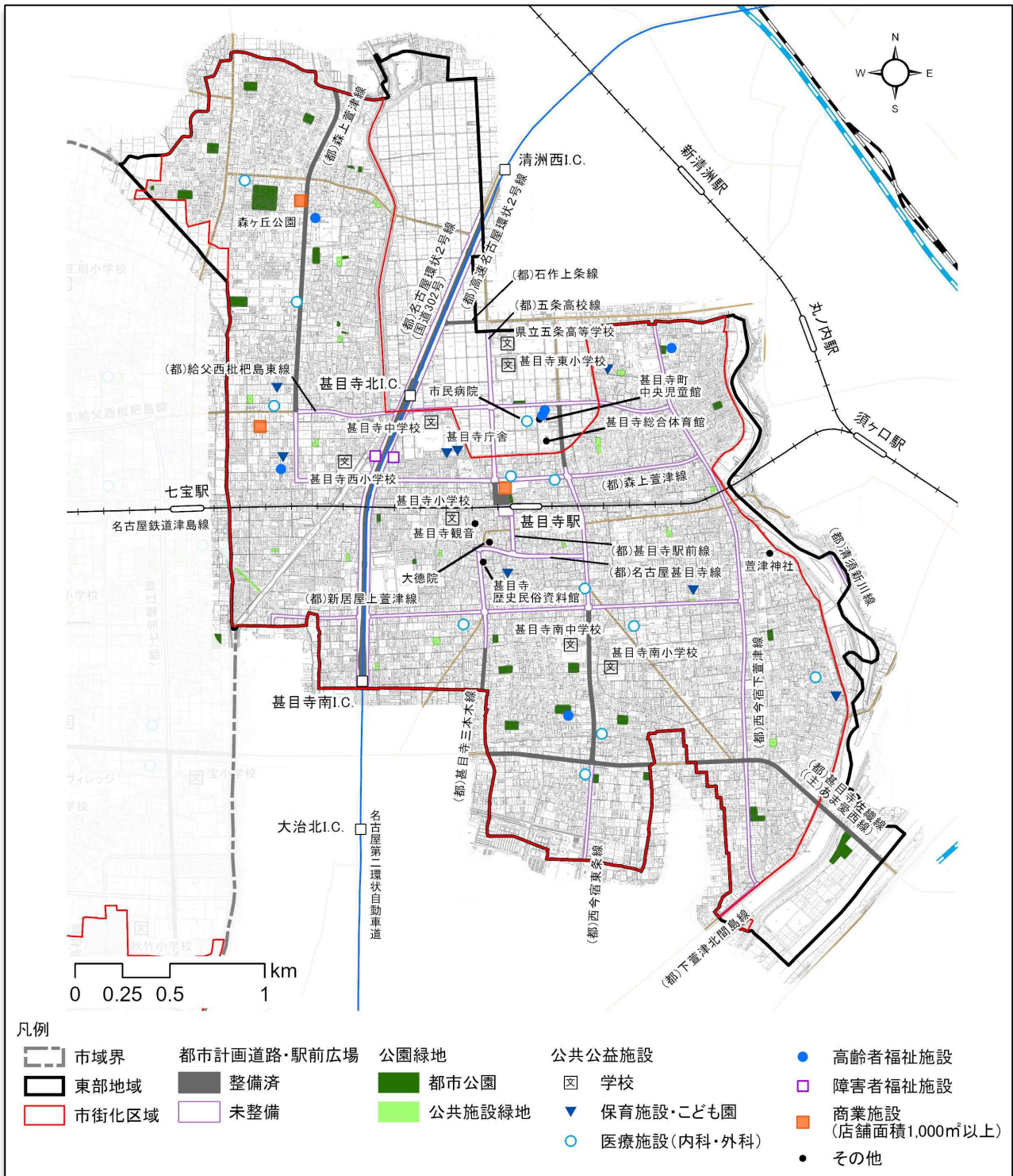
箇所数	都市公園箇所数	公共施設緑地箇所数
57 箇所	28 箇所	29 箇所

公共公益施設は、甚目寺駅を中心に市街地が形成されており、甚目寺庁舎、市民病院等の施設が立地しています。学校、保育施設・こども園、医療施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、商業施設等は、地域内に点在しています。

また、甚目寺観音や萱津神社等の歴史資源、甚目寺総合体育館や森ヶ丘公園等のスポーツ・レクリエーション施設が点在しています。

【公共公益施設の状況】

種別	名称
学校	小学校：4校 中学校：2校 高校：1校
保育施設・こども園	保育園：6箇所 こども園：1箇所 一時預かり保育：1箇所
医療施設	12箇所（内 市民病院：1箇所）
高齢者福祉施設	6箇所
障害者福祉施設	2箇所
商業施設（店舗面積1,000㎡以上）	3箇所
その他	甚目寺庁舎、甚目寺総合体育館、甚目寺町中央児童館、甚目寺歴史民俗資料館等

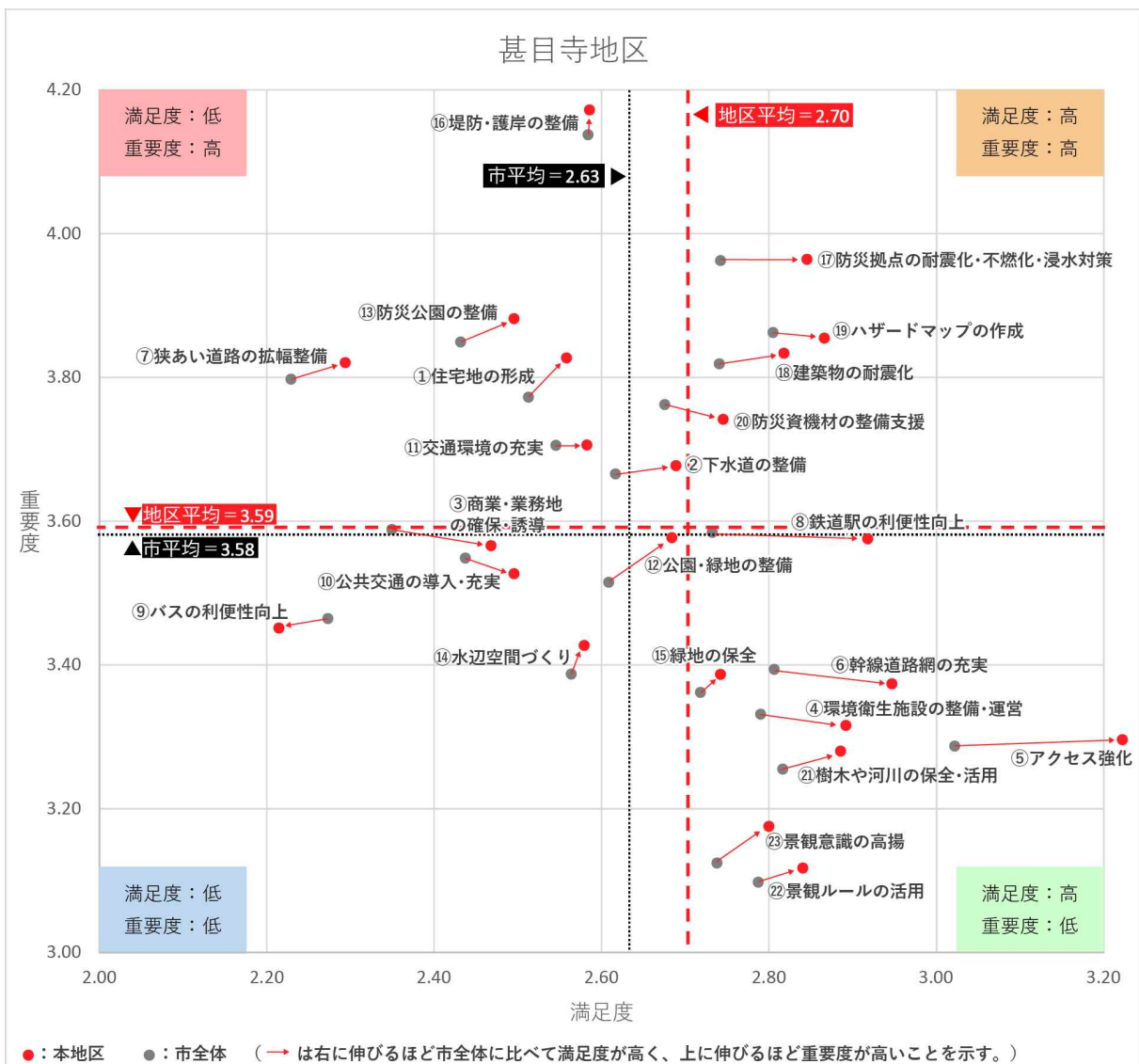


■施設分布図

④市民意識調査※¹（甚目寺地区回答数 620）

地域のまちづくりに対する満足度・重要度について評価点を集計した結果※²は以下のとおりです。

- ・ 下図の「地区平均」、「市平均」は本地区及び市全体における各項目の評価点の平均値で、これらを比較すると、満足度は地区平均が市平均を 0.07 ポイント上回り、重要度は地区平均と市平均がほぼ同程度となっています。
- ・ 項目別にみると、満足度は「路線バスの利便性向上」を除き、すべての項目で市全体を上回っています。
- ・ 優先度の高い施策（満足度：低、重要度：高）については、「水害を防ぐ治水施設の整備や堤防・護岸の整備」、「防災機能を持った公園の整備」、「狭あい道路の拡幅整備」等、安全性の確保に関する項目が挙げられます。



※¹ 第2章2 (11)「本市の都市づくりに関する市民意識調査」参照。

※² 満足・重要=5点、やや満足・やや重要=4点、普通=3点、やや不満・あまり重要ではない=2点、不満・重要ではない=1点とした加重平均値

(2) 地域づくりの課題

東部地域の現況や全体構想における位置づけを踏まえつつ、地域づくりの課題を以下のとおり整理します。

項目	内容
都市基盤	<ul style="list-style-type: none">・東部地域の人口は、現状のまま推移した場合、令和 27（2045）年までに約 5%増加すると予測されていますが、さらに本市の目指す目標人口の達成に向けて都市基盤を整えていく必要があります。・甚目寺駅周辺に都市基盤整備を推進し、さらなる利便性の向上を図っていく必要があります。・市の骨格、市街地の骨格を成す幹線道路や地域の日常生活を支える道路の整備推進、及び歩行者・自転車ネットワークの整備推進を図る必要があります。・街区を中心とした都市公園や広場等の公共施設緑地の整備を推進していく必要があります。
防災・減災	<ul style="list-style-type: none">・市民の意識として、「水害を防ぐ治水施設の整備や堤防・護岸の整備」、「防災機能を持った公園の整備」等、防災・減災に関する施策が特に重要視されているため、防災・減災に関する施策の充実を図っていく必要があります。
魅力	<ul style="list-style-type: none">・甚目寺観音や萱津神社等の歴史遺産を活かした、拠点の整備や充実を図る必要があります。
活力	<ul style="list-style-type: none">・高速道路の甚目寺北インターチェンジ及び清洲西インターチェンジが隣接しており、交通利便性を活かした産業用地の整備を推進していく必要があります。・工業系市街化区域においては住環境との調和を図りながら産業用地として適切な土地利用を図っていく必要があります。
環境	<ul style="list-style-type: none">・庄内川等の河川や甚目寺観音の社寺林等、水と緑の環境の保全と活用を図っていく必要があります。

(3) 地域づくり構想

① 地域づくりの目標

地域づくりの課題を踏まえ、東部地域の将来像及びその実現に向けた基本方向を設定します。

【地域の将来像】

立地条件を活かした利便性の高い活力あるまちづくり

基本方向

→ 都市基盤力

甚目寺駅周辺を中心とした利便性の高い住環境の形成と、駅やインターチェンジへのアクセス道路等、地域の骨格を成す交通軸の充実を図ります。

→ 防災・減災力

水害や狭あい道路への対応をはじめとする様々な施策を講じることで、安全安心な居住環境の形成を図ります。

→ 魅力

甚目寺観音等の都市拠点に加え、萱津神社をはじめとする社寺等の地域資源を活かした交流拠点の充実と、各拠点間を結ぶ快適な歩行者ネットワークの形成を図ります。

→ 活力

高速道路のインターチェンジに隣接する恵まれた交通利便性を活かし、計画的な産業誘導を図ります。

→ 環境力

庄内川や新川、五条川、甚目寺観音をはじめとした社寺林等、地域の骨格的な自然環境については、水や緑とのふれあいの場等として活用を図ります。

②地域づくりの方針

a. 土地利用の方針

→ 市街地での計画的な土地利用

地域北部等を除く全域を市街地として位置づけます。市街地では、甚目寺駅周辺や幹線道路沿道を中心に商・工業系の土地利用を展開しながら、住宅地としての良好な環境の保全・充実を図ります。

また、空き家等の利活用を推進し、土地利用の流動化を図ります。

住宅地	<p>▶ 住居系市街化区域を中心とした地区</p> <ul style="list-style-type: none">・戸建てによる低層・中低層の住宅地としての利用を基本としながら、身近な商業施設や教育施設、医療施設、福祉施設等の生活利便施設も必要に応じて立地する土地利用を図ります。 <p>〔教育施設周辺、低層〕</p> <ul style="list-style-type: none">・甚目寺南小学校等の教育施設周辺や、低層住居専用地域の指定地区では、用途の混在を抑制し、落ち着いた雰囲気の良い住環境、教育環境の保全を図ります。 <p>〔幹線道路沿道〕</p> <ul style="list-style-type: none">・(都)新居屋上萱津線等の幹線道路の沿道では、住宅を主としながら、小規模店舗等が必要に応じて立地する土地利用を図ります。
駅前商業地	<p>▶ 甚目寺駅周辺</p> <ul style="list-style-type: none">・生活利便施設が集積する商業地としての利用を基本としながら、集合住宅、宿泊施設、レジャー施設等の立地や各種都市機能の複合化にも対応するなど、駅前の利便性を活かした有効な土地利用を図ります。
住商共存地	<p>▶ (都)給父西枇杷島東線・県道給父西枇杷島線、(都)西今宿東条線の沿道</p> <ul style="list-style-type: none">・集合住宅を含む多様な住宅と、周辺居住者の日常生活を支える利便施設が共存する土地利用を図ります。
沿道複合利用地	<p>▶ (都)名古屋環状2号線(国道302号)の沿道、(都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線)の沿道</p> <ul style="list-style-type: none">・車利用に対応したロードサイド型の商業施設や、流通業務施設等が立地する非住居系を基本とした土地利用を図ります。

工業地	<p>▶ 工業系市街化区域を中心とした地区（4箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺住宅地等との調和に留意しつつ、企業誘致の推進による働く場の創出を図るため、工場や流通業務施設の受け皿となる産業用地としての土地利用を図ります。 ・地域東部等の住工混在地区では、共存環境の形成に努めます。
-----	--

→ 市街地外での計画的な土地利用

地域北部等の市街地外では、良好な営農環境の保全を図りながら、交通便利性の高い場所を有効に活かした土地利用を進めます。

なお、新たな産業立地の際には、開発許可制度の基準に適合した雨水調整池を設置するなど、防災対策の徹底を図ります。

住居系土地利用誘導候補地	<p>▶ 甚目寺駅北部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甚目寺駅北部では、駅周辺の土地の有効利用を図り、街なか居住拠点としての機能を強化するため、市街化区域への編入を目指します。 ・このうち、(都)名古屋環状2号線(国道302号)の沿道については、甚目寺北インターチェンジに隣接することから、街なか居住拠点として周辺住民等の生活利便の向上のみならず、広域交流をはじめ多様な交流拡大に資する施設の立地にも配慮するものとします。
産業誘導候補地	<p>▶ 甚目寺北インターチェンジ周辺及び清洲西インターチェンジ周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場や流通業務施設の新規集積の誘導を検討します。
産業誘導ゾーン	<p>▶ (都)名古屋環状2号線(国道302号)の沿道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域としての性格や円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、工場や流通業務施設の立地の計画的で適正な誘導を図ります。なお、この誘導にあたっては、優良な農地等の保全に配慮するとともに、開発基盤が整った箇所等に限るものとします。
自然環境・レクリエーション地	<p>▶ 庄内川・新川・五条川、福田川、土吐川周辺（※一部、市街地内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な緑地空間として保全を図るとともに、地域住民の憩いや、環境教育、健康増進等に寄与する場として有効活用を図ります。
農地	<p>▶ 農業振興地域農用地区域を中心とした地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産や治水、景観等を支える農地の保全を図ります。
集落地等	<p>▶ 市街化調整区域の既存集落及び住宅団地を中心とした地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域北部の住宅団地では、低層で整然とした良好な住環境を保全します。

b. 道路・交通施設の方針

→ 幹線道路等の整備

都市圏・市の骨格を成す幹線道路や、これに接続する地域のための幹線道路の整備を図り、利便性の高い幹線道路網を形成します。

- ・ 甚目寺駅から甚目寺観音や萱津神社等の観光スポット、市民病院等、市内各所へのアクセス性の向上と合わせて、市内道路混雑の解消を図ります。
- ・ (都)名古屋環状2号線(国道302号)の4車線化に向けた検討を加速させるとともに、高速バスを利用したリニア中央新幹線利用者の呼び込みについても検討します。
- ・ (都)名古屋環状2号線(国道302号)と名古屋鉄道津島線との交差点において、踏切事故の防止等を図るため、立体化を中心として早期整備に向け関係機関に働きかけます。
- ・ 防災・交流拠点の形成に合わせ、新庁舎等へのアクセス強化や周辺道路の混雑緩和等を図るため、地域の骨格を成す新たな幹線道路網のあり方について検討します。
- ・ (都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線)は、渋滞解消や近隣市町へのアクセス利便性の向上を図るため、坂牧東交差点の改良を促進します。

→ 生活道路の整備

幹線道路に囲まれた区域においては、生活道路の整備を進めるとともに、高齢化の進展等を見据えた移動手段の確保の検討を進め、地域住民の誰もが生活活動において困ることのないような交通環境の整備を進めます。

都市圏・市の骨格を成す幹線道路 [主要幹線道路] [都市幹線道路]	<ul style="list-style-type: none">・ (都)名古屋環状2号線(国道302号)・ (都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線)・ (都)給父西枇杷島東線・県道給父西枇杷島線・ (都)西今宿下萱津線の一部・ (都)下萱津北間島線・県道名古屋中環状線
市街地または地域の骨格を成す幹線道路 [地区幹線道路等]	<ul style="list-style-type: none">・ (都)甚目寺駅前線・ (都)名古屋甚目寺線・ (都)五条高校線・ (都)西今宿東条線・ (都)西今宿下萱津線の一部・ (都)新居屋上萱津線・ (都)甚目寺三本木線・ (都)森上萱津線・ (都)石作上条線・ 県道須成七宝稻沢線・県道給父清須線
主要な生活道路	<ul style="list-style-type: none">・ 上記以外の県道、1級市道及びその他主要な市道

c. 都市環境形成及び都市防災に関する方針

→ 地域の暮らしに密着した拠点の形成

東部地域では都市拠点として、街なか居住拠点（甚目寺駅周辺）、地域サービス拠点（市民病院一帯）、緑の拠点（庄内川河川敷一帯等）、歴史・文化拠点（甚目寺観音一帯等）が全体構想で位置づけられています。これらの都市拠点と連携して、地域の暮らしに密着した身近な拠点の充実を図り、日常生活の利便性向上等に努めます。

身近な生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域北西部、西部及び南部の幹線道路交差点一帯では、その交通利便性をもとに商業集積等を誘導し、身近な生活拠点として育成します。
身近な交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育施設の開放や、公民館等の環境改善、公園や社寺のオープンスペースの活用等により、身近な交流拠点を育成していきます。 ・ 甚目寺駅北部では、街なか居住拠点、地域サービス拠点としての機能を強化し、地域の防災性も高めるため、市街化区域編入に合わせた新規公園の整備を検討します。
身近な防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所として指定されている施設（甚目寺総合福祉会館、下萱津コミュニティ防災センター等）や、その周辺の防災性を強化し、身近な防災拠点として活用を進めます。

→ 歩行者ネットワークの形成

都市計画道路や河川・水路の整備等とも連携しながら、歩行空間の充実を図り、安全・快適な歩行者ネットワークを形成します。

主要な歩行者ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甚目寺観音、萱津神社等の歴史・文化的資源間を結ぶネットワーク（旧津島街道、旧鎌倉街道の活用） ・ 甚目寺駅と駅北部の地域サービス拠点を結ぶネットワーク ・ 市街地内を流れる福田川、土吐川及び萱津井筋沿いのネットワーク ・ 尾張水道みち ・ その他（街なか居住拠点等の各都市拠点を中心とする歩行者・自転車ネットワーク、通学路ネットワーク等）
--------------	---

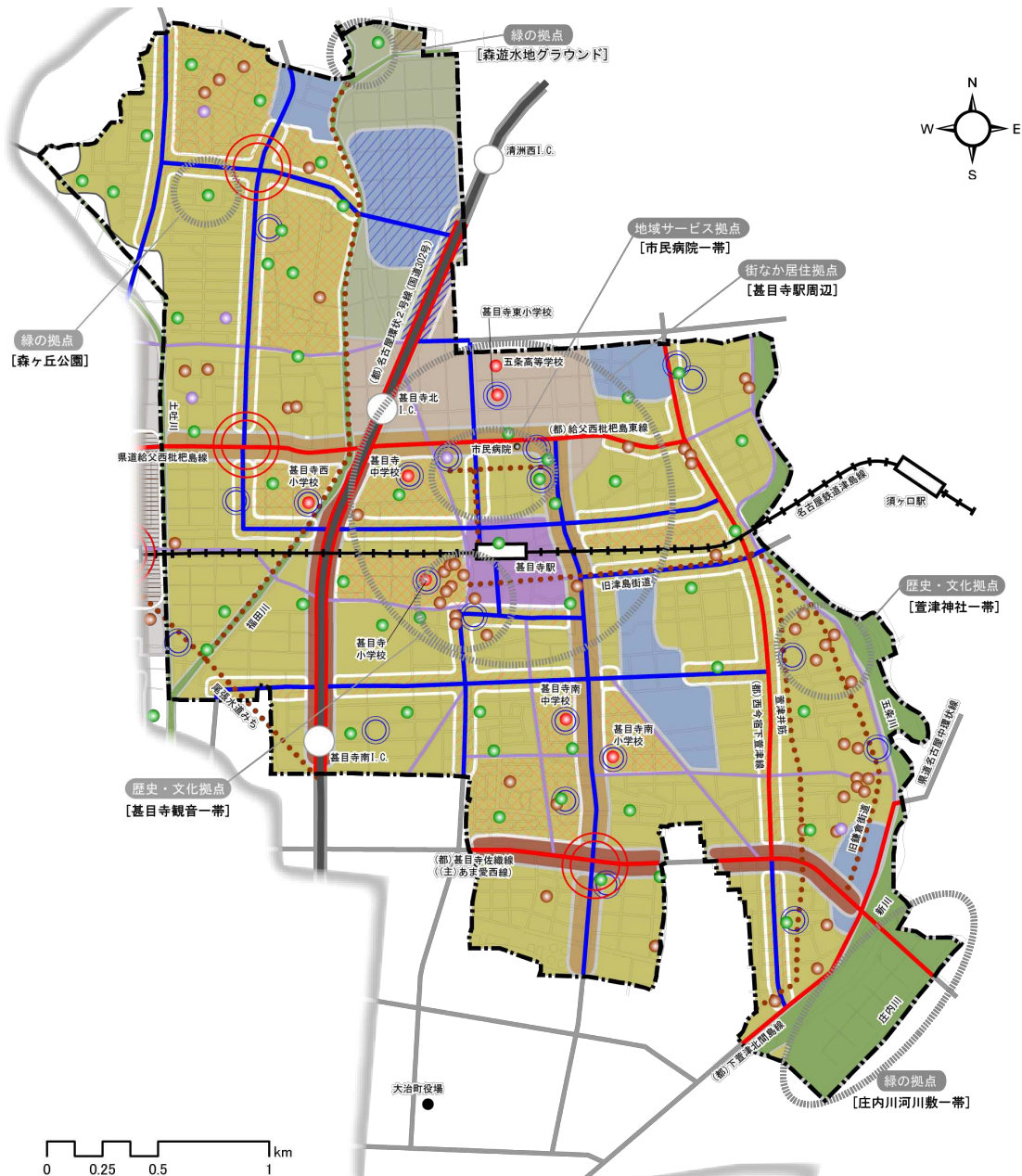
→ 河川・下水道の整備

河川は水害防止の機能に加え、地域での暮らしに潤いを与える重要な資源であり、その自然的環境の保全に努めるとともに、水とのふれあいの場等として整備を図ります。

- ・五条川等の公共用水域の水質保全や、居住環境の改善を図るため、市街地を中心に、公共下水道の整備を推進します。
- ・庄内川では、潤いのある水辺環境の創出や上下流域の交流促進、適正な河川管理を図るため、清須市・大治町と連携して親水施設の整備を推進します。
- ・福田川や五条川・新川で、河川改修を予定する区間では、自然環境の保全・復元に配慮した多自然川づくりを促進します。

→ 災害防止に向けた取組みの推進

- ・大規模地震に備えた密集市街地等における狭あい道路の拡幅整備を進めます。
- ・新川の流域は「特定都市河川浸水被害対策法」による特定都市河川流域に指定されており、同法に基づく許可制度の適切な運用により、河川への雨水流出の抑制を図ります。



凡 例				
市 街 地		住宅地(教育施設周辺、低層)		都市圏・市の骨格を成す幹線道路
		”(幹線道路沿道)		市街地・地域の骨格を成す幹線道路
		”(その他)		主要な生活道路
		駅前商業地		主要な歩行者ネットワーク
		住商共存地		都市拠点 (街なか居住拠点、地域サービス 拠点、緑の拠点、歴史・文化拠点)
		沿道複合利用地		
市 街 地 外		工業地		身近な生活拠点
		住居系土地利用誘導候補地		身近な交流拠点(教育施設)
		産業誘導候補地		”(公民館)
		産業誘導ゾーン		”(公園等)
		自然環境・レクリエーション地		”(社寺)
		農地		身近な防災拠点(避難所等)
		集落地(住宅団地)		

■地域構造図

重点施策

以上で示した方針のうち、地域づくりの目標の達成に向けて、必要性や実現性等を考慮しつつ、特に次の施策について重点的に取り組んでいきます。



凡 例			
	都市圏・市の骨格を成す幹線道路		道路・交通に関する重点施策
	〃（都市計画道路の未改良区間）		水・緑に関する重点施策
	市街地・地域の骨格を成す幹線道路		その他の重点施策
	〃（都市計画道路の未改良区間）		
	主要な生活道路		
	主要な河川・水路		
	公共下水道の整備予定区域		
	市街地		

■重点施策図

3 西部地域の地域づくり構想

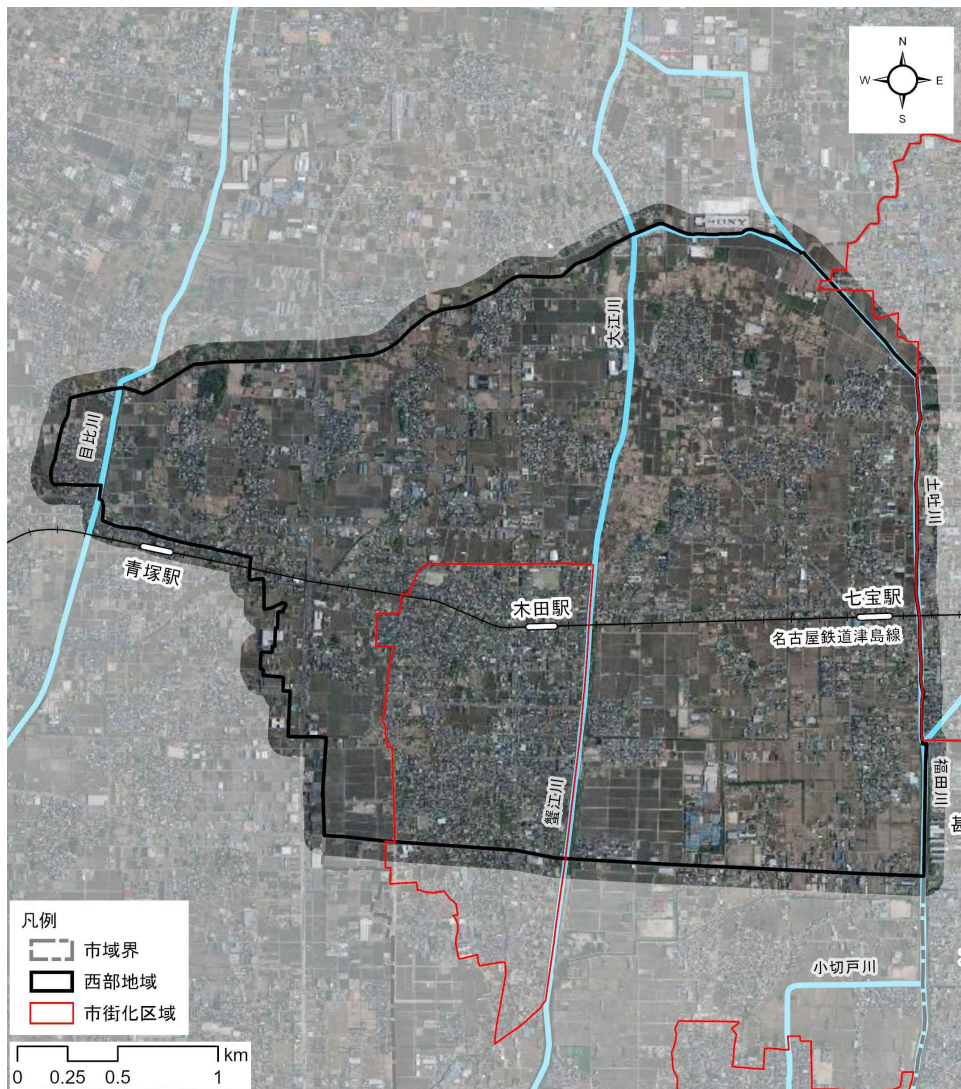
(1) 地域の現況

① 面積

地域全体が都市計画区域で、市街化区域に指定されている地区は約 14%であり、市街化区域の外側には農地が広がっています。地域の中央部には蟹江川、大江川が流れています。

【地域面積】

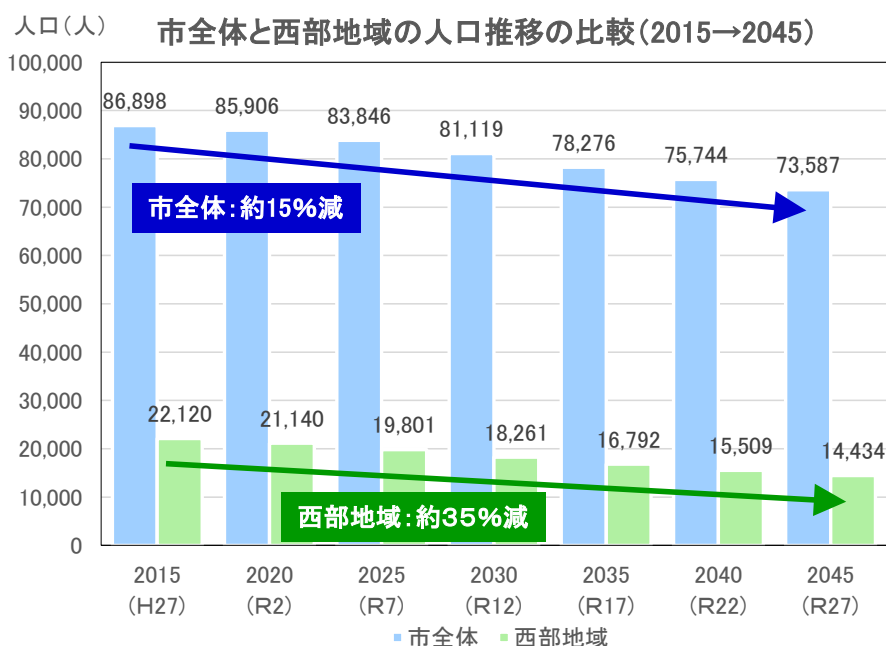
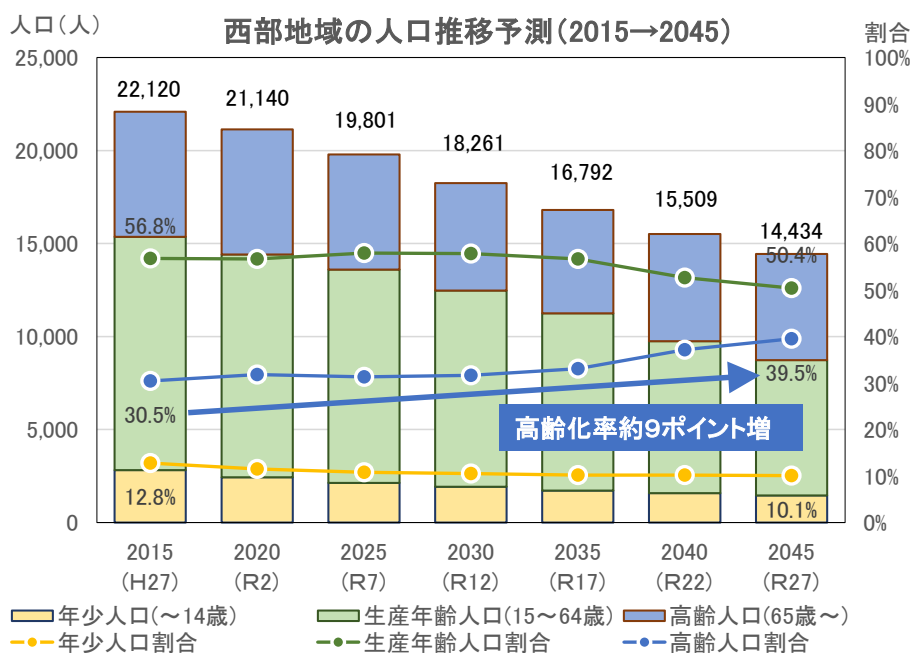
	地域全体	都市計画区域	市街化区域
面積	976ha	976ha	135ha
構成比	100.0%	100.0%	13.8%



■ 地域の概況

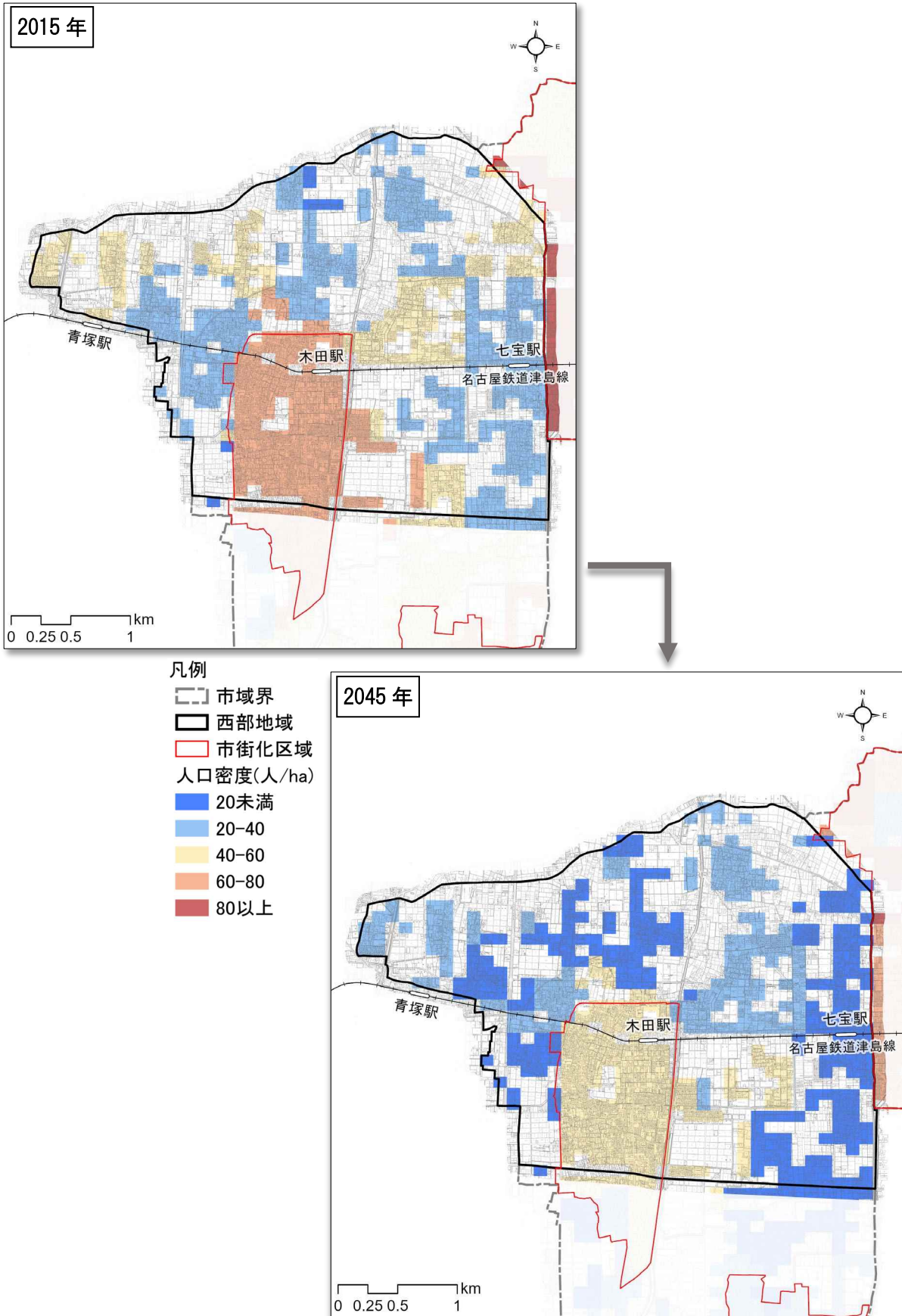
②人口

近年の動向から推計された将来人口をみると、市全体では令和 27 (2045) 年までに約 15% の減少が予測されていますが、西部地域は約 35% の減少と、市全体に比べ減少率が大きくなることと予測されています。また、高齢化率は約 9 ポイント上昇すると予測されています。



資料：西部地域：将来人口・世帯予測ツール V2（国土交通省国土技術政策総合研究所）
市全体：国立社会保障・人口問題研究所の推計

■人口推移の予測



③都市施設・公共公益施設等の状況

都市計画道路は、幹線道路として西尾張中央道（(主)一宮蟹江線）、甚目寺佐織線（(主)あま愛西線）、七宝蟹江線、給父西枇杷島線、花正下田線、稻沢七宝線等が骨格を形成しています。また、名古屋鉄道津島線の七宝駅及び木田駅が公共交通の結節点となっています。

【都市計画道路の状況】

路線数	計画延長	整備済延長	整備率
9 路線	13.56km	4.84km	35.7%

※甚目寺佐織線（(主)あま愛西線）は西部及び南部両地域で計上

公園緑地は街区を中心とした都市公園や広場等の公共施設緑地の整備が進められています。

【公園緑地の状況】

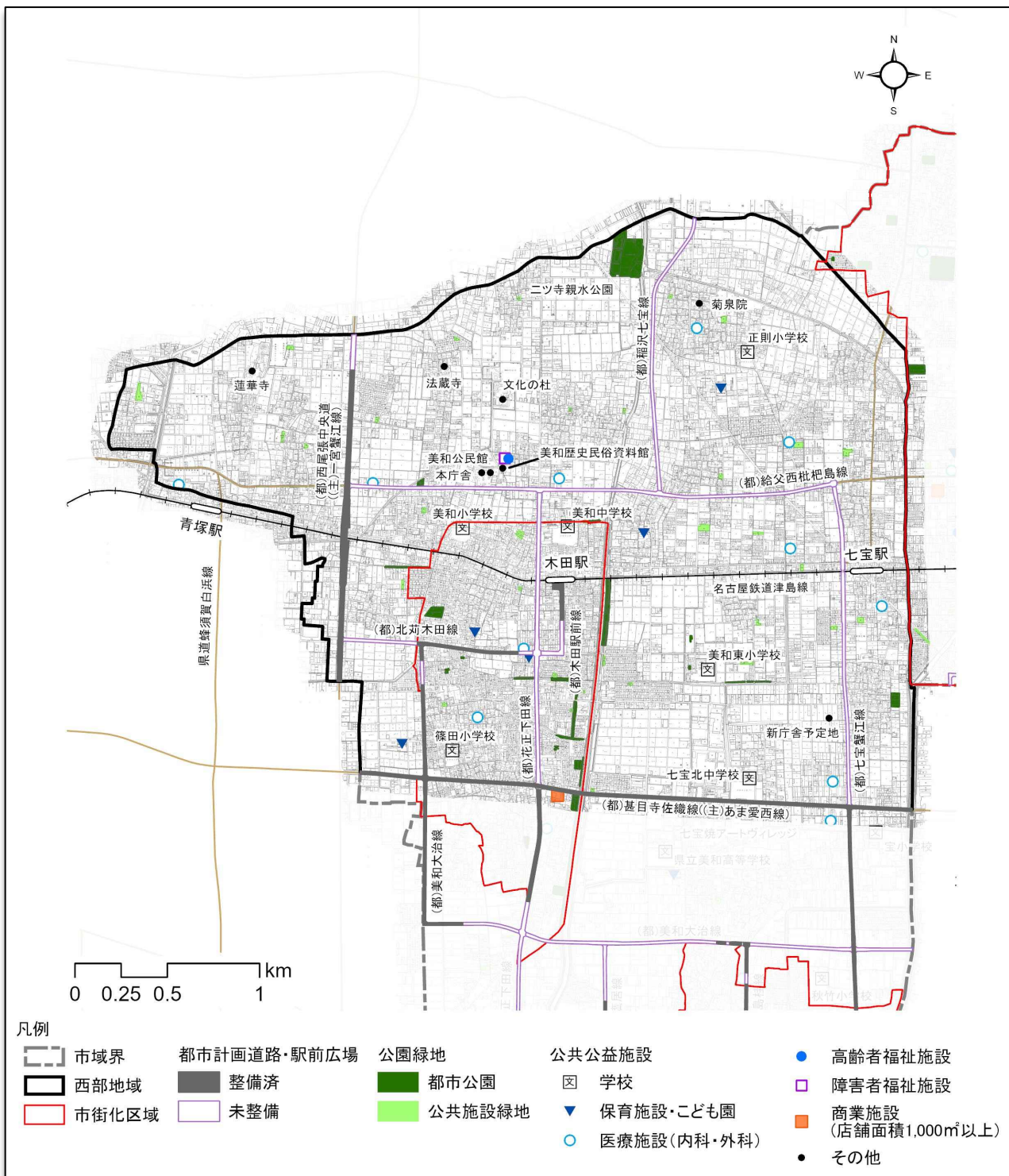
箇所数	都市公園箇所数	公共施設緑地箇所数
68 箇所	23 箇所	45 箇所

公共公益施設は、木田駅を中心に市街地が形成されており、本庁舎、文化の杜等の施設が立地しています。学校、保育施設・こども園、医療施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等は、地域内に分散しています。

また、美和歴史民俗資料館等の歴史資源、ニツ寺親水公園等のレクリエーション施設が点在しています。

【公共公益施設の状況】

種別	名称
学校	小学校：4校 中学校：2校
保育施設、こども園	保育園：2箇所 こども園：1箇所 小規模保育事業所：2箇所 一時預かり保育：1箇所
医療施設	10箇所
高齢者福祉施設	2箇所
障害者福祉施設	1箇所
商業施設（店舗面積1,000㎡以上）	0箇所
その他	本庁舎、文化の杜、美和公民館、美和歴史民俗資料館等

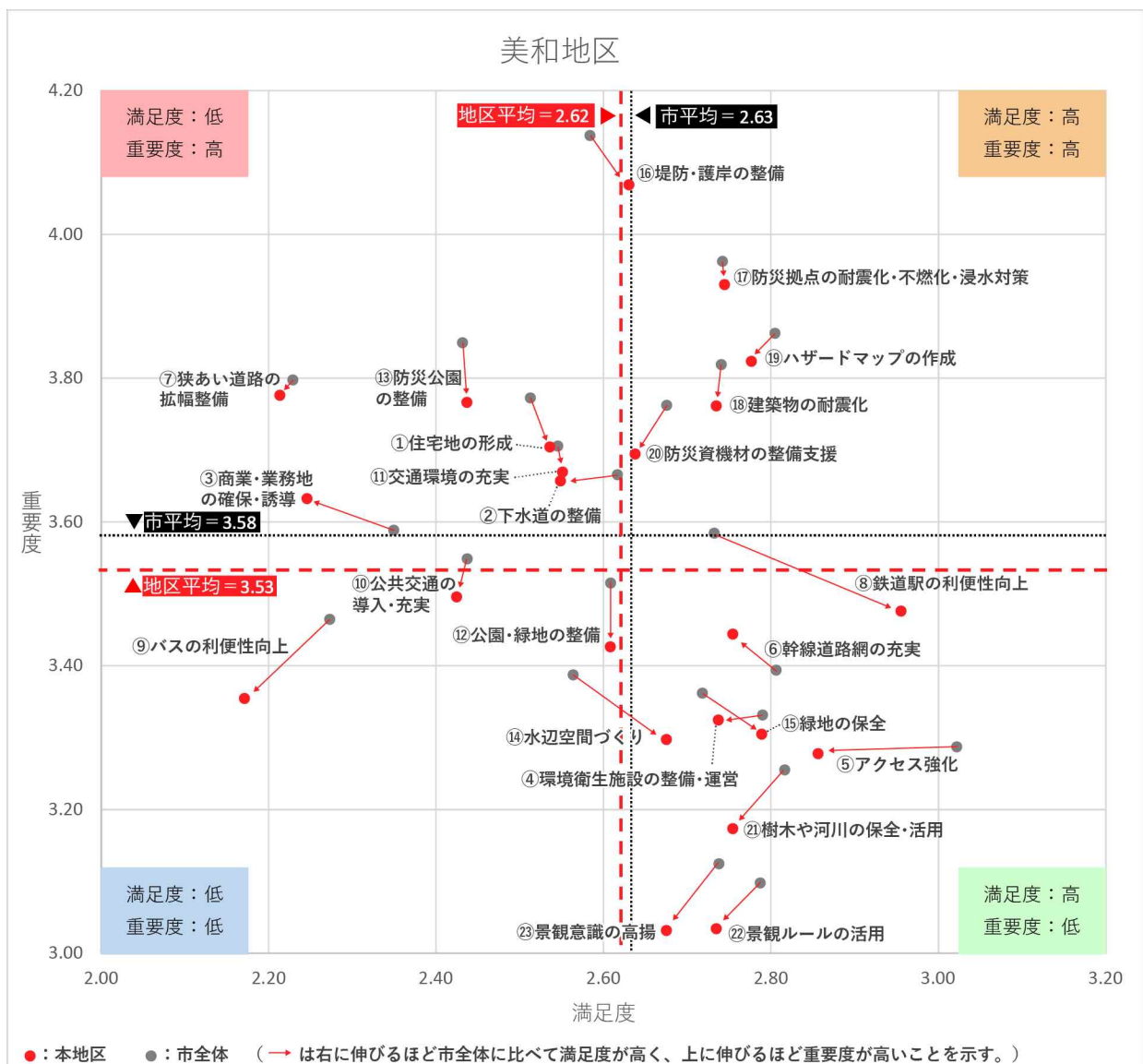


■施設分布図

④市民意識調査^{※1}（美和地区回答数 403）

地域のまちづくりに対する満足度・重要度について評価点を集計した結果^{※2}は以下のとおりです。

- ・ 下図の「地区平均」、「市平均」は本地区及び市全体における各項目の評価点の平均値で、これらを比較すると、満足度は地区平均と市平均がほぼ同程度、重要度は地区平均が市平均を0.05ポイント下回っています。
- ・ 項目別にみると、満足度は、特に「魅力ある商業・業務地の確保・誘導」、「路線バスの利便性向上」、「自動車専用道路へのアクセス強化」等で、市全体を大きく下回っています。
- ・ 優先度の高い施策（満足度：低、重要度：高）については、「防災機能を持った公園の整備」、「狭あい道路の拡幅整備」等、安全性の確保に関する項目が挙げられます。



※1 第2章2(11)「本市の都市づくりに関する市民意識調査」参照。

※2 満足・重要=5点、やや満足・やや重要=4点、普通=3点、やや不満・あまり重要ではない=2点、不満・重要ではない=1点とした加重平均値

(2) 地域づくりの課題

西部地域の現況や全体構想における位置づけを踏まえつつ、地域づくりの課題を以下のとおり整理します。

項目	内容
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・西部地域の人口は、現状のまま推移した場合、令和27(2045)年までに約35%減少すると予測されていますが、本市の目指す目標人口の達成に向けて都市基盤を整えていく必要があります。 ・新庁舎及び七宝駅、木田駅周辺に都市基盤整備を推進し、さらなる利便性の向上を図っていく必要があります。 ・市の骨格、市街地の骨格を成す幹線道路や地域の日常生活を支える道路の整備推進、及び歩行者・自転車ネットワークの整備推進を図る必要があります。 ・街区を中心とした都市公園や広場等の公共施設緑地の整備を推進していく必要があります。
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意識として、「防災機能を持った公園の整備」等、防災・減災に関する施策が重要視されているため、防災・減災に関する施策の充実を図っていく必要があります。 ・新庁舎周辺においては防災拠点としての整備を進めていく必要があります。
魅力	<ul style="list-style-type: none"> ・蓮華寺や菊泉院等の歴史資源、美和歴史民俗資料館等の施設を活かした、拠点の整備や充実を図る必要があります。 ・美和文化の杜で行われる「イルミネーションフェスタ」等の観光資源を来訪者にPRするソフト施策を充実する必要があります。
活力	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な幹線道路周辺等において産業の誘導を図ることで、新たな働く場を創出する必要があります。
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・大江川・蟹江川等の河川や蓮華寺の社寺林等、水と緑の環境の保全と活用を図っていく必要があります。 ・都市近郊農村の環境(優良農地、集落地、寺叢(じそう)等)の保全を図っていく必要があります。

(3) 地域づくり構想

① 地域づくりの目標

地域づくりの課題を踏まえ、西部地域の将来像及びその実現に向けた基本方向を設定します。

【地域の将来像】

地域資源、営農環境と調和した利便性の高い安全なまちづくり

基本方向

→ 都市基盤力

新庁舎及び七宝駅、木田駅を中心とした利便性の高い住環境の形成と、新庁舎や駅へのアクセス道路等、地域の骨格を成す交通軸の充実を図ります。

→ 防災・減災力

新庁舎周辺での防災拠点の形成や、水害や狭あい道路への対応をはじめとする様々な施策を講じることで、安全安心な居住環境の形成を図ります。

→ 魅力

蓮華寺等の都市拠点に加えて、菊泉院をはじめとする寺院、美和歴史民俗資料館等の地域資源を活かした交流拠点の充実と、各拠点間を結ぶ快適な歩行者ネットワークの形成を図ります。

→ 活力

西尾張中央道（(主)一宮蟹江線）等の広域的な幹線道路の周辺において、営農環境との調和に配慮しながら、計画的な産業誘導を図ります。

→ 環境力

地域内に広く分布する農村環境の保全に努めるとともに、大江川、蟹江川や蓮華寺の寺叢(じそう)等、地域の骨格的な自然環境については、水や緑とのふれあいの場等として活用を図ります。

②地域づくりの方針

a. 土地利用の方針

→ 市街地での計画的な土地利用

木田駅を中心とした一帯を市街地として位置づけます。市街地では、駅周辺や幹線道路沿道を中心に商・工業系の土地利用を展開しながら、住宅地としての良好な環境の保全・充実を図ります。

また、空き家等の利活用を推進し、土地利用の流動化を図ります。

住宅地	<p>▶ 住居系市街化区域を中心とした地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸建てによる低層・中低層の住宅地としての利用を基本としながら、身近な商業施設や教育施設、医療施設、福祉施設等の生活利便施設も必要に応じて立地する土地利用を図ります。 <p>〔教育施設周辺、低層〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美和小学校等の教育施設周辺では、用途の混在を抑制し、落ち着いた雰囲気の良い住環境、教育環境の保全を図ります。 <p>〔幹線道路沿道〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(都)木田駅前線等の幹線道路の沿道では、住宅を主としながら小規模店舗等が必要に応じて立地する土地利用を図ります。
駅前商業地	<p>▶ 木田駅周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活利便施設が集積する商業地としての利用を基本としながら、集合住宅等の立地や各種都市機能の複合化にも対応するなど、駅前の利便性を活かした有効な土地利用を図ります。
住商共存地	<p>▶ (都)花正下田線の沿道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅を含む多様な住宅と、周辺居住者の日常生活を支える利便施設が共存する土地利用を図ります。
沿道複合利用地	<p>▶ (都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線)の沿道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車利用に対応したロードサイド型の商業施設や、流通業務施設等が立地する非住居系を基本とした土地利用を図ります。

→ 市街地外での計画的な土地利用

市街地外では、良好な営農環境や住環境の保全を図りながら、交通利便性の高い場所を有効に活かした土地利用を進めます。

なお、新たな産業立地の際には、開発許可制度の基準に適合した雨水調整池を設置するなど、防災対策の徹底を図ります。

住居系土地利用誘導候補地	<p>▶ 木田駅北部、新庁舎及び七宝駅の周辺</p> <ul style="list-style-type: none">・木田駅北部は街なか居住拠点として、新庁舎及び七宝駅周辺は防災・交流拠点として、それぞれの機能を強化するため、市街化区域への編入を目指します。
既存工業地・産業誘導候補地	<p>▶ (都)西尾張中央道((主)一宮蟹江線)と(都)給父西枇杷島線の交差部一帯、(都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線)の沿道</p> <ul style="list-style-type: none">・(都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線)沿道に位置する既存工業地では、周辺環境と調和した土地利用を図ります。・(都)西尾張中央道((主)一宮蟹江線)と(都)給父西枇杷島線の交差部一帯では、工場や流通業務施設の新規集積の誘導を検討します。
産業誘導ゾーン	<p>▶ (都)西尾張中央道((主)一宮蟹江線)の沿道、(都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線)の沿道</p> <ul style="list-style-type: none">・市街化調整区域としての性格や、円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、工場や流通業務施設の立地の計画的で適正な誘導を図ります。なお、この誘導にあたっては、優良な農地等の保全に配慮するとともに、開発基盤が整った箇所等に限るものとします。
駅周辺、主要な幹線道路沿道等	<p>▶ 青塚駅周辺、(都)給父西枇杷島線等の沿道</p> <ul style="list-style-type: none">・駅周辺では、市街化調整区域としての性格を十分考慮しながら、地域の実情に応じ、既存コミュニティの維持や安全安心で活力ある暮らしの形成に必要な場合において、適切な土地利用を検討します。・幹線道路の沿道周辺では、市街化調整区域としての性格や、円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、必要に応じて、工場や流通業務施設、生活利便施設等が立地する土地利用を検討します。
自然環境・レクリエーション地	<p>▶ 大江川・蟹江川・福田川・目比川・二ツ寺井筋・土吐川周辺</p> <ul style="list-style-type: none">・貴重な緑地空間として保全を図るとともに、地域住民の憩いや、環境教育、健康増進等に寄与する場として有効活用を図ります。
農地	<p>▶ 農業振興地域農用地区域を中心とした地区</p> <ul style="list-style-type: none">・農業生産や治水、景観等を支える農地の保全を図ります。
集落地等	<p>▶ 市街化調整区域の既存集落及び住宅団地を中心とした地区</p> <ul style="list-style-type: none">・周辺農地との調和にも留意しながら、低層を基本とした良好な住環境を保全する土地利用を図ります。・住宅団地(古道住宅等)では、整然とした良好な住環境を保全します。・既存集落では、農地や社寺(菊泉院、法蔵寺等)と一体となり景観的にも優れた良好な住環境を保全します。

b. 道路・交通施設の方針

→ 幹線道路等の整備

都市圏・市の骨格を成す幹線道路や、これに接続する地域のための幹線道路の整備を図り、利便性の高い幹線道路網を形成します。

- ・ 木田駅や七宝駅、青塚駅から蓮華寺、七宝焼アートヴィレッジ、おまつの方生誕の地等の観光スポット等、市内各所へのアクセス性の向上を図ります。
- ・ (都) 稲沢七宝線等、未着手の都市計画道路の整備については、周囲の交通状況に合わせた調査等の実施を検討します。
- ・ 防災・交流拠点の形成に合わせ、新庁舎等へのアクセス強化や周辺道路の混雑緩和等を行うため、地域の骨格を成す新たな幹線道路網のあり方について検討します。

→ 生活道路の整備

幹線道路に囲まれた区域においては、生活道路の整備を進めるとともに、高齢化の進展等を見据えた移動手段の確保の検討を進め、地域住民の誰もが生活活動において困ることのないような交通環境の整備を進めます。

- ・ 木田駅周辺では、街なか居住拠点としての機能を強化するため、都市再生整備計画事業等による安全性・利便性の高い生活道路の整備等を推進します。

都市圏・市の骨格を成す幹線道路 [主要幹線道路] [都市幹線道路]	<ul style="list-style-type: none"> ・ (都) 甚目寺佐織線 ((主)あま愛西線) ・ (都) 西尾張中央道 ((主)一宮蟹江線) ・ (都) 給父西枇杷島線・県道給父西枇杷島線 ・ (都) 七宝蟹江線
市街地または地域の骨格を成す幹線道路 [地区幹線道路等]	<ul style="list-style-type: none"> ・ (都) 花正下田線 ・ (都) 稲沢七宝線 ・ (都) 木田駅前線 ・ (都) 北苅木田線 ・ (都) 美和大治線 ・ 県道須成七宝稲沢線 ・ 県道蜂須賀白浜線
主要な生活道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の県道、1級市道及びその他主要な市道

c. 都市環境形成及び都市防災に関する方針

→ 地域の暮らしに密着した拠点の形成

西部地域では都市拠点として、街なか居住拠点（木田駅周辺）、防災・交流拠点（新庁舎及び七宝駅周辺）、地域サービス拠点（美和総合福祉センターすみれの里一帯等）、緑の拠点（二ツ寺親水公園等）、歴史・文化拠点（蓮華寺寺叢（じそう）等）が全体構想で位置づけられています。これらの都市拠点と連携して、地域の暮らしに密着した身近な拠点の充実を図り、日常生活の利便性向上等に努めます。

身近な生活拠点	・ 地域南部の幹線道路交差点一帯では、その交通利便性をもとに商業集積等を誘導し、身近な生活拠点として育成します。
身近な交流拠点	・ 教育施設の開放や、公民館等の環境改善、公園や社寺のオープンスペースの活用等により、身近な交流拠点を育成していきます。 ・ 木田駅北部や新庁舎及び七宝駅周辺では、街なか居住拠点、防災・交流拠点としての機能を強化し、地域の防災性も高めるため、市街化区域編入に合わせた新規公園の整備を検討します。
身近な防災拠点	・ 避難場所として指定されている 15 の施設（篠田防災コミュニティセンター、美和保健センター等）や、その周辺の防災性を強化し、身近な防災拠点として活用を進めます。

→ 歩行者ネットワークの形成

都市計画道路や河川・水路の整備等とも連携しながら、歩行空間の充実を図り、安全・快適な歩行者ネットワークを形成します。

主要な歩行者ネットワーク	・ 七宝駅と七宝焼アートヴィレッジを結ぶ親水性のあるネットワーク ・ 木田駅と駅北部の地域サービス拠点を結ぶネットワーク ・ 木田駅北部の地域サービス拠点と蓮華寺等を結ぶ文化的な道としてのネットワーク ・ 市街地に隣接する蟹江川・大江川沿いのネットワーク ・ 尾張水道みち ・ その他（街なか居住拠点等の各都市拠点を中心とする歩行者・自転車ネットワーク、青塚駅を中心とする歩行者・自転車ネットワーク、通学路ネットワーク等）
--------------	--

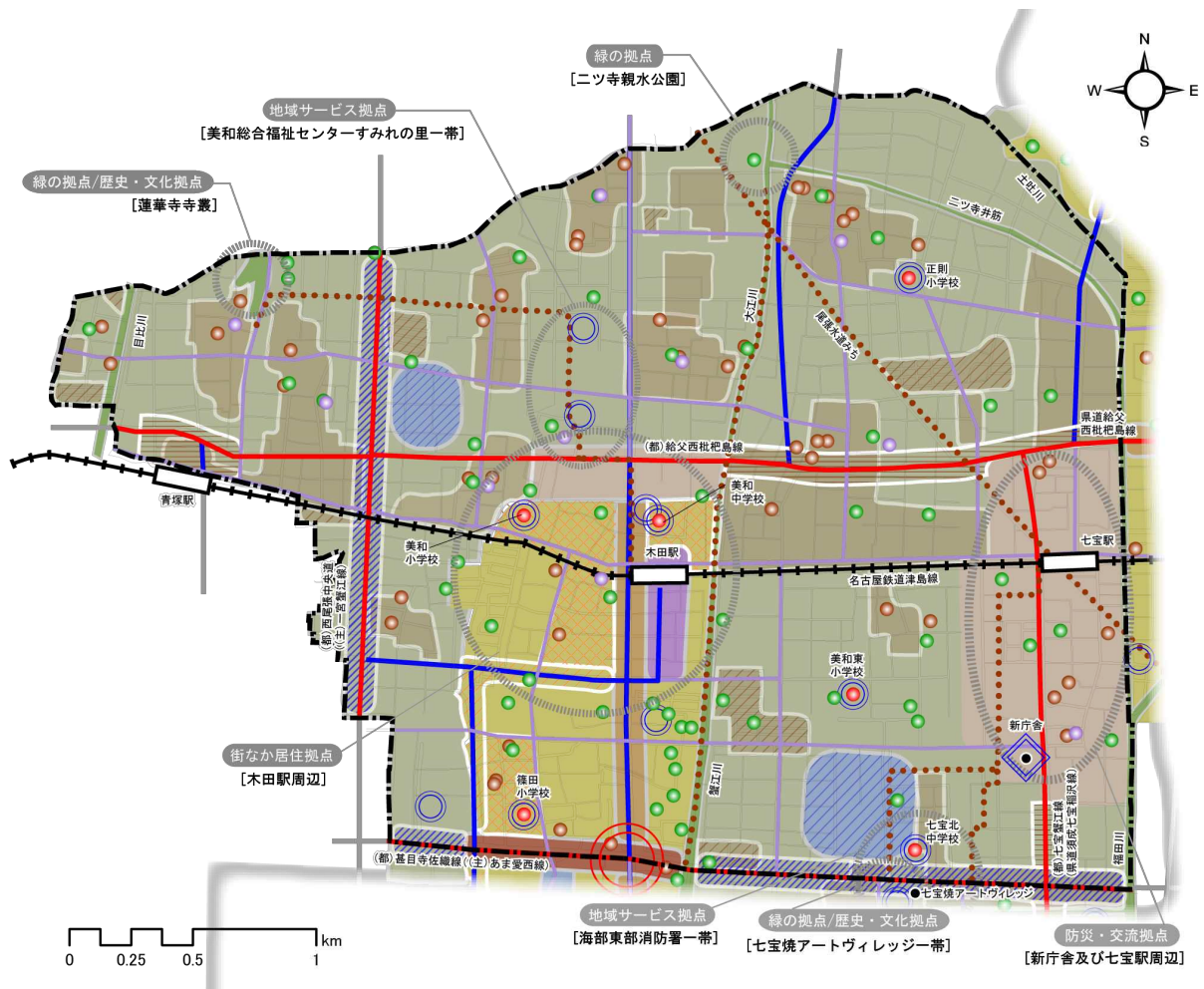
→ 河川・下水道の整備

河川は水害防止の機能に加え、地域での暮らしに潤いを与える重要な資源であり、その自然的環境の保全に努めるとともに、水とのふれあいの場等として整備を図ります。

- ・ 蟹江川等の公共用水域の水質保全や、居住環境の改善を図るため、市街地を中心に、公共下水道の整備を推進します。
- ・ 大江川・蟹江川で、河川改修を予定する区間では、自然環境の保全・復元に配慮した多自然川づくりを促進します。
- ・ 土吐川は、暗渠化に合わせて上部利用による環境整備を進めます。

→ 災害防止に向けた取組みの推進

- ・ 新庁舎は市の安全安心を支える「中枢防災拠点」として、大規模地震に対応した機能を備えます。
- ・ 大規模地震に備えた密集市街地等における狭あい道路の拡幅整備を進めます。
- ・ 木田駅周辺では水害に対する安全性を高めるため、排水路や地下式調整池の整備を推進します。

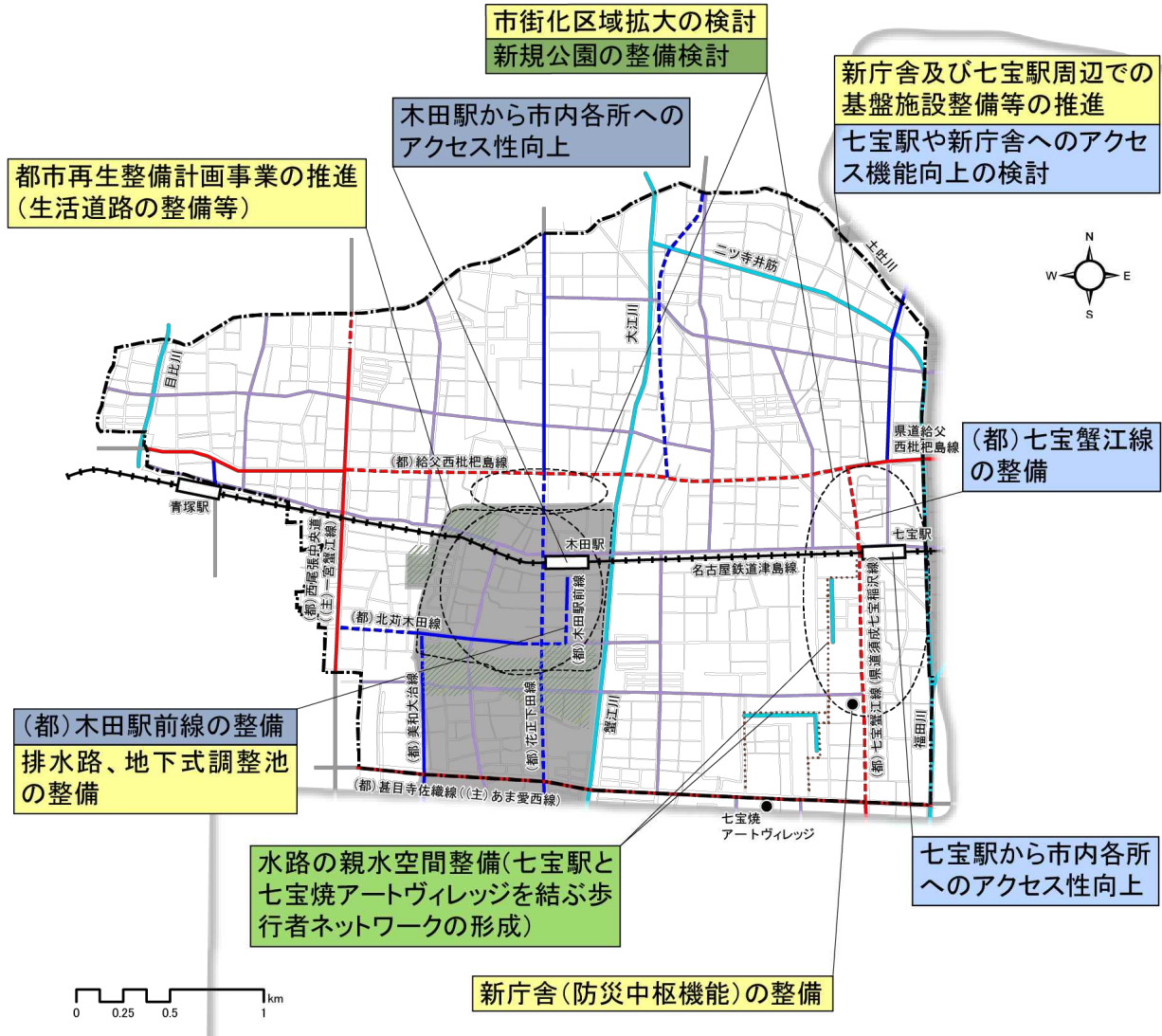


凡 例			
市街地	住宅地(教育施設周辺、低層)	——	都市圏・市の骨格を成す幹線道路
	“ (幹線道路沿道)	——	市街地・地域の骨格を成す幹線道路
	“ (その他)	——	主要な生活道路
	駅前商業地	主要な歩行者ネットワーク
	住商共存地	◎	都市拠点 (街なか居住拠点、 防災・交流拠点、 地域サービス拠点、 緑の拠点、歴史・文化拠点)
	沿道複合利用地		
市街地外	住居系土地利用誘導候補地	◎	身近な生活拠点
	既存工業地・産業誘導候補地	●	身近な交流拠点(教育施設)
	産業誘導ゾーン	●	“ (公民館)
	駅周辺、主要な幹線道路沿道等	●	“ (公園等)
	自然環境・レクリエーション地	●	“ (社寺)
	農地	◇	中枢防災拠点
集落地(住宅団地)	◎	身近な防災拠点(避難所等)	
“ (既存集落)			

■地域構造図

重点施策

以上で示した方針のうち、地域づくりの目標の達成に向けて、必要性や実現性等を考慮しつつ、特に次の施策について重点的に取り組んでいきます。



凡 例			
	都市圏・市の骨格を成す幹線道路		道路・交通に関する重点施策
	〃 (都市計画道路の未改良区間)		水・緑に関する重点施策
	市街地・地域の骨格を成す幹線道路		その他の重点施策
	〃 (都市計画道路の未改良区間)		
	主要な生活道路		
	主要な河川・水路		
	公共下水道の整備予定区域		
	市街地		

重点施策図

4 南部地域の地域づくり構想

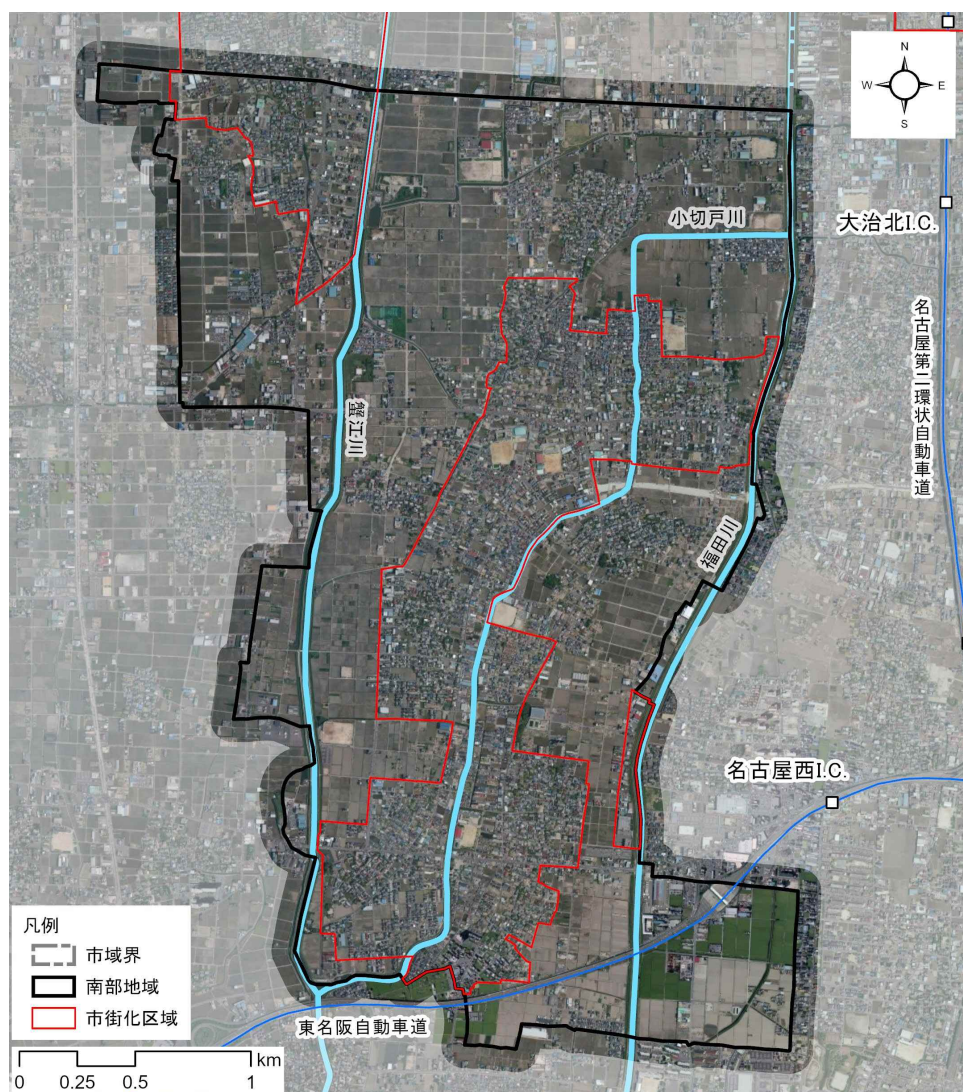
(1) 地域の現況

①面積

地域全体が都市計画区域で、市街化区域に指定されている地区は約 33%であり、市街化区域の外側には農地が広がっています。地域西部に蟹江川が流れています。地域南部を東名阪自動車道が通過しており、東側を名古屋第二環状自動車道（名二環）が通過しています。

【地域面積】

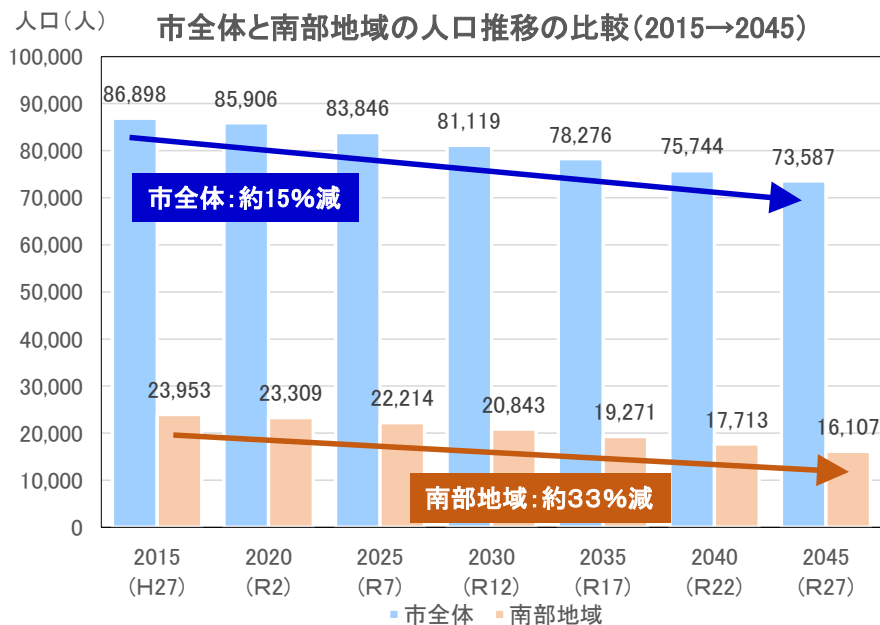
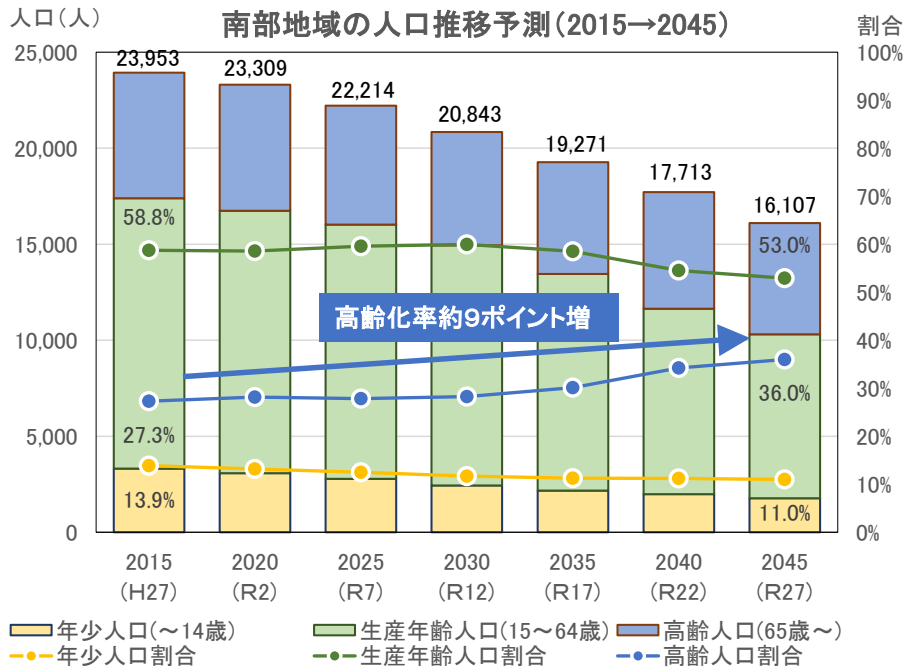
	地域全体	都市計画区域	市街化区域
面積	839ha	839ha	281ha
構成比	100.0%	100.0%	33.5%



■地域の概況

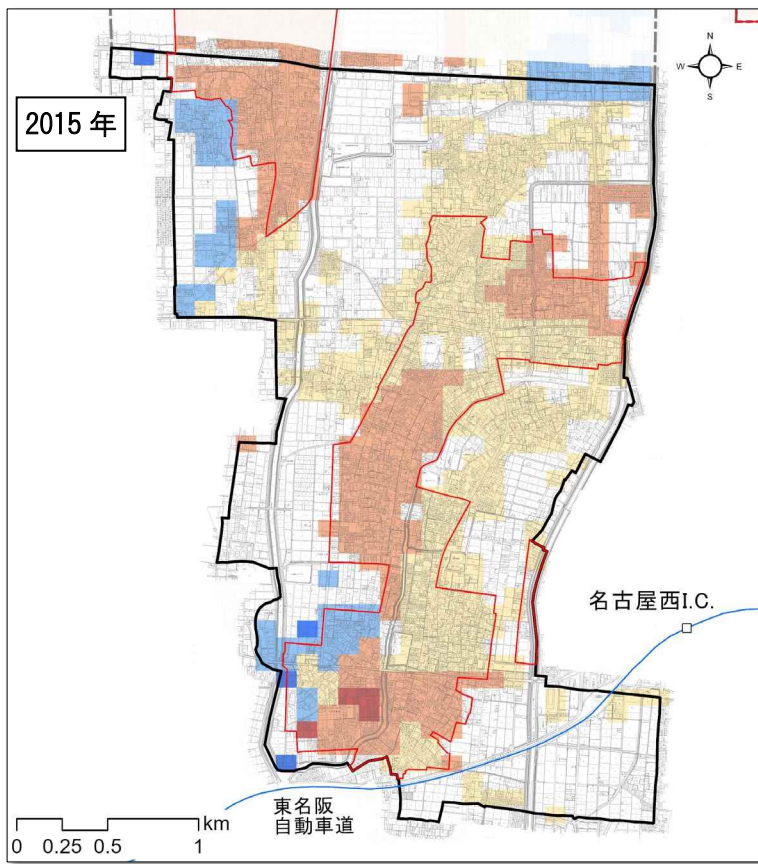
②人口

近年の動向から推計された将来人口をみると、市全体では令和 27（2045）年までに約 15%の減少が予測されていますが、南部地域は約 33%の減少と、市全体に比べ減少率が大きくなることが予測されています。また、高齢化率は約 9 ポイント上昇すると予測されています。

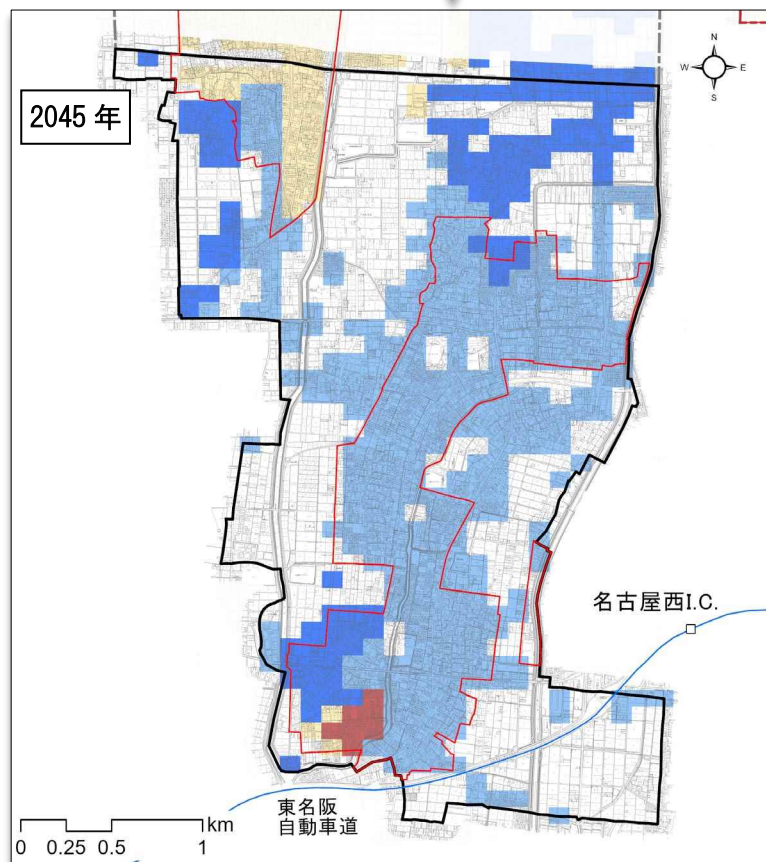


資料：南部地域：将来人口・世帯予測ツール V2（国土交通省国土技術政策総合研究所）
 市全体：国立社会保障・人口問題研究所の推計

■ 人口推移の予測



- 凡例
- 市域界
 - 南部地域
 - 市街化区域
 - 人口密度(人/ha)
 - 20未満
 - 20-40
 - 40-60
 - 60-80
 - 80以上



資料：将来人口・世帯予測ツール V2（国土交通省国土技術政策総合研究所）

■人口密度の推移予測

③都市施設・公共公益施設等の状況

都市計画道路は、幹線道路として名古屋津島線、甚目寺佐織線（(主)あま愛西線）、七宝蟹江線、花正下田線、津島七宝名古屋線、安松鷹居線等が骨格を形成しています。

【都市計画道路の状況】

路線数	計画延長	整備済延長	整備率
11 路線	21.56km	9.16km	42.5%

※甚目寺佐織線（(主)あま愛西線）は西部及び南部両地域で計上

公園緑地は街区を中心とした都市公園や広場等の公共施設緑地の整備が進められています。

【公園緑地の状況】

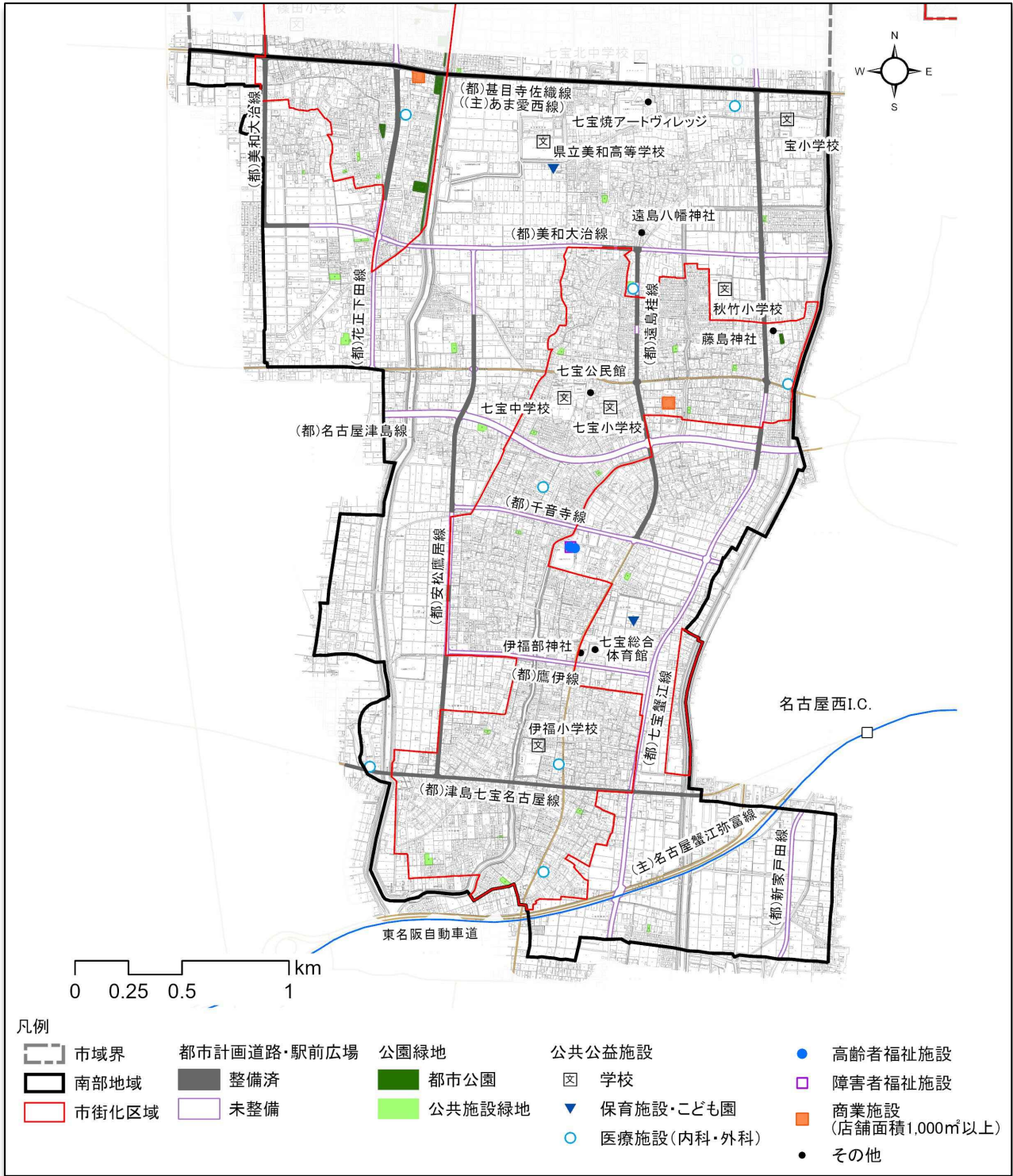
箇所数	都市公園箇所数	公共施設緑地箇所数
43 箇所	5 箇所	38 箇所

公共公益施設は、幹線道路沿線等に市街地が形成されており、七宝焼アートヴィレッジ等の施設が立地しています。学校、保育施設・こども園、医療施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、商業施設等は、地域内に分散しています。

また、七宝焼アートヴィレッジ等の歴史資源、七宝総合体育館等のスポーツ・レクリエーション施設が点在しています。

【公共公益施設の状況】

種別	名称
学校	小学校：4校 中学校：1校 高校：1校
保育施設、こども園	保育園：1箇所 こども園：1箇所 一時預かり保育：1箇所
医療施設	8箇所
高齢者福祉施設	2箇所
障害者福祉施設	1箇所
商業施設（店舗面積1,000㎡以上）	2箇所
その他	七宝公民館、七宝総合体育館、七宝焼アートヴィレッジ等

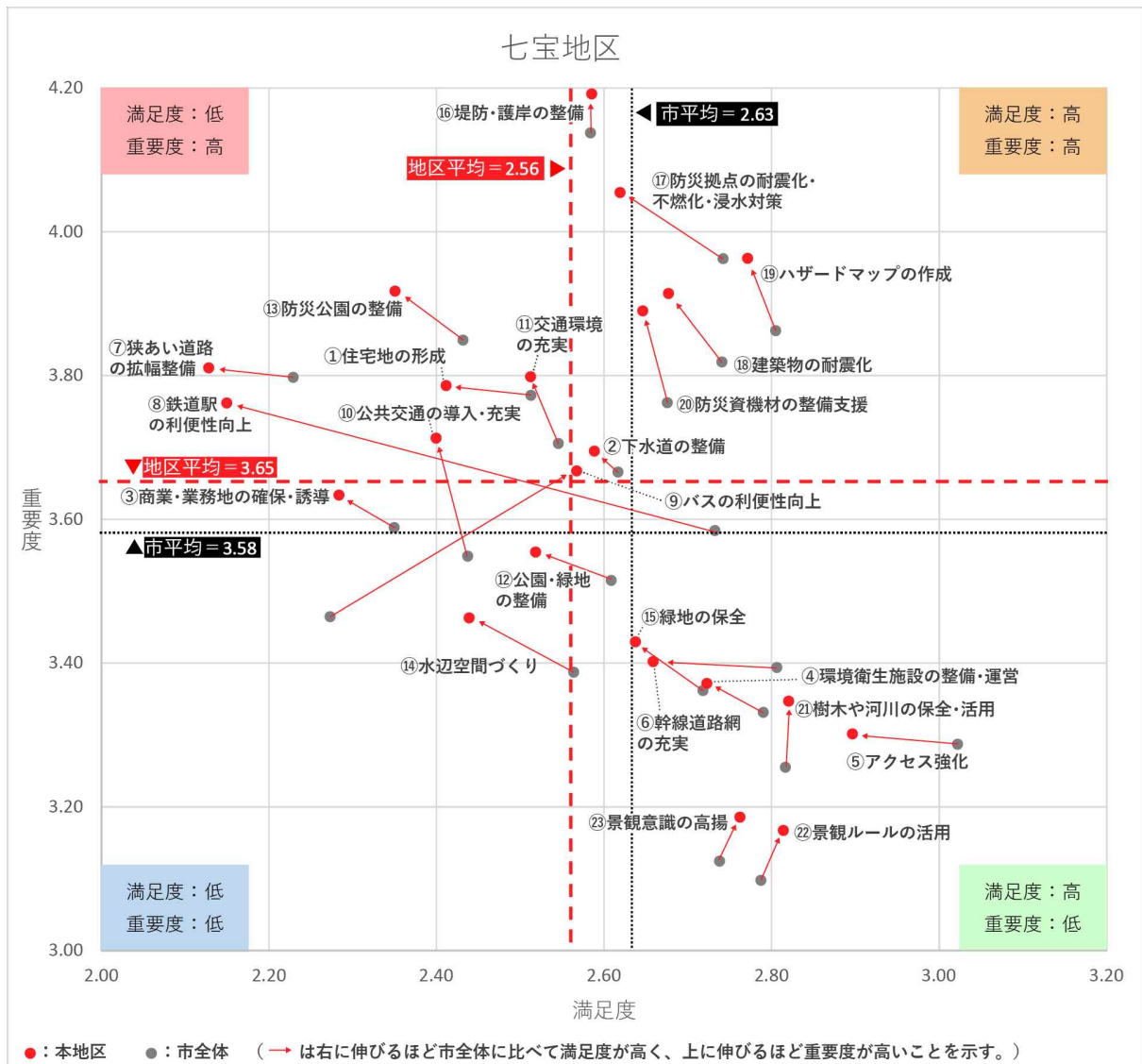


■施設分布図

④市民意識調査※1（七宝地区回答数 328）

地域のまちづくりに対する満足度・重要度について評価点を集計した結果※2は以下のとおりです。

- ・ 下図の「地区平均」、「市平均」は本地区及び市全体における各項目の評価点の平均値で、これらを比較すると、満足度は地区平均が市平均を0.07ポイント下回り、重要度は地区平均が市平均を0.07ポイント上回っています。
- ・ 項目別にみると、満足度は「路線バスの利便性向上」等一部を除き、大半の項目で市全体を下回っています。一方、重要度はすべての項目で市全体を上回り、特に「路線バスの利便性向上」、「鉄道駅の利便性向上」、「地域の实情に応じた公共交通の導入・充実」といった公共交通に関する項目等で市全体を大きく上回っています。
- ・ 優先度の高い施策（満足度：低、重要度：高）については、「防災機能を持った公園の整備」、「狭あい道路の拡幅整備」等安全性の確保に関する項目のほか、「鉄道駅の利便性向上」、「地域の实情に応じた公共交通の導入・充実」といった公共交通に関する項目も挙げられます。



※1 第2章2(11)「本市の都市づくりに関する市民意識調査」参照。

※2 満足・重要=5点、やや満足・やや重要=4点、普通=3点、やや不満・あまり重要ではない=2点、不満・重要ではない=1点とした加重平均値

(2) 地域づくりの課題

南部地域の現況や全体構想における位置づけを踏まえつつ、地域づくりの課題を以下のとおり整理します。

項目	内容
都市基盤	<ul style="list-style-type: none">・南部地域の人口は、現状のまま推移した場合、令和 27（2045）年までに約 33%減少すると予測されていますが、本市の目指す目標人口の達成に向けて都市基盤を整えていく必要があります。・現在、都市施設が集積している七宝小学校北東交差点周辺において、都市基盤整備を推進し、利便性の向上を図っていく必要があります。・市の骨格、市街地の骨格を成す幹線道路や地域の日常生活を支える道路の整備推進、及び歩行者・自転車ネットワークの整備推進を図る必要があります。・市民の意識として、「地域の実情に応じた公共交通の導入・充実」等が重要視されているため、地域の公共交通に関する施策の充実を図っていく必要があります。・他 2 地域と比べ、都市公園の箇所数が少なく、公共施設等も活用しながら公園やオープンスペースの整備・充実を図っていく必要があります。
防災・減災	<ul style="list-style-type: none">・市民の意識として、「防災機能を持った公園の整備」等、防災・減災に関する施策が重要視されているため、防災・減災に関する施策の充実を図っていく必要があります。・南海トラフ地震による津波の被害が想定されることから、その対策を進める必要があります。
魅力	<ul style="list-style-type: none">・七宝焼アートヴィレッジ等の歴史資源を活かした、拠点の整備や充実を図る必要があります。
活力	<ul style="list-style-type: none">・高速道路の名古屋西インターチェンジ及び蟹江インターチェンジが隣接しており、交通利便性を活かした産業用地の整備を推進していく必要があります。・工業系市街化区域においては住環境との調和を図りながら産業用地として適切な土地利用を図っていく必要があります。
環境	<ul style="list-style-type: none">・蟹江川等の河川や伊福部神社の社寺林等、水と緑の環境の保全と活用を図っていく必要があります。・都市近郊農村の環境（優良農地、集落地、寺叢（じそう）等）の保全を図っていく必要があります。

(3) 地域づくり構想

① 地域づくりの目標

地域づくりの課題を踏まえ、南部地域の将来像及びその実現に向けた基本方向を設定します。

【地域の将来像】

利便性が高く古き伝統が息づく住み続けたいまちづくり

基本方向

→ 都市基盤力

地域の骨格となる新たな東西交通軸の整備と、これを活かした利便性の高い住環境の形成と地域公共交通の充実を図ります。

→ 防災・減災力

水害や狭あい道路への対応をはじめとする様々な施策を講じることで、安全安心な居住環境の形成を図ります。

→ 魅力

七宝焼アートヴィレッジ一帯等の都市拠点に加えて、藤島神社等をはじめとする社寺等の地域資源を活かした交流拠点の充実と、各拠点間を結ぶ快適な歩行者ネットワークの形成を図ります。

→ 活力

高速道路のインターチェンジに隣接する恵まれた交通利便性を活かし、計画的な産業誘導を図ります。

→ 環境力

地域内に広く分布する農村環境の保全に努めるとともに、蟹江川や小切戸川、伊福部神社の社寺林等、地域の骨格的な自然環境については、水や緑とのふれあいの場等として活用を図ります。

②地域づくりの方針

a. 土地利用の方針

→ 市街地での計画的な土地利用

地域中央部や地域北西部の一带を市街地として位置づけます。市街地では、幹線道路沿道を中心に商・工業系の土地利用を展開しながら、住宅地としての良好な環境の保全・充実を図ります。

また、空き家等の利活用を推進し、土地利用の流動化を図ります。

住宅地	<p>▶ 住居系市街化区域を中心とした地区</p> <ul style="list-style-type: none">・戸建てによる低層・中低層の住宅地としての利用を基本としながら、身近な商業施設や教育施設、医療施設、福祉施設等の生活利便施設も必要に応じて立地する土地利用を図ります。・七宝小学校南東交差点周辺では、(都)名古屋津島線沿道の土地の有効利用を図り、街なか居住拠点としての機能を強化するため、市街化区域への編入を目指します。 <p>[教育施設周辺、低層]</p> <ul style="list-style-type: none">・七宝小学校等の教育施設周辺や、低層住居専用地域の指定地区では、用途の混在を抑制し、落ち着いた雰囲気の良い住環境、教育環境の保全を図ります。 <p>[幹線道路沿道]</p> <ul style="list-style-type: none">・(都)遠島桂線等の市街地の骨格を成す幹線道路、バス路線としての幹線道路の沿道では、住宅を主としながら、小規模店舗等が必要に応じて立地する土地利用を図ります。
住商共存地	<p>▶ (都)花正下田線、県道名古屋津島線の沿道</p> <ul style="list-style-type: none">・集合住宅を含む多様な住宅と、周辺居住者の日常生活を支える利便施設が共存する土地利用を図ります。
沿道複合利用地	<p>▶ (都)名古屋津島線の沿道</p> <ul style="list-style-type: none">・車利用に対応したロードサイド型の商業施設や、流通業務施設等が立地する非住居系を基本とした土地利用を図ります。
工業地	<p>▶ 工業系市街化区域を中心とした地区（2箇所）</p> <ul style="list-style-type: none">・周辺住宅地等との調和に留意しつつ、企業誘致の推進による働く場の創出を図るため、工場や流通業務施設の受け皿となる産業用地としての土地利用を図ります。・一部で住工混在が見られるため、共存環境の形成に努めます。

→ 市街地外での計画的な土地利用

優良農地の保全や、既存集落での良好な住環境の保全を図りながら、交通利便性の高い場所を有効に活かした土地利用を進めます。

なお、新たな産業立地の際には、開発許可制度の基準に適合した雨水調整池を設置するなど、防災対策の徹底を図ります。

既存工業地・産業誘導候補地	<p>▶ (都)花正下田線と県道名古屋津島線の交差部一帯、名古屋西IC周辺等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(都)花正下田線と県道名古屋津島線の交差部一帯に位置する既存工業地では、周辺環境と調和した土地利用を図ります。 ・名古屋西インターチェンジ周辺等、交通利便性の高い地区において、工場や流通業務施設の新規集積の誘導を検討します。
産業誘導ゾーン	<p>▶ 県道名古屋蟹江弥富線の沿道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域としての性格や、円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、工場や流通業務施設の立地の計画的で適正な誘導を図ります。なお、この誘導にあたっては、優良な農地等の保全に配慮するとともに、開発基盤が整った箇所等に限るものとします。
沿道サービスゾーン	<p>▶ (都)名古屋津島線の沿道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域としての性格や、円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、車利用に対応したロードサイド型の商業施設等の立地を許容する土地利用を図ります。
主要な幹線道路沿道等	<p>▶ (都)七宝蟹江線等の沿道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域としての性格や、円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、必要に応じて、工場や流通業務施設等が立地する土地利用を検討します。
自然環境・レクリエーション地	<p>▶ 蟹江川・福田川・小切戸川・大切戸幹線水路周辺(※一部、市街地内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な緑地空間として保全を図るとともに、地域住民の憩いや、環境教育、健康増進等に寄与する場として有効活用を図ります。
農地	<p>▶ 農業振興地域農用地区域を中心とした地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産や治水、景観等を支える農地の保全を図ります。
集落地等	<p>▶ 市街化調整区域の既存集落及び住宅団地を中心とした地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺農地との調和にも留意しながら、低層を基本とした良好な住環境を保全する土地利用を図ります。 ・住宅団地(秋竹東住宅等)では、整然とした良好な住環境を保全します。 ・既存集落では、七宝焼の地場産業環境と共存し、農地や社寺(遠島八幡神社等)と一体となり景観的にも優れた良好な住環境を保全します。

b. 道路・交通施設の方針

→ 幹線道路等の整備

都市圏・市の骨格を成す幹線道路や、これに接続する地域のための幹線道路の整備を図り、利便性の高い幹線道路網を形成します。

- ・街なか居住拠点では、名古屋市高速鉄道6号線の延伸構想を見据えた交通まちづくりを検討します。
- ・バス路線の混雑解消に向けて、(都)名古屋津島線の早期整備の促進を図ります。
- ・未着手の都市計画道路の整備については、周囲の交通状況に合わせた調査等の実施を検討します。
- ・防災・交流拠点の形成に合わせ、新庁舎等へのアクセス強化や周辺道路の混雑緩和等を図るため、市街地または地域の骨格を成す新たな幹線道路網のあり方について検討します。
- ・(都)新家戸田線は、名古屋西インターチェンジ周辺における工場や流通業務施設の立地促進に向けて整備を推進します。
- ・パーキングエリアやサービスエリアが無い名古屋第二環状自動車道(名二環)の休憩場所、また地域資源の魅力を体感できる場所として、七宝焼アートヴィレッジ周辺において、官民連携により「道の駅」や路外パーキング等の整備を推進します。

→ 生活道路の整備

幹線道路に囲まれた区域においては、生活道路の整備を進めるとともに、高齢化の進展等を見据えた移動手段の確保の検討を進め、地域住民の誰もが生活活動において困ることのないような交通環境の整備を進めます。

都市圏・市の骨格を成す幹線道路 [主要幹線道路] [都市幹線道路]	<ul style="list-style-type: none">・(都)名古屋津島線・(都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線)・(都)七宝蟹江線・(都)津島七宝名古屋線
市街地または地域の骨格を成す幹線道路 [地区幹線道路等]	<ul style="list-style-type: none">・(都)花正下田線・(都)美和大治線・(都)安松鷹居線・(都)遠島桂線・(都)千音寺線・(都)鷹伊線・(都)新家戸田線・県道名古屋津島線・県道名古屋蟹江弥富線・県道須成七宝稻沢線
主要な生活道路	<ul style="list-style-type: none">・上記以外の県道、1級市道及びその他主要な市道

c. 都市環境形成及び都市防災に関する方針

→ 地域の暮らしに密着した拠点の形成

南部地域では都市拠点として、街なか居住拠点（七宝小学校北東交差点周辺）、地域サービス拠点（七宝子育て支援センター一帯等）、緑の拠点、歴史・文化拠点（ともに七宝焼アートヴィレッジ一帯）が全体構想で位置づけられています。これらの都市拠点と連携して、地域の暮らしに密着した身近な拠点の充実を図り、日常生活の利便性向上等に努めます。

身近な生活拠点	・ 地域北西部及び南部の幹線道路交差点一帯では、その交通利便性をもとに商業集積等を誘導し、身近な生活拠点として育成します。
身近な交流拠点	・ 教育施設の開放や、公民館等の環境改善、公園や社寺のオープンスペースの活用等により、身近な交流拠点を育成していきます。 ・ 七宝小学校南東交差点周辺では、街なか居住拠点としての機能を強化し、地域の防災性も高めるため、市街化区域編入に合わせた新規公園の整備を検討します。
身近な防災拠点	・ 避難場所として指定されている施設（七宝焼アートヴィレッジ、七宝保健センター等）や、その周辺の防災性を強化し、身近な防災拠点として活用を進めます。

→ 歩行者ネットワークの形成

都市計画道路や河川・水路の整備等とも連携しながら、歩行空間の充実を図り、安全・快適な歩行者ネットワークを形成します。

主要な歩行者ネットワーク	・ 市街地内を流れる小切戸川沿いのネットワーク ・ 七宝焼ゆかりの地（七宝焼アートヴィレッジ、遠島集落等）を結ぶネットワーク ・ その他（街なか居住拠点等の各都市拠点を中心とする歩行者・自転車ネットワーク、通学路ネットワーク等）
--------------	--

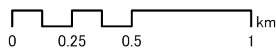
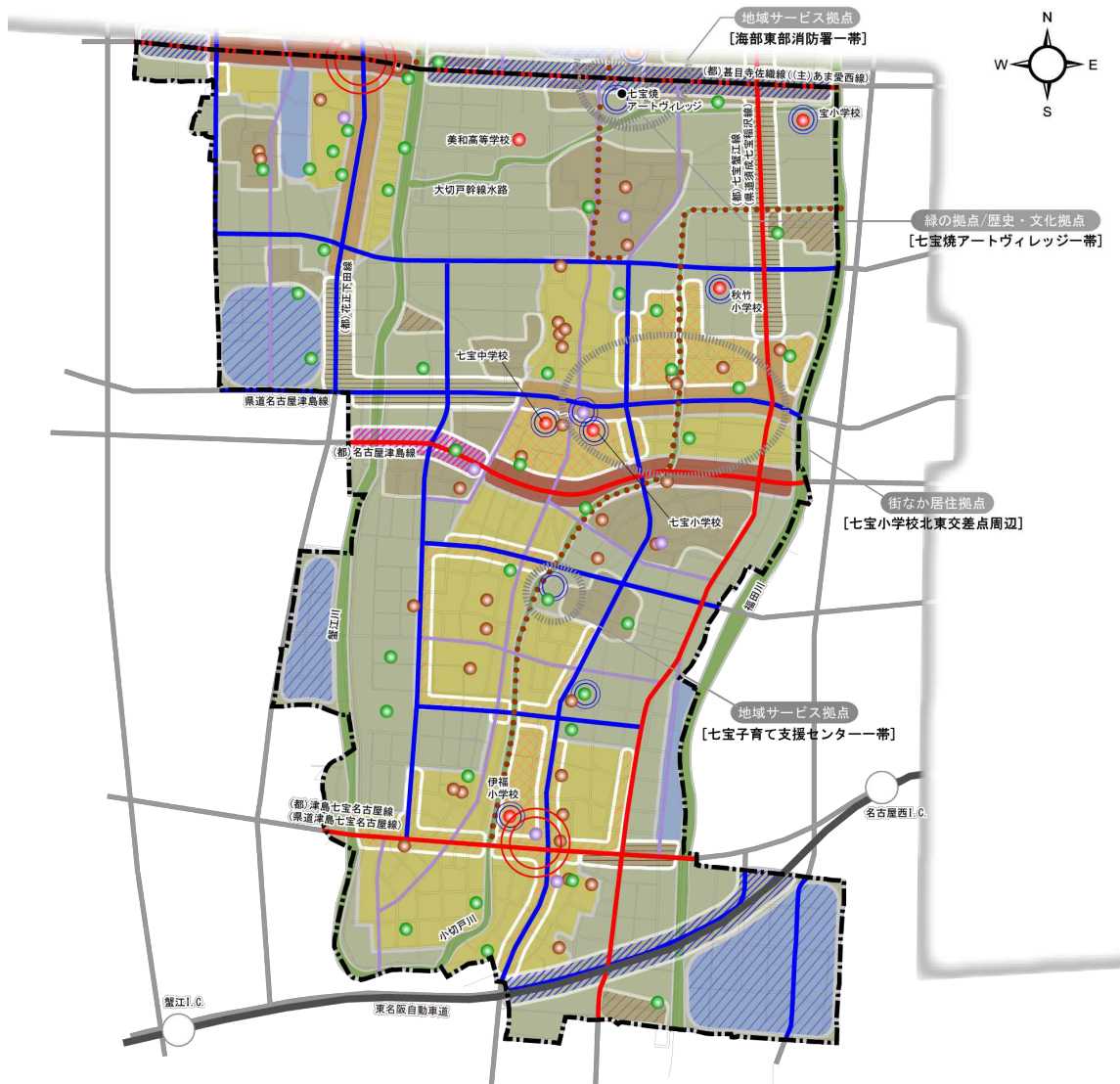
→ 河川・下水道の整備

河川は水害防止の機能に加え、地域での暮らしに潤いを与える重要な資源であり、その自然的環境の保全に努めるとともに、水とのふれあいの場等として整備を図ります。

- ・小切戸川等の公共用水域の水質保全や、居住環境の改善を図るため、市街地を中心に、公共下水道の整備を推進します。
- ・蟹江川、福田川で、河川改修を予定する区間では、自然環境の保全・復元に配慮した多自然川づくりを促進します。
- ・小切戸川では、整備済のふれあい橋橋詰広場周辺を中心として、川辺の散策路等、連続性のある親水空間づくりを促進します。

→ 災害防止に向けた取組みの推進

- ・大規模地震に備えた密集市街地等における狭あい道路の拡幅整備を進めます。
- ・津波浸水の可能性が指摘される地域では、河川整備の促進とともに、東名阪自動車道の高架等を活用した避難施設の設置を図ります。加えて、ソフト対策の取組みを検討します。

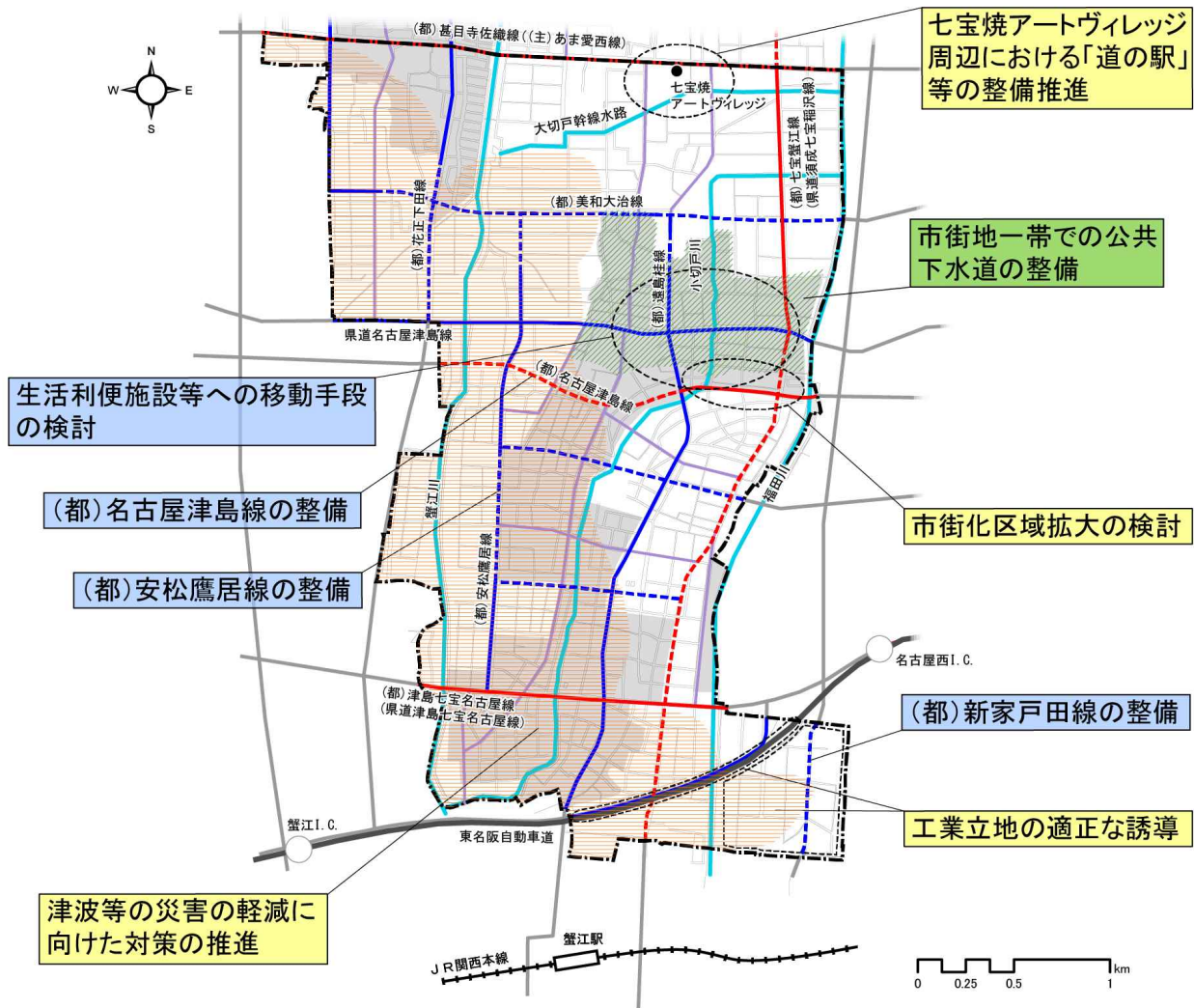


凡 例			
	住宅地(教育施設周辺、低層)		都市圏・市の骨格を成す幹線道路
	〃 (幹線道路沿道)		市街地・地域の骨格を成す幹線道路
	〃 (その他)		主要な生活道路
	市街地 住商共存地		主要な歩行者ネットワーク
	沿道複合利用地		都市拠点 (街なか居住拠点、地域サービス拠点、歴史・文化拠点)
	工業地		
	既存工業地・産業誘導候補地		身近な生活拠点
	産業誘導ゾーン		身近な交流拠点(教育施設)
	市街地外 沿道サービスゾーン		〃 (公民館)
	主要な幹線道路沿道等		〃 (公園等)
	自然環境・レクリエーション地		〃 (社寺)
	農地		身近な防災拠点(避難所等)
	集落地(住宅団地)		
	〃 (既存集落)		

■地域構造図

重点施策

以上で示した方針のうち、地域づくりの目標の達成に向けて、必要性や実現性等を考慮しつつ、特に次の施策について重点的に取り組んでいきます。



■重点施策図

卷末資料

資料-1 都市計画マスタープラン策定の経緯

1 検討の経緯

	各種会議	日 程	検討内容
令和2年度	第1回 作業部会	8月26日(水)	【都市計画マスタープラン】 ○都市計画マスタープランとは ○あま市の都市の現況
	第1回 策定委員会	10月2日(金)	【緑の基本計画】 ○緑の基本計画とは ○緑の基本計画の策定にあたって
	『あま市都市計画マスタープラン』及び『あま市緑の基本計画』策定に係る市民アンケート調査 〔調査期間：9月17日(木)～9月30日(水)〕		
	第2回 作業部会	11月18日(水)	【都市計画マスタープラン】 ○市民意識調査の結果報告 ○あま市が抱える課題 ○都市づくりの目標・方針
	第2回 策定委員会	12月25日(金)	【緑の基本計画】 ○市民意識調査の結果報告 ○緑に関する課題 ○緑の都市づくりの目標・方針
	第3回 作業部会	2月18日(木)	【都市計画マスタープラン】 ○都市づくりの目標・方針 ○全体構想(原案)の確認
	第3回 策定委員会	3月3日(水)	【緑の基本計画】 ○緑の基本方針 ○緑の将来像
	都市計画審議会 (第1回)	3月19日(金)	経過報告
令和3年度	第4回 作業部会	6月23日(水)	【都市計画マスタープラン】 ○地域別構想
	第4回 策定委員会	7月19日(月)	【緑の基本計画】 ○緑の目標値 ○緑の保全及び緑化の推進のための施策
	第5回 作業部会	10月21日(木)	【都市計画マスタープラン】 【緑の基本計画】
	第5回 策定委員会	11月9日(火)	○計画書素案 (パブリックコメント用資料)
	パブリックコメント〔12月8日(水)～1月7日(金)〕		
	第6回 作業部会	2月9日(水)	【都市計画マスタープラン】 【緑の基本計画】 ○パブリックコメント意見への対応
	第6回 策定委員会	3月1日(火)	○計画書案 (都市計画審議会諮問資料)
	都市計画審議会 (第1回)	3月18日(金)	諮問・答申

2 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会要綱

平成 24 年 4 月 25 日

告示第 74 号

改正 平成 27 年 12 月 10 日告示第 149 号

改正 令和 2 年 9 月 1 日告示第 145 号

(設置)

第 1 条 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画（以下「マスタープラン」という。）の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

(構成)

第 4 条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、市長が依頼した日からマスタープランが策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、建設産業部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年告示第149号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年告示第145号）

この告示は、公示の日から施行する。

3 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	
		令和2年度	令和3年度
大 同 大 学	大学院工学研究科教授 工学部教授	嶋 田 喜 昭	同左
七宝町土地改良区	理事長	室 田 卓 史	山 田 利 之
美和町土地改良区	理事長	樋 口 眞 一	伊 藤 忠 久
あま市農業委員会	会長	三 輪 光 雄	同左
あま市商工会	会長	山 田 精 二	同左
あま市観光協会	会長	清 水 明 俊	同左
住 民 代 表	あま市女性の会会長	村 上 千 代 子	同左
住 民 代 表	あま市民生委員 児童委員協議会代表	井 村 な を 子	同左
住 民 代 表	あま市まちづくり委員会 代表	小 林 優 太	同左
住 民 代 表	あま市まちづくり委員会	北 野 ま り 子	同左
住 民 代 表	あま市防災ネット会長	河 竹 正 幸	同左
愛知県都市・交通局※	都市計画課長	齊 藤 保 則	小井手 秀人
愛知県都市・交通局※	公園緑地課長	小 嶋 幸 則	稲 吉 豊 治
愛知県海部建設事務所	企画調整監	今 泉 明 久	同左

※令和2年度は「愛知県都市整備局」（組織・機構の改正による名称変更）

4 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画作業部会構成員

・ 副市長	・ 市民生活部長
・ 総務部長	・ 建設産業部長
・ 企画財政部長	・ 上下水道部長

■ あ行

用語	解説	掲載頁
ICT (あいしーていー)	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。パソコン、インターネット等の情報・通信に関する技術の総称。	2-26
愛・道路パートナーシップ事業 (あい・どうろぱーとなーしっぷじぎょう)	地域に愛される快適な道路環境づくりを進めるために、住民・企業等による道路の清掃活動を県・地元市町村が支援する愛知県版のアダプトプログラム。	3-24
アクセス (あくせす)	あるところに到達することや、到達するための手段のこと。また、行きやすさを表すこともある。	2-32 他
アダプトプログラム (あだぶとぶろぐらむ)	住民、企業等が道路・公園等の公共施設の里親(アダプト)となり、その清掃・手入れを定期的に行う仕組み。	3-24
あま市污水適正処理構 想 (あましおすいてきせいしよりこうそ う)	あま市全域を対象とした効率的かつ効果的な污水处理施設の整備を行うために、污水处理施設(下水道、合併処理浄化槽等)の整備予定区域等、今後の整備方針を示した構 想。	3-17
あま市宅地開発等に関 する指導要綱 (あましたくちかいはつとうにかん するしどうようこう)	良好な住環境を確保し、快適な都市環境の実現を図るた めに、中高層集合住宅等の建設行為に対して定めたあま市独 自の基準。	3-18 他
インパクト (いんぱくと)	衝撃、影響のこと。	2-37
インフラ (いんふら)	インフラストラクチャーの略。公的機関によって整備され た道路・公園・水道等の社会資本。	2-28 他
雨水貯留・浸透施設 (うすいちよりゅう・しんとうしせつ)	河川への雨水の流出を抑制するため、敷地に降った雨を一 時的に貯留し、または地下へと浸透させる施設。例えば、 雨水調整池や雨水浸透枳。	3-18
AI (えーあい)	Artificial Intelligence (人工知能) の略。	2-37
液状化 (えきじょうか)	地震によって、地下水位の高い砂地盤が一時的に液体状に なってしまう現象。	2-22 他
屋外広告物法 (おくがいこうこくぶつほう)	良好な景観の維持や危害防止のために、屋外広告物の表示 場所・表示方法等を規定した法律。	3-25
オープンスペース (おーぶんすぺーす)	公園や緑地等、都市の環境や景観に潤いを与えるほか、防 災性の向上等の多様な役割を負う永続的な空地。	2-39

■ 知行

用語	解説	掲載頁
街区公園 (がいくこうえん)	都市公園法に基づく、歩いて行ける範囲の居住者のために設置される都市公園の一つ。半径 250m 程度の街区に居住する人々が利用する 0.25ha を標準とした公園のこと。都市公園としては、規模や誘致圏に応じて、その他に、近隣公園や地区公園等がある。	3-16 他
外水はん濫 (がいすいはんらん)	堤防の決壊や河川からあふれた水によって発生する洪水のこと。	2-25
開発許可制度 (かいはつきょかせいど)	無秩序な市街化の抑制や良好な宅地水準を確保するため、都市計画法に基づき、一定の宅地開発等に対して都道府県知事等の許可を義務づける制度。	3-22 他
カラー舗装 (からーほそう)	沿道のまちなみと調和した道路景観の形成や、事故防止の注意喚起等を目的に、色彩を変えた舗装。	3-16
幹線道路 (かんせんどうろ)	一般的に、交通の流動が多く重要度が高い道路。	2-8 他
官民連携 (かんみんれんけい)	公的機関と民間事業者が協力して公共サービスを提供すること。	3-21 他
キス&ライド (きすあんらいど)	自宅から公共交通機関の乗降所（駅やバス停等）まで自動車等で家族に送り迎えをしてもらう通勤・通学形態。	3-14
既存ストック (きすあんらいど)	これまでに整備された都市基盤施設、建築物等の蓄積。	3-2 他
狭あい道路 (きょうあいどうろ)	幅員 4メートル未満の道で、一般の用に供されているもの。	2-32 他
狭さく (きょうさく)	自動車通行速度の抑制等、交通安全対策の一環として、車道を部分的に極端に狭くするために設置する杭等のこと。	3-16
協働 (きょうどう)	市民、事業者、行政等が対等のパートナーとして、地域の公共的課題の解決に向けて共に考え、協力して行動すること。	1-2 他
拠点 (きよてん)	活動の足場となる重要な地点。	2-9 他
緊急輸送道路 (きんきゆうゆそうどうろ)	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うために、防災拠点を相互に連絡する道路。愛知県地域防災計画では、国県道のなかから、重要度に応じて第1次と第2次が設定されている。	3-19
景観 (けいかん)	風景、景色のこと。	2-34 他
結節点 (けっせつてん)	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場等があげられる。	3-14 他

減災 (げんさい)	地震・津波・風水害等の自然災害による被害をできるだけ少なくしようとする考え方、またはその取り組み。	2-37 他
広域避難場所 (こういきひなんばしょ)	主に地震の後に発生する市街地火災から避難するための場所で、指定緊急避難場所から必要に応じて選定される。	3-19
公園設置管理許可制度 (こうえんせつちかんりきよかせいど)	都市公園法に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に公園施設の設置管理を許可できる制度。	3-26
公共下水道 (こうきょうげすいどう)	下水道法に規定されるもので、市街地における下水（雨水、汚水）を排除し、処理する施設。市町村が設置・管理する単独公共下水道と、県が設置・管理する流域下水道があり、あま市では、日光川下流流域下水道の整備計画がある。	2-11 他
公共公益施設 (こうきょうこうえきしせつ)	教育施設、医療施設、社会福祉施設、官公庁（市役所等）等、地域住民の共同の福祉又は利便のための必要な施設。	2-12 他
公共施設等総合管理計画 (こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく)	地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画。	2-12 他
工業統計調査 (こうぎょうとうけいちょうさ)	我が国の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策等、国や都道府県等の地方公共団体の行政施策のための基礎資料となる調査。また、我が国の経済統計体系の根幹を成し、経済白書、中小企業白書等の経済分析及び各種の経済指標へデータを提供することを目的としている。	2-14
公募設置管理制度 (Park-PFI) (こうぼせつちかんりせいど(ぱーく・びーえふあい))	飲食店、売店等を設置することにより得られる収益を活用して、園路、広場等の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度。	3-26
国勢調査 (こくせいちょうさ)	日本に居住するすべての人を対象とする、我が国の最も基本的な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。	2-4 他
コミュニティ (こみゆにてい)	共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域や、人々の集団。	2-34 他
混雑度 (こんざつど)	道路の混み具合を表す数値。交通容量に対する交通量の比で表す。	2-8

■ さ行

用語	解説	掲載頁
サイン (さいん)	目印、標識のこと。	3-16 他

市街化区域・市街化調整区域 (しがいかくいき・しがいかちようせいくいき)	「市街化区域」は、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域であるのに対し、「市街化調整区域」は市街化の抑制を図るべき区域で、都市計画法に基づき指定する。愛知県の場合、都市計画区域のすべてが、市街化区域または市街化調整区域に分類される。	2-5 他
自主防災組織 (じしゅぼうさいそしき)	自主的な防災活動を実施することを目的として、学区、町内会、自治会等を単位として組織されるもの。	3-20
自然環境保全地域 (しぜんかんきょうほぜんちいき)	自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定される地域。	2-38 他
自然環境保全法 (しぜんかんきょうほぜんほう)	自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、必要な開発規制等を規定した法律。	3-23
自然的環境インフラネットワーク (しぜんかんきょういんふらねつとわーく)	都市内の公園、緑地、河川、道路の環境施設帯等の空間や、都市内外に広がる海岸、湖沼等の水面や農地、森林、樹林地等の要素が互に関連を持ち、良好な自然環境のつながりが確保された状態。	3-23
寺叢 (じそう)	樹木が茂り、植生が豊かな寺院の境内地。	2-38 他
指定管理者制度 (していかりりしゃせいど)	公の施設の管理・運営を地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者を含む）に行わせる制度。多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、管理・運営にかかる民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的としている。	2-38 他
シティプロモーション (していぶるもーしょん)	市の魅力を発掘し、市内外に発信して広く知ってもらうこと。	3-21
充電スタンド (じゅうでんすたんど)	電気自動車等の乗り物の充電に用いる地上設置型の充電施設。	3-23
住民基本台帳 (じゅうみんきほんだいちょう)	各種行政の基準とするため、住民に関する各種の事項を市町村において一元的に記録しておく基本的な台帳。	2-4 他
準防火地域 (じゅんぼうかちいき)	火災発生時における延焼拡大の防止を目的に、建築物を耐火構造にするなどの義務づけを行うため、都市計画法に基づき指定する地域。	3-19
集約型都市構造 (しゅうやくがたとしこうぞう)	主要駅周辺等の中心市街地や生活の拠点となる地区に都市機能が集約され、その周辺や公共交通沿線に多くの人が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い都市構造。	2-37 他

商業統計調査 (しょうぎょうとうけいちょうさ)	国内における商業活動の実態を明らかにするため、日本全国にあるすべての商業事業所(卸売業、小売業)を対象として実施する調査。	2-15
新型コロナウイルス感染症 (しんがたころなういるすかんせんしょう)	新たに発見された新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による感染症のこと。医学用語で COVID-19 と呼ばれる。令和3(2021)年現在、世界規模で感染が流行しており、感染拡大予防策が重要となっている。	2-27
人口フレーム (じんこうふれーむ)	中・長期の目標となる将来推計人口。	3-3
ストック型社会 (すとつがたしゃかい)	住宅や橋・道路等の社会インフラを長持ちさせることにより、持続可能で豊かな社会が実現できるという考え方。	3-26
生産緑地地区制度 (せいさんりょくちくせいど)	農林漁業と調和した都市環境の保全、公害や災害の防止等に寄与する市街化区域内の農地等について、計画的な保全を図るべく指定する制度。	3-24
生態系 (せいたいけい)	食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。	3-24
生物多様性 (せいぶつたようせい)	様々な生物が存在している様子。	3-6 他
ソフト (そふと)	ソフトウェアの略。本プランでは、物理的な装置や構造物によらない、情報、理論、ノウハウ等の無形の部分を指す。	2-39 他
ゾーン (ぞーん)	地帯、区域、範囲のこと。	3-4 他

■ た行

用語	解説	掲載頁
耐震基準 (たいしんきじゆん)	建築物を設計する際の耐震能力に関する建築基準法に規定された基準。「旧耐震基準」は、昭和56(1981)年6月の建築基準法施行令改正以前の基準を指す。	3-19
多自然川づくり (たしぜんかわづくり)	洪水等に十分耐えられることを前提としながら、本来の自然の川の状態に近い形で改修工事を行うもの。	3-23 他
地域防災計画 (ちいきぼうさいけいかく)	災害対策基本法に基づき、都道府県や市町村が地域の実情に即して作成する、災害対策全般についての基本的な計画。	3-19
地区計画制度 (ちいきぼうさいけいかく)	自治体が必要に応じて活用できる都市計画制度。良好な住環境の確保等のため、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルール(敷地の使い方、建築物の用途や形態・道路・公園の位置等)を定めることができる。	3-14 他

地球温暖化 (ちきゅうおんだんか)	人間の活動により二酸化炭素(CO ₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。	2-37
治水 (ちすい)	河川の氾濫を防ぎ、運輸・かんがいの便をはかること。	2-33 他
長寿命化 (ちやうじゆみようか)	構造物が持つ資産価値としての維持(向上)や便益を確保していくための取り組み。	3-26
通過交通 (つうかこうつう)	ある地域を通過するだけで、その地域内には目的地を持たない交通のこと。本プランでは、幹線道路の渋滞を避けるため、周辺的生活道路を抜け道として利用する自動車等の交通を指す。	3-16
低炭素 (ていたんそ)	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出をできる限り低く抑えること。	2-39
低未利用地 (ていみりようち)	その場所にふさわしい利用が成されていない土地。特に、市街化区域内に位置しながら、建築物の立地等、都市的な利用が図られていない土地(田、畑、山林等)を指す。	2-39 他
デマンド交通 (でまんどこうつう)	オンデマンド交通の略。利用者による予約により運行する公共交通システム。乗り合いを前提としつつ、発着地を自由に指定できるなど、利用者の要望に柔軟に対応することができる。	3-15
投資的経費 (とうしてきけいひ)	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の整備等に要する経費のこと。	2-27 他
特定都市河川浸水被害対策法 (とくていとしかせんしんすいひがいたいさくほう)	浸水被害の防止を目的に、浸水被害を起こす特定の河川と流域を指定し、雨水の貯留・浸透設備の整備等の措置を規定した法律。あま市関連では、新川が法に基づく特定都市河川流域に指定されている。	3-18 他
都市基盤 (としきばん)	道路、公園、水路等の日常生活・都市活動の基盤となる施設。	2-8 他
都市計画区域 (としけいかくくいき)	市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりを考慮した中で、一体的に整備、開発し、保全する必要があるとして、都道府県が指定する区域。都市計画区域内では、開発・建築行為に対して基本的な制限の適用を受け、用途地域をはじめとした都市計画制度の活用も可能となる。あま市は、名古屋市を中心とした名古屋都市計画区域(11市5町1村)に属する。	1-1 他

都市計画道路 (としけいかくどうろ)	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路。都市計画決定された路線の区域内では、円滑な施設整備のために一定の建築制限が適用される。愛知県内の都市計画道路は、その機能に応じて、自動車専用道路、主要幹線道路、都市幹線道路、地区幹線道路、補助幹線道路に区分されている。	2-9 他
都市計画法 (としけいかくほう)	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした都市計画に関する法律。	1-1 他
都市圏 (としけん)	一般的に、核となる都市及びその影響を受ける周辺都市をひとまとめにした地域の集合体。	3-15 他
都市公園 (としこうえん)	都市部にある公園。特に都市公園法によって設置される公園をいう。	2-10 他
都市構造 (としこうぞう)	都市の骨格のこと。都市の中心地はどこか、都市活動の軸となるのはどの路線か、といった都市の重要な構成要素、特徴を総じて指す。	2-37 他
都市再生整備計画事業 (としさいせいせいびけいかくじぎょう)	地域住民の生活の質の向上や地域経済・社会の活性化を図るために、平成 16 (2004) 年度に創設された国土交通省所管の補助事業制度。	3-13 他
都市施設 (としせつ)	道路、公園・緑地、下水道等、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要な施設。特に、都市計画法に基づき定める各種施設の総称を指す。	1-1 他
土地区画整理事業 (とちくかくせいりじぎょう)	道路、公園、調整池等の公共施設を整備・改善して、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。	3-13 他

■ な行

用語	解説	掲載頁
内水はん濫 (ないすいはんらん)	大雨によって、水路や側溝等で雨水を排水することができず、あふれ出す洪水のこと。	2-24
南海トラフ地震 (なんかいとらふじしん)	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100 年から 150 年間隔で繰り返してきた大規模地震。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震及び昭和南海地震）が発生してから 75 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている。	2-22 他
ニーズ (にーず)	要求、需要のこと。	1-1 他
ネットワーク (ねっとわーく)	個々のつながり、網状に広がる様子。	3-2 他

農業振興地域 (のうぎょうしんこうちいき)	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として、都道府県知事が指定するもの。農業振興地域内では、その趣旨に沿った利用がなされていないものについて、勧告の対象となる。	2-21 他
農振法（農業振興地域の整備に関する法律） (のうしんほう(のうぎょうしんこうちいきのせいびにかんするほうりつ))	農業の振興が必要と認められる地域について、その振興のために必要な各種施策の基本を規定した法律。	3-25
農用地区域 (のうようちくいき)	農振法に基づき、農業振興地域のうち、概ね10年先を見越して積極的に農地保全を図るべき地域として指定するもの。農用地区域では、農地転用や開発行為が厳しく制限される。	2-21 他

■ は行

用語	解説	掲載頁
パーク＆ライド (ぱーくあんどらいど)	鉄道（軌道）駅やバス停まで自家用車で行き、駅やバス停の周辺の駐車施設に駐車して公共交通に乗り換えて目的地に向かう移動方法。	3-14
ハザードマップ (はざーどまっぷ)	地震、水害等の自然災害の被害を予測し、その被害範囲を示した図面。	2-24 他
ハード (はーど)	ハードウェアの略。本プランでは、物理的な装置や構造物等、有形のものを指す。	2-39
パートナーシップ (ぱーとなーしっぷ)	市民、団体、企業、行政機関等、異なる性格を有する組織・集団がそれぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。協力しながら働くという意味。協働。	2-29 他
バリアフリー (ぱりあふりー)	障がいのある人や高齢者の生活に不便な障害（道や床の段差等）を取り除こうという考え方。	3-16
P F I (ぴーえふあい)	Private Finance Initiative（民間資金等活用事業）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本整備を図る事業手法。	3-26
扶助費 (ふじょひ)	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者等に対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。	2-27 他
文化財保護法 (ぶんかざいほごほう)	文化財の保存と活用のために必要な事項を規定した法律。	3-25

ベッドタウン (べつどたうん)	大都市の周辺に位置する住宅都市。住宅の大部分が大都市に通勤し、夜だけ帰ってくるところからいう。	2-1
ポテンシャル (ぽてんしゃる)	潜在的な力のこと。集客ポテンシャルとは、広域から買い物、観光、ビジネス等の多様な目的で人が集まることが期待される潜在的な力のこと。	3-21
歩車分離 (ほしゃぶんり)	道路を構造によって歩道と車道に分離することにより、歩行者と車両の交通の安全を図ること。	3-16

■ ま行

用語	解説	掲載頁
マイクロモビリティ (まいくろもびりてい)	一人または二人乗りの小型の移動機器。自動車よりも小さく、小回りが利き、原動機を搭載する乗り物。主に、都市部や観光地の短距離移動、または日常生活における身近な移動に利用するものを指す。	3-15
マネジメント (まねじめんと)	一定の目的を効果的に実現するために、人的・物的諸要素を適切に結合し、その作用・運営を操作・指導する機能もしくは方法。	3-2 他
街なか居住拠点 (まちなかきよじゆうきよてん)	多くの人が集い交流するまちの顔づくりや、都市機能の集積を図り、居心地がよく歩きたく都市づくりを牽引する場。	3-4 他
密集市街地 (みっしゅうしがいち)	老朽住宅が密集し、公共施設が著しく不足している市街地のこと。	4-14 他

■ や行

用語	解説	掲載頁
遊水・保水機能 (ゆうすい・ほすいきのう)	遊水機能とは、河川沿いの田畑等において、雨水や河川の水を一時的に貯留する機能のこと。保水機能とは、雨水が地中に浸透する機能のこと。	3-18
優良農地 (ゆうりょうのうち)	一段のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことにより生産性が向上した農地等良好な営農条件を備えた農地のこと。	4-23 他

用途地域 (ようちいき)	自治体が必要に応じて活用できる最も基本的な都市計画制度。都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途について一定の制限を行うもので、住居系（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域）、商業系（近隣商業地域、商業地域）、工業系（準工業地域、工業地域、工業専用地域）に類別される。市街化区域内であれば、いずれかの用途地域に必ず指定される。	3-14
-----------------	--	------

■ら行

用語	解説	掲載頁
リニア（中央新幹線） (りにあ(ちゅうおうしんかんせん))	超電導リニアによる東京・大阪間の中央新幹線計画で、東京・名古屋間での先行開業に向けて工事が進められている。	2-37 他
リノベーション (りのべーしょん)	リフォームよりも大規模な改修工事のこと。既存の骨格（構造）だけを残し、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりする。	3-26
リフォーム (りふおーむ)	住宅の増改築、内部の改装のこと。	3-26
ロードサイド (ろーどさいど)	道路沿いのこと。ロードサイド型の施設は、一般的に車による利用を想定し、駐車場を備えたものを指す。	3-9 他

■わ行

用語	解説	掲載頁
ワークショップ (わーくしょっぷ)	学びや問題解決等のための会議手法の一つ。一般的には、参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態を指す。	2-30



令和4年3月